

野々市市 都市計画マスタープラン 見直し案



令和4年9月時点

第1章 計画の概要

1. 都市計画マスタープランの目的と役割	1
1－1 策定の背景と見直しの目的	1
1－2 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1－3 都市計画マスタープランの役割	3
1－4 計画目標年次と対象区域	4
2. 都市計画マスタープランの構成	5
3. 都市計画マスタープランの策定体制	6
4. 旧都市計画マスタープランの概要とこれまでのまちづくりの取り組み	7
4－1 旧都市計画マスタープランの概要	7
4－2 これまでのまちづくりの取り組み	8

第2章 都市づくりの現状

1. 社会経済情勢の変化	13
2. 現況特性	18
2－1 人口・世帯数	18
2－2 住宅	21
2－3 産業	23
2－4 土地利用及び土地利用条件	28
2－5 都市基盤整備状況	31
2－6 公共施設の立地状況	42
2－7 防災対策	46
2－8 景観	50
2－9 現況特性のまとめ	52
3. 住民意向調査	54
3－1 調査の概要	54
3－2 まとめ	55

第3章 都市づくりの課題整理と目標

第4章 将来都市像

1. 将来都市像	57
2. 都市づくりの目標	58
3. 将来都市構造	60
3-1 土地利用構成	60
3-2 拠点	61
3-3 交通ネットワーク	62
4. 人口フレーム	65

第5章 都市整備方針

1. 土地利用の方針	66
1-1 基本的な考え方	66
1-2 土地利用の方針	66
2. 市街地の整備方針	70
2-1 基本的な考え方	70
2-2 整備方針	70
3. 交通体系の整備方針	72
3-1 基本的な考え方	72
3-2 整備方針	72
4. 公園・緑地の整備方針	76
4-1 基本的な考え方	76
4-2 整備方針	76
5. 河川・上下水道の整備方針	79
5-1 基本的な考え方	79
5-2 整備方針	79
6. 良好的な都市環境形成の方針	80
6-1 基本的な考え方	80
6-2 整備方針	80
7. 都市景観形成の方針	82
7-1 基本的な考え方	82
7-2 整備方針	82
8. 安全・安心な都市環境の方針	84
8-1 基本的な考え方	84
8-2 整備方針	84
9. 高度な情報通信技術を活用した都市づくりの方針	87
9-1 基本的な考え方	87
9-2 分野別の方針	87

第6章 地域別構想

1. 地域区分の設定	89
2. 地域の概況	91
3. 地域別まちづくり方針	94
3-1 北部地域	94
3-2 東部地域	99
3-3 西部地域	104
3-4 南部地域	109

第7章 実現にむけて

1. 協働のまちづくり	114
2. 柔軟かつ効率的な都市計画行政の推進	115

第1章 計画の概要

1. 都市計画マスタープランの目的と役割

1-1 策定の背景と見直しの目的

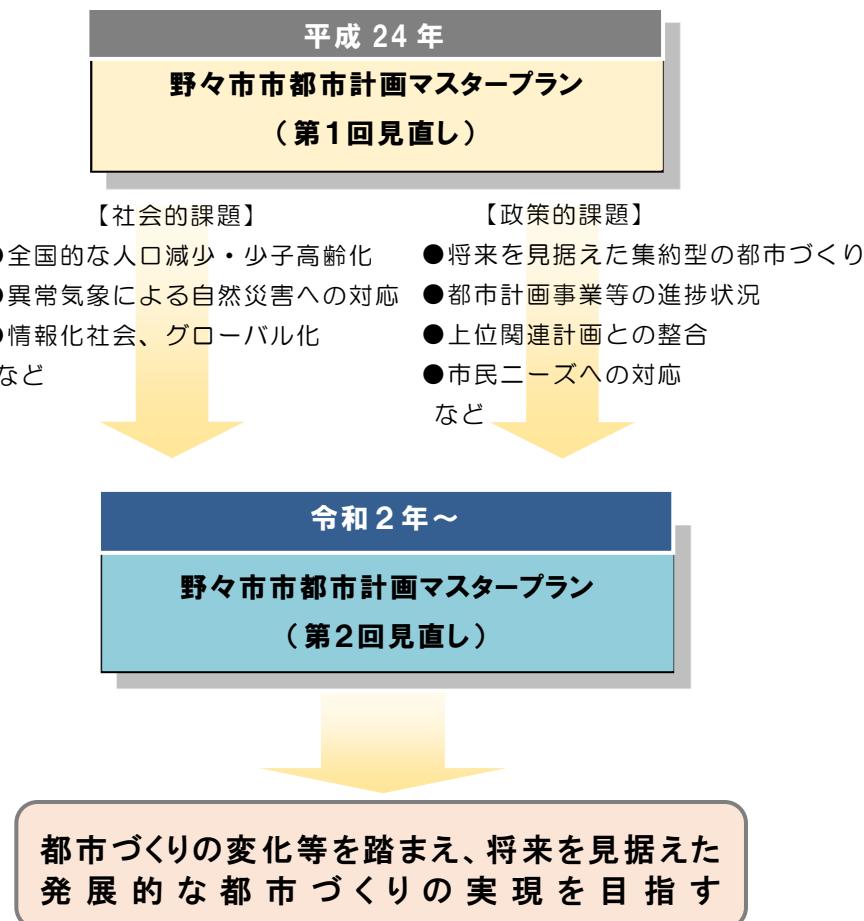
本市は、平成10年度に「野々市町都市計画マスタープラン」を策定し、その後平成24年度に見直しを行い、これに即して都市施設などの整備を進めてきました。

このような中、近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、異常気象による自然災害への対応、情報化社会やグローバル化など、社会情勢が変化しています。

本市においては、令和4年3月に本市のまちづくりの方向性を示す最上位計画である「野々市市第二次総合計画」を策定しました。

また、平成31年3月には「野々市市立地適正化計画」を策定し、都市施設や居住の集約、公共交通によりコンパクトな都市づくりを進めています。

このように、様々な社会的課題及び政策的課題に総合的に対応しながら野々市市の発展的な都市づくりの基本的な方針を定めるため、今回の見直しを行いました。

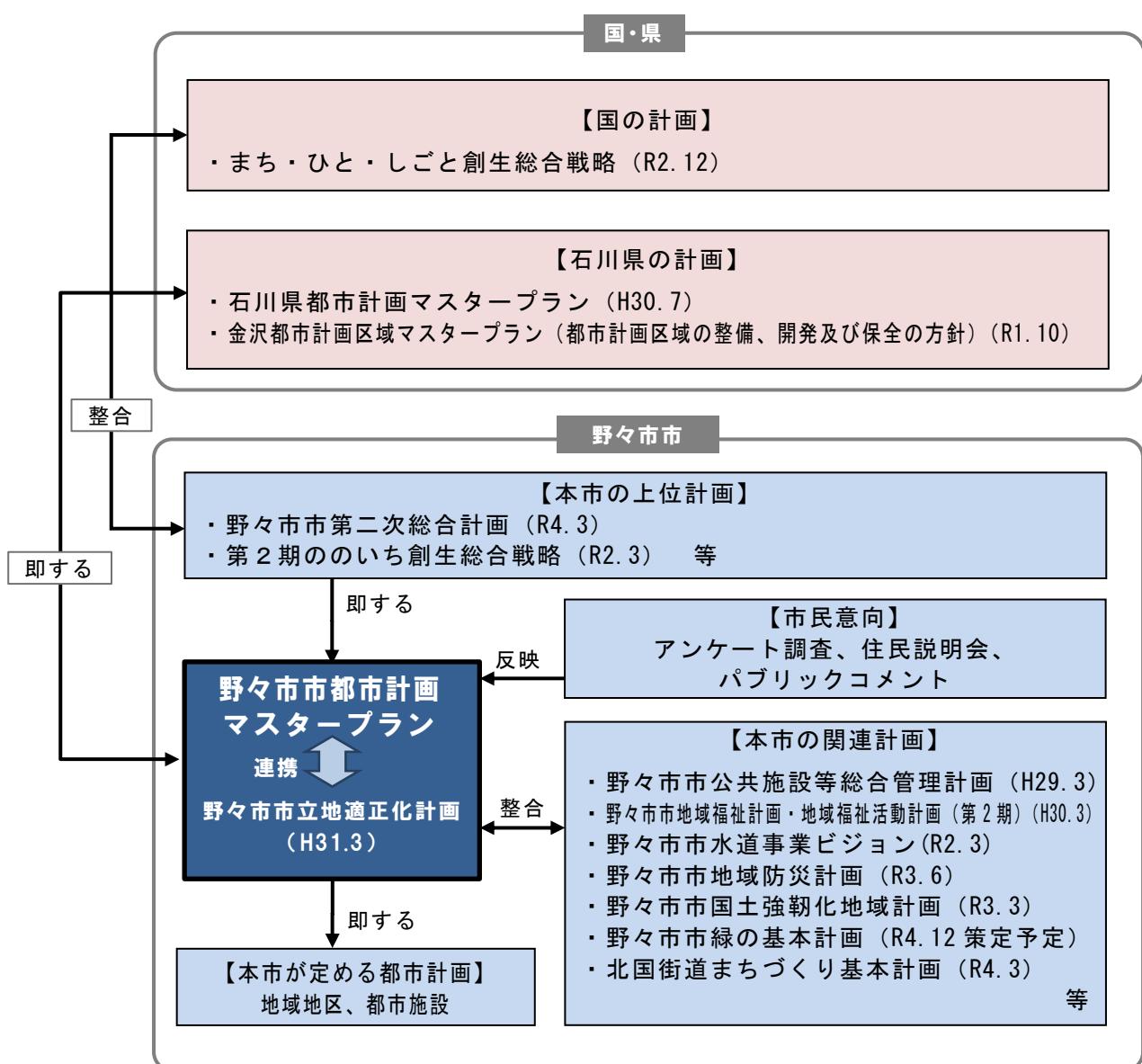


1－2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2により策定が義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置づけを持つものであり、県の定める「金沢都市計画区域マスタープラン」や「野々市市第二次総合計画」、「第2期のいち創生総合戦略」などの上位計画に即し、交通や住宅政策、防災等の様々な分野の関連計画との整合を図り、将来に渡っての都市づくりのビジョンを描いたものです。

また、アンケート調査などを実施し、市民意向を参考としながら本計画を策定しました。

【計画の位置づけ】



1－3 都市計画マスタープランの役割

本計画は、次のような役割を担っています。

① 都市づくりの将来ビジョンの明確化

総合計画に示された将来都市像について、都市計画の観点から長期的な都市づくりのビジョンとして示します。

② 都市づくりを進めるための指針

将来像を実現する手法の一つとして、本市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

③ 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

④ 時代の変化等に対応した柔軟な都市づくりの推進

将来的な人口減少時代の到来や、少子高齢化の進展、高度情報技術等の活用、多様な市民ニーズ等に対応した柔軟な都市づくりを可能にします。

⑤ 市民協働のまちづくりの指針

市民のまちづくりに対する意識を高め、今後の市民協働のまちづくりを進めていくための指針となることが期待できます。

1－4 計画目標年次と対象区域

(1) 計画目標年次

本計画では、基準年を令和4年度（2022年度）とし、目標年次を20年後の令和24年度（2042年度）とします。

ただし、本市の上位計画との整合性や、社会経済情勢等の変化への対応が求められる場合は、計画期間中においても必要に応じ適宜見直しを検討します。

目標年次：令和24年度（2042年度）

(2) 対象区域

対象区域は、野々市市全域とします。

【野々市市 位置図】



【出典：国土地理院 (<https://www.gsi.go.jp/top.html>) ※地理院地図を加工して作成】

2. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、下図に示すとおり、「全体構想」と「地域別構想」で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構成します。

【全体構想】

全体構想では、市全域を対象として現況における主要課題を整理したうえで、将来都市像とともに、土地利用、市街地、都市施設、生活環境、都市景観、安全・安心なまちづくりのあり方などの分野別にまちづくりの方針を示します。

【地域別構想】

地域別構想では、4つの地域を設定し、地域ごとの将来像やまちづくりの目標、具体的な整備方針などを示します。

【計画の構成イメージ】

I. 野々市市の現況とまちづくりの課題



II. 全体構想

- 野々市市の現状
 - ・都市の現況把握
 - ・上位関連計画の整理
 - など

- 都市づくりの課題
- 将来都市像

- まちづくりの方針
 - ・土地利用の方針
 - ・市街地の整備方針
 - ・都市施設の整備方針
 - ・良好な都市環境形成の方針
 - ・都市景観形成の方針
 - ・安全・安心な都市環境の方針
 - ・高度な情報通信技術を活用した都市づくりの方針

III. 地域別構想

- 地域区分の設定
 - ・北部地域
 - ・東部地域
 - ・西部地域
 - ・南部地域

- 地域別のまちづくりの方針
 - △△地域
 - ・まちづくりの課題
 - ・まちづくりの基本方針
 - ・地域別将来整備方針図
 - 土地利用の方針、
都市施設整備の方針
など

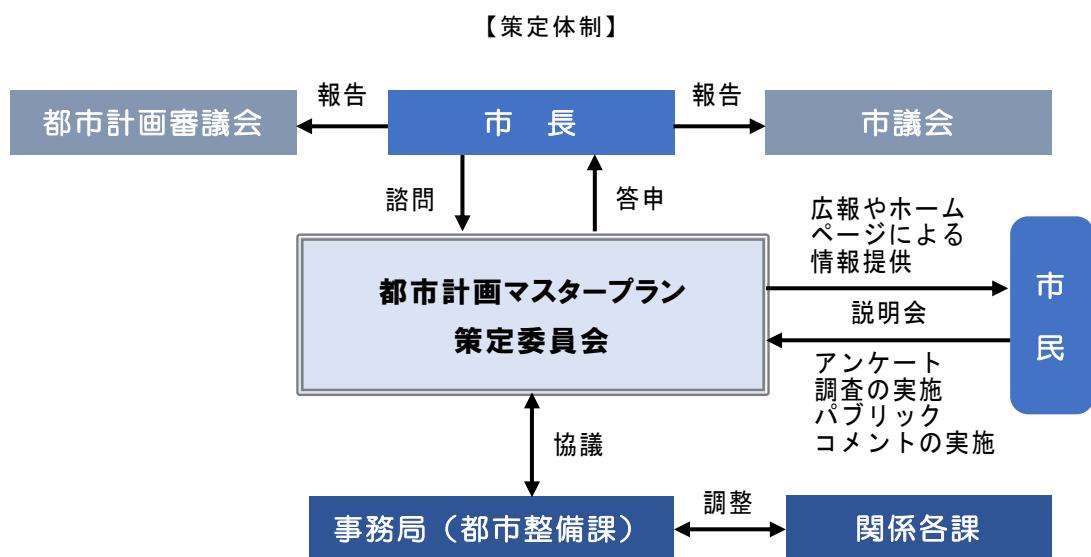
市全体の総合的・体系的計画と地域別のきめ細やかな計画策定

3. 都市計画マスターplanの策定体制

本計画は次に示す体制で作成しています。

学識経験者、市民代表等で構成する「野々市市都市計画マスターplan策定委員会」(以下、「委員会」とする。)において、各部門別の計画等について協議・調整しました。

また、市民アンケートや地域別説明会及びパブリックコメントを実施し、広くかつ具体的に市民の意見を聴取し、計画の参考としました。



4. 旧都市計画マスターplanの概要とこれまでのまちづくりの取り組み

4-1 旧都市計画マスターplanの概要

平成24年4月策定の「野々市市都市計画マスターplan」においては、将来都市像を「安全・快適な生活環境を備えた 魅力ある定住都市 野々市」としています。

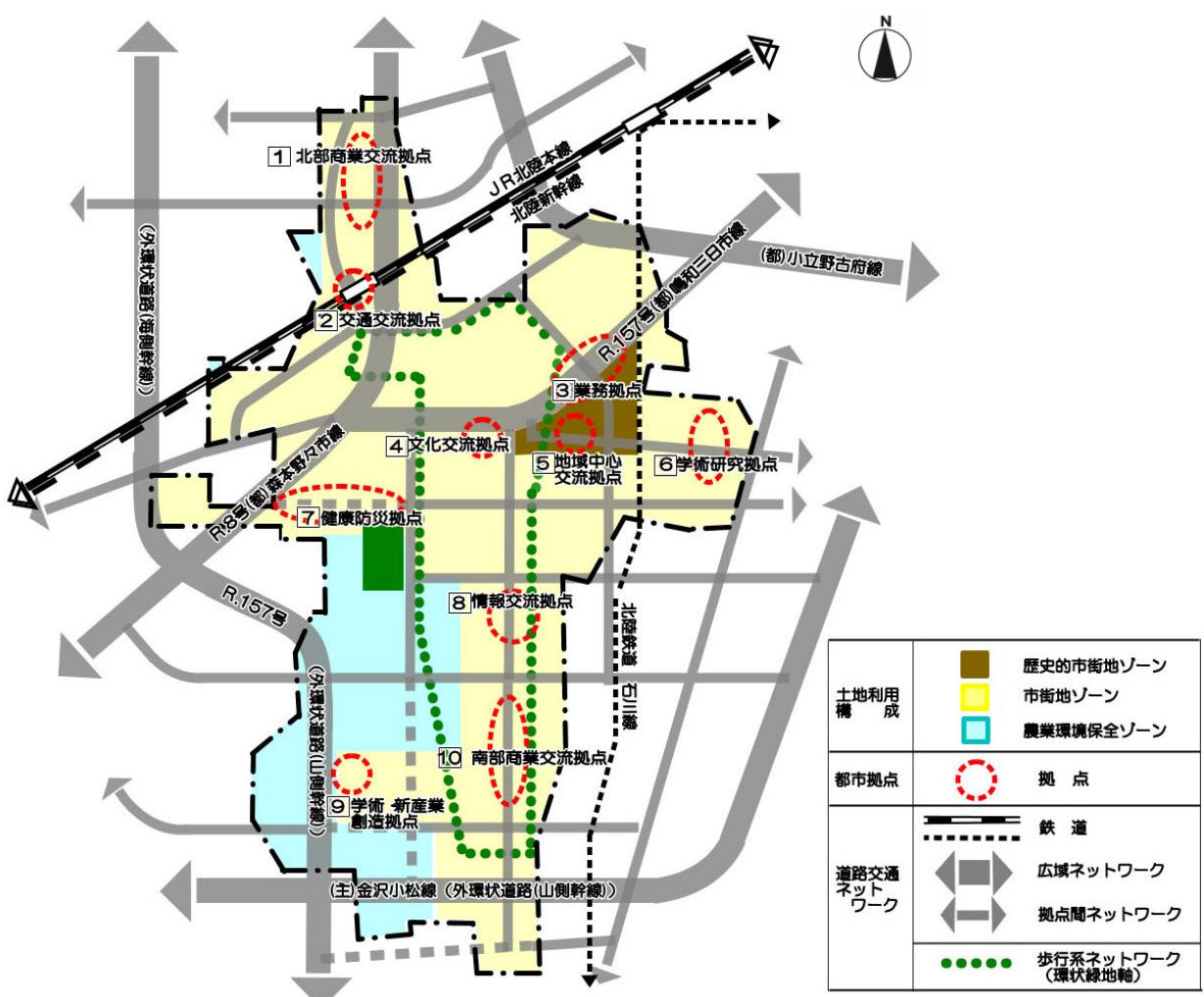
■まちづくりの目標

- ① 住み続けることに魅力があり、活力のあるまちづくりを進めます
- ② 歩いて暮らせる快適で身近なまちづくりを進めます
- ③ 環境に優しく、農や緑と調和したうるおいのある都市環境の形成を進めます
- ④ 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます
- ⑤ 本市を愛し支える人を育て、市民・行政のパートナーシップを形成します

■目標人口

2025年時点 55,000人

【野々市市都市計画マスターplan (H24.4) 将来都市構造図】



4－2 これまでのまちづくりの取り組み

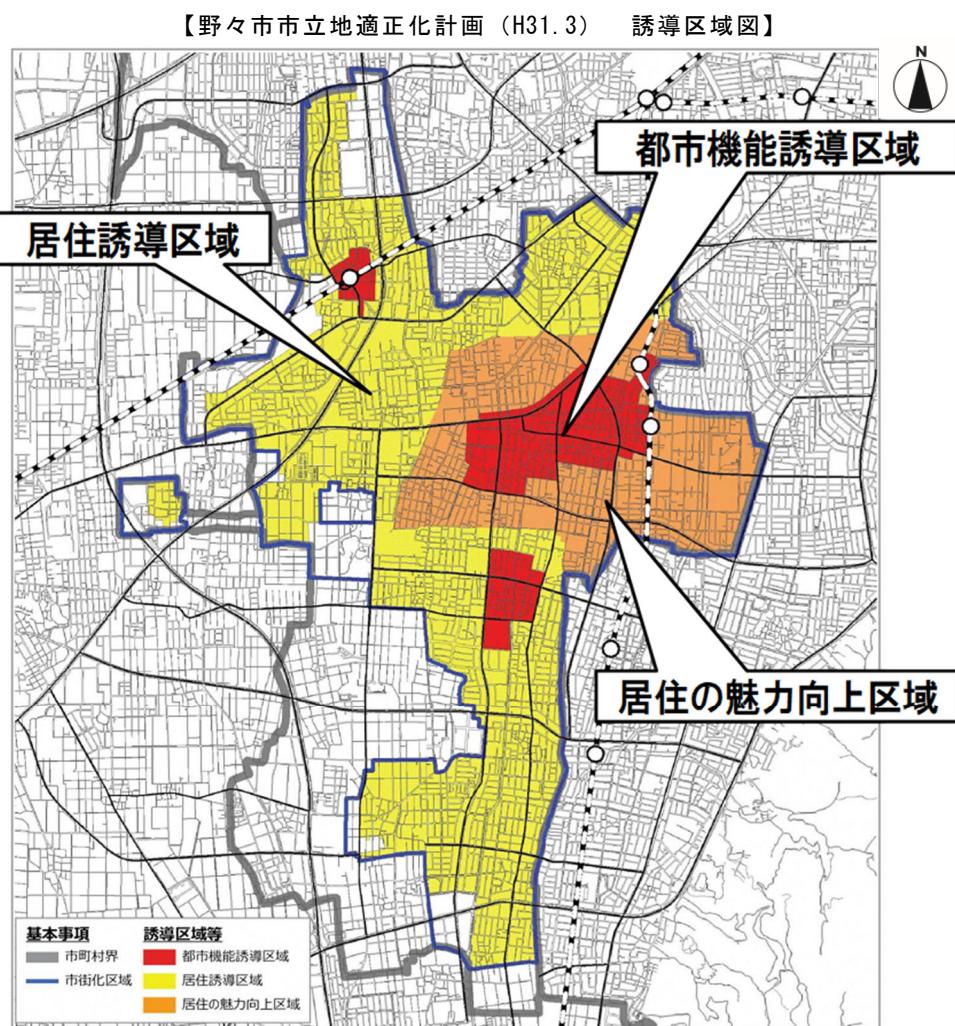
本市はこれまで、旧野々市市都市計画マスタープランで位置づけた将来都市像の実現に向けて、土地利用をはじめ、市街地や都市施設の整備など、各種都市づくりの基本方針を基に、市民ニーズや社会経済情勢等の変化に対応しながら、積極的にまちづくりに取り組んできました。

以下に旧都市計画マスタープラン策定以降の主な取り組みを整理します。

(1) 土地利用に関する取り組み

都市機能や居住の適切な立地誘導による集約的な市街地の形成促進

- より適切な都市機能の配置や生活サービスの提供を進めることにより、持続可能な定住都市を目指すため、平成31年3月に「野々市市立地適正化計画」を策定
- 歩いて暮らせる「のっティタウン」を目指して、都市機能誘導区域と居住誘導区域等を設定



(2) 市街地整備に関する取り組み

土地区画整理事業の実施により計画的に市街地を整備

- 平成 24 年度以降に、3 事業(柳町地区、中林地区、西部中央地区)を新規に実施。うち柳町地区は完了
- 合計面積：61ha



▲西部中央地区



▲中林地区

学習・交流を通じたまちづくり拠点施設を整備

- 学びの杜ののいちカレード(H29.10)、にぎわいの里ののいちカミーノ(H31.3)を整備
- 学習・交流を通じたまちづくり拠点、にぎわい拠点として多くの市民が利用
- 公有地（県立養護学校跡地や中央公民館跡地）を有効に活用しながら、民間活力も導入し整備



▲学びの杜ののいち カレード

●図書館機能と市民学習センター機能を融合させた生涯学習施設で、市民の学びと文化・芸術・創造、情報発信、市民協働におけるシンボルとして位置づけられる拠点施設です。



▲にぎわいの里ののいち カミーノ

●中央・野々市公民館機能、市民活動センターの複合施設と、本市物産品の販売や観光PR拠点となる商業施設（民間棟）を合わせ持つ、ヒト・モノの交流によるにぎわい創出の拠点施設です。

本市の玄関口としての JR 野々市駅南口広場を整備

- 北陸新幹線開業に合わせ、駅南口広場を整備し、駅周辺を交通交流拠点として機能強化（平成 25 年 10 月完成）

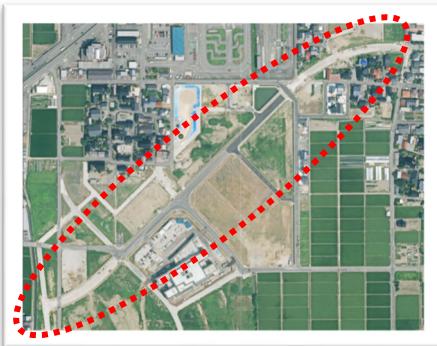


▲JR 野々市駅南口広場

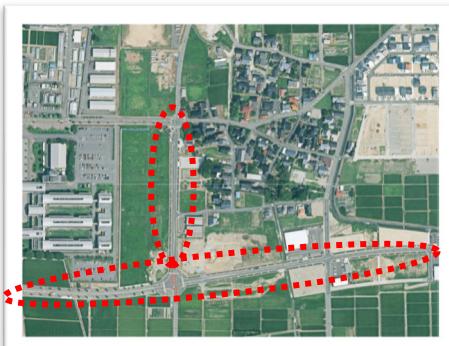
(3) 都市施設に関する取り組み

円滑な交通流道を促す道路ネットワーク形成に向けた都市計画道路を整備

- 平成 24 年度以降に、都市計画決定道路延長 4,330m、整備済道路延長 3,340 m 増加（令和 3 年 3 月時点）
- 土地区画整理事業と一体的に道路整備が進捗



▲都市計画道路高尾郷線
(西部中央地区)



▲都市計画道路四十万末松線、堀内上林線
(中林地区)

コミュニティバス「のっティ」の利便性を向上

- 市民のニーズに対応するため、西部ルートの増便
- 野々市小学校北側に交通広場を整備



▲交通広場の整備（野々市小学校北側）

市民の憩いと安らぎの場となる公園・緑地を整備

- 平成 24 年度以降に、都市公園は 12 地所、4.8ha 増加（令和 3 年 3 月時点）
- 一人当たりの都市公園面積は 5.1 m²／人から 5.7 m²／人に増加



▲つばきの郷公園

市民の快適で安心な暮らしを支える上下水道を整備

- 平成 24 年度以降に、上水道の給水人口は約 3,200 人増加（令和 3 年 3 月時点）
- 下水道整備面積 112ha 増加、整備延長 21km 増加
- 下水道普及率は 91% から 98% に増加

（4）良好な生活環境形成に関する取り組み

柳町や中林地区等で地区計画制度の導入により良好な生活環境を創出

- 地区計画を 4 地区追加し、約 71ha 増加（令和 3 年 3 月時点）
- 現在、計 9 地区、合計 247ha を指定

（5）都市景観形成に関する取り組み

歴史的街並み景観等を活かした旧北国街道のにぎわいを創出

- 「北国街道まちづくり基本計画」（R4.3）に基づく「北国街道にぎわい創出プロジェクト」を推進し、各種イベント等を市民と協働で実施
- カレードやカミーノ、旧北国街道にて住民主導のイベント等を開催



▲カミーノ（民間棟）で開催のマルシェ

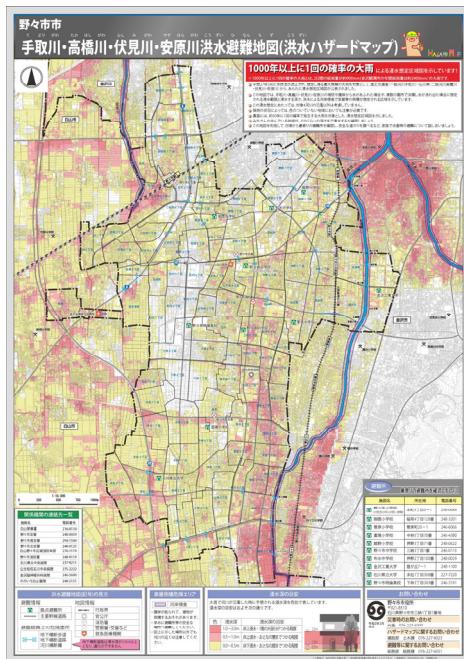
▲旧北国街道のまち歩き

(6) 安全・安心な都市づくりに関する取り組み

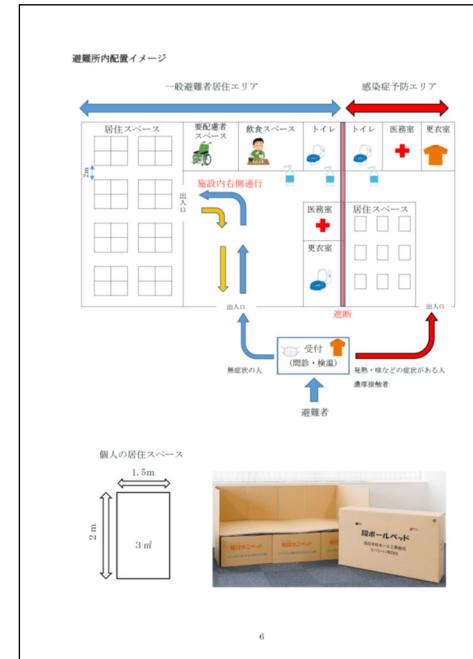
建築物の耐震化促進、浸水対策等の各種取り組みを総合的に推進

- 市内の住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化を促進し、地震被害を軽減するため、それら建築物の耐震診断、耐震改修を促進するための計画として H19.3 に策定した「野々市市耐震改修促進計画」を H29.3 に改定
- 本市において想定される大規模自然災害のリスク等を踏まえ、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「野々市市国土強靭化地域計画（R3.3）」を策定
- 1000 年以上に 1 回の確率（想定し得る最大規模）の降雨を想定した洪水ハザードマップを作成し R2.3 より公開
- 「新型コロナウイルス感染症対策避難所開設マニュアル（R3.10）」を作成

【洪水ハザードマップ】



【新型コロナウイルス感染症対策避難所開設マニュアル】



第2章 都市づくりの現状

1. 社会経済情勢の変化

1. 人口減少、少子化・超高齢社会の同時進行

- 我が国の総人口は近年減少傾向にあり、今後はさらにその傾向が進んでいくことが予測されているばかりでなく、同時に少子高齢化も進行し、都市づくりの方向性を左右する大きな要因となっています。
- 本市においても、長期的には同様に動向していくことが予想されており、一定の人口維持に効果的な都市づくりのあり方や、都市の規模に応じた適正な都市づくりを進めていくことが求められます。

2. 安全・安心な都市づくりへの対応

- 近年全国各地で見られる自然災害の脅威を背景として、災害に対する市民意識は非常に高くなっています。
- 身近な生活道路における安全の確保、子どもたち等を危険から守る防犯機能の強化なども必要です。
- 自然災害の予防対策強化をはじめ、市民だれもが末永く安全・安心に暮らせる都市づくりを進めていくことが求められます。

3. 持続可能な都市づくりへの対応

- 国際社会共通の目標として2015年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。
- SDGsにおけるゴール（意欲目標）を念頭に、本市においても国際社会の一員として、その目標達成に資する持続可能でよりよい世界を実現するための都市づくりを進めていくことが求められます。

4. 環境や美しい景観、文化に対する関心の高まり

- 2020年10月、日本政府により「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言された中、世界規模で地球温暖化抑制に対する取り組みがなされており、都市づくりにおいてもカーボンニュートラルの実現に向けた対策が求められています。
- 我が国は豊かな自然や歴史・文化など、美しく価値のある資源を数多く有しており、それらを大切に守り後世に継承していく責務があります。都市づくりにおいても、地域の自然景観や歴史・文化をその都市のアイデンティティの一つと捉え、都市の個性創出、魅力向上に効果的に活用していくことが求められます。

5. 心の豊かさ、価値観の多様化

- 「国民生活に関する世論調査」（令和元年度）によると、「これからは心の豊かさ」を重視する傾向が高く、また、人生において「より質の良さ」を求める価値観は「QOL」（Quality of Life）と表現されるなど、都市づくりにおいても高質な生活環境の確保が求められています。
- 性別や年齢に応じた趣向や行動などは、一定程度特徴付けられるものの、それに囚われない物事の捉え方や生き方等価値観の多様化が進んでいます。昨今では、特に働き方に関してテレワークやサテライトオフィスの活用、さらにはワーケーションなど、働き方にも大きな変化が生まれており、都市づくりのあり方に大きく影響するものと考えられます。

6. 地方の自立と広域的な都市づくり

- 我が国の総人口は減少しつつある中、特に東京圏の人口は増加傾向にあり、人口のみならず都市づくりにおいても東京一極集中の傾向が問題視されています。そのため、日本政府もその是正のため地方創生を掲げ、地方自治体の自立性、地域性等を重視した都市づくりを推進しています。
- 本市においても「第2期ののいち創生総合戦略」に基づきながら、隣接都市等との役割分担と連携も図りつつ、「暮らしやすいまち」としての魅力を高め、「選ばれるまち」であり続けていくことが求められます。

7. 成長する都市づくりへの対応

- 社会経済情勢の変化に適切かつ柔軟に対応していくことは、都市づくりにおいても必要不可欠です。
- IoT、AIなどの技術を生かし、今までにない新たな価値を生み出す社会、いわゆる Society5.0 に係る産業や人材の確保等、今後も成長し都市間競争に勝ち抜くための都市づくりを進めていくことが求められます。

参考：SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

【外務省HPより】

【MDGsからSDGsへの変遷】



【17のゴールのアイコン】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



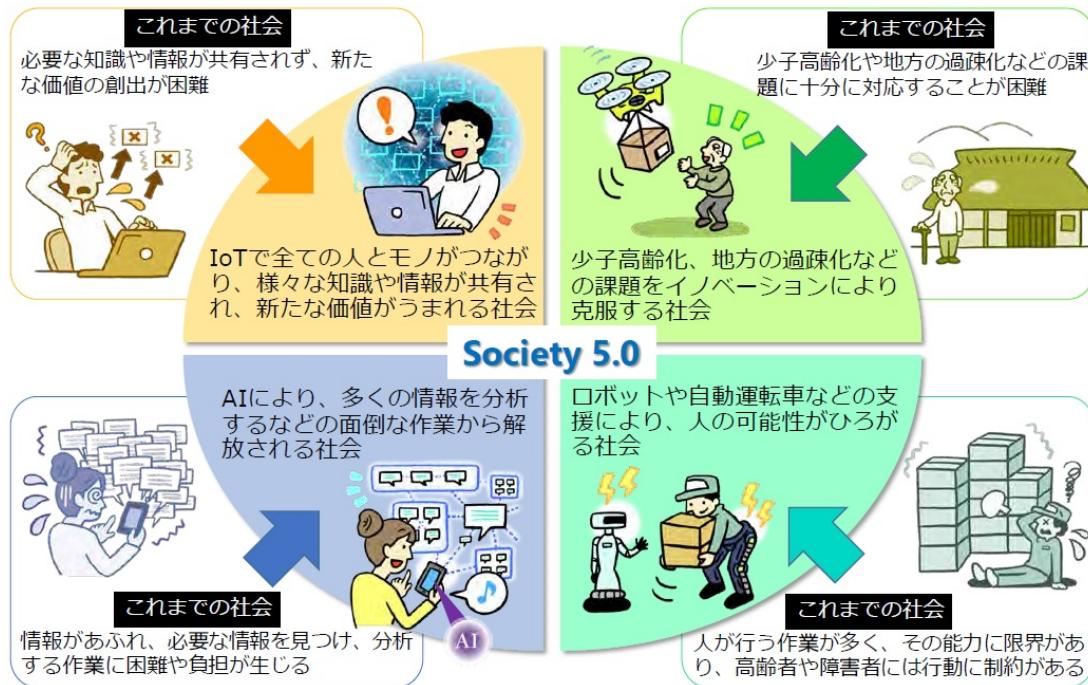
■SDGs の 17 の目標

目標 1 【貧困】		あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 【飢餓】		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 【保健】		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 【教育】		すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 【ジェンダー】		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
目標 6 【水・衛生】		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 【エネルギー】		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 【経済成長と雇用】		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9 【インフラ、産業化、イノベーション】		強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 【不平等】		国内及び国家間の不平等を是正する
目標 11 【持続可能な都市】		包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 【持続可能な消費と生産】		持続可能な消費生産形態を確保する
目標 13 【気候変動】		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 【海洋資源】		持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 【陸上資源】		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失の阻止する
目標 16 【平和】		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 【実施手段】		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

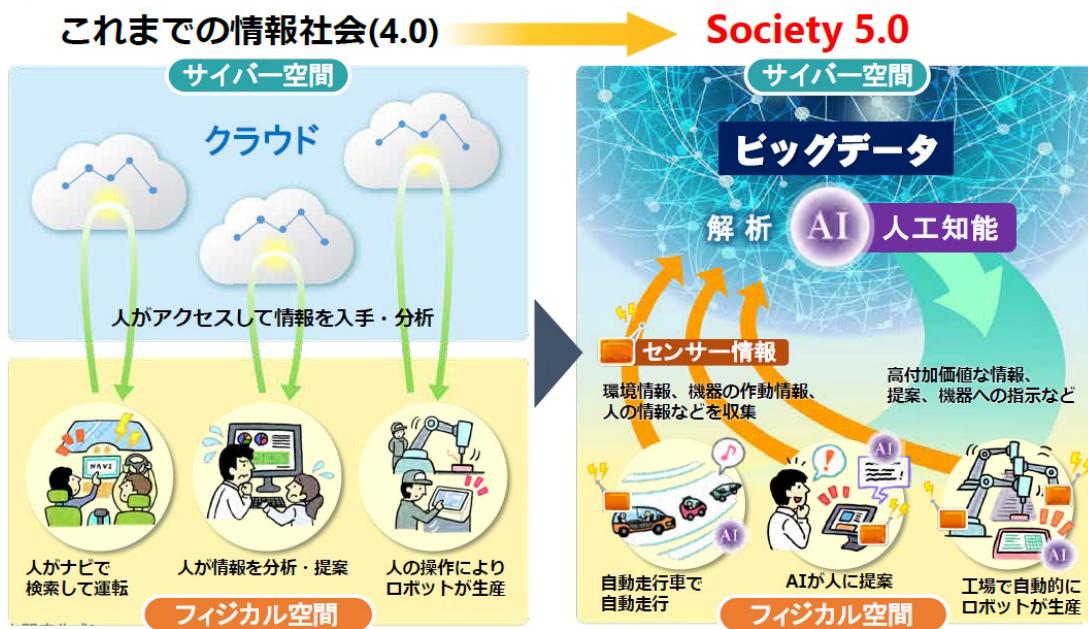
参考：Society5.0とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

■ Society5.0で実現する社会



■ サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合



2. 現況特性

2-1 人口・世帯数

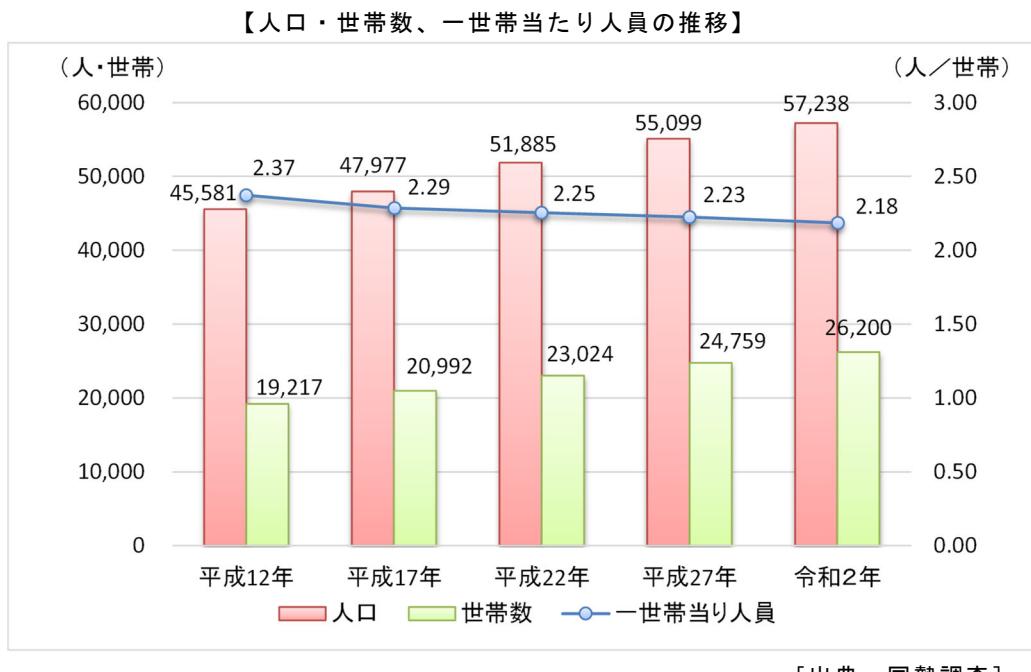
(1) 総人口・世帯数

平成12年から令和2年の国勢調査による総人口、世帯数の推移を見ると、総人口は経年的に増加傾向にあり、令和2年時点では57,000人を超えていきます。

世帯数も同様に経年的に増加傾向にあり、令和2年時点では26,200世帯となっています。

このような状況の中、世帯数増加の傾向が顕著で、一世帯当たり人員は経年的に減少傾向にあり、令和2年時点では2.18人／世帯となっています。

今後も一世帯あたりの人員は減少するものの、世帯数は増加する傾向が続くと予想されます。



(2) 年齢別人口

平成12年から令和2年の国勢調査による年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0～14歳）の割合は、約15%でほぼ横ばいの状況です。

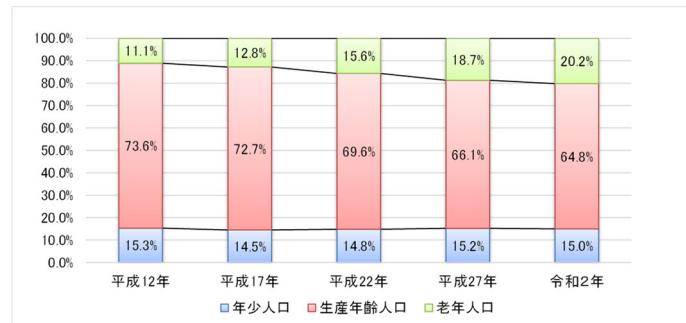
生産年齢人口（15歳～64歳）割合は、いずれの年も全体の6割以上と最も多くを占めていますが、経年的に減少傾向にあります。

老人人口（65歳以上）割合は、経年的に増加傾向にあり、令和2年時点では全体の約2割を占めています。

令和2年時点での近隣都市及び県平均と比較すると、本市は年少人口、生産年齢人口の割合が高く、老人人口の割合が低くなっているのが大きな特徴となっています。

本市は、近隣都市と比較して年少人口割合、生産年齢人口の割合が高くなっていますが、老人人口割合は増加傾向にあり、将来的な少子高齢化の進展を見据えた集約型の都市づくりを進める必要があります。

【年齢3区分別人口割合の推移】



[出典：国勢調査]

【年齢3区分別人口割合の比較】

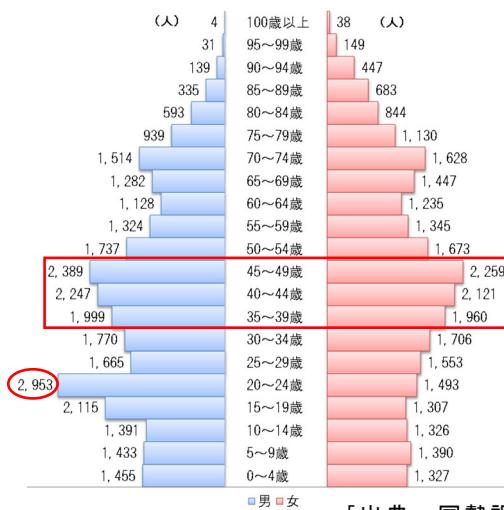
区分	年少人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (%)	老人人口割合 (%)
野々市市	15.0	64.8	20.2
金沢市	12.5	60.5	27.0
内灘町	12.7	60.0	27.3
白山市	13.8	58.0	28.2
津幡町	13.7	61.7	24.6
県平均	12.3	57.7	30.0

[出典：国勢調査]

また、令和2年時点の男女別・5歳階級別人口を見ると、20～24歳男性人口が2,953人と突出して多く、学生が多く住むまちとしての特性を表しています。

加えて、男女とも35～49歳の人口も多く、働き手、子育て世代の多さも特徴となっています。

【男女別・5歳階級別人口】



[出典：国勢調査]

(3) 夜間人口密度の経年変化

昭和45年から平成27年に至る45年間の市内における夜間人口密度の経年変化を見ると、昭和45年では、市街地北東部の北陸鉄道石川線野々市駅及び野々市工大前駅西口周辺地区が突出して高い人口密度を示していましたが、平成27年では、その周辺エリアをはじめ、富奥地区の土地区画整理事業が行われた地区へ高い人口密度エリアが拡大していることが伺えます。

近年、土地区画整理事業を行った地区を中心に人口密度のエリアが拡大していくことが想定されます。

【夜間人口の変遷 [左：昭和45(1970)年、右：平成27(2015)年]】



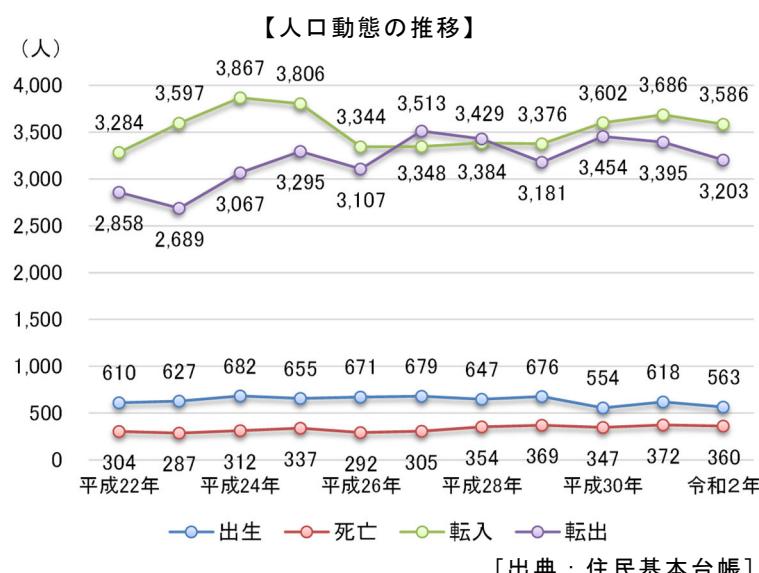
[出典：都市構造可視化計画より作成]

(4) 人口動態の推移

平成22年から令和2年の住民基本台帳による人口動態を見ると、自然動態（出生数－死亡数）は経年的に出生数が200人以上多く超過傾向にあります。

また、社会増減（転入数－転出数）を見ると、平成27年頃に転出数が上回っている状況でありましたが、近年転入超過となっています。

今後も定住に向けた取り組みを推進する必要があります。



[出典：住民基本台帳]

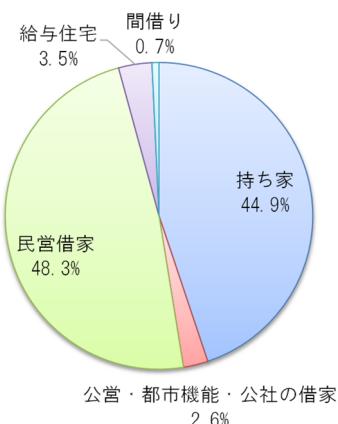
2-2 住宅

(1) 一般世帯における住宅の所有形態

令和2年国勢調査時点における住宅の所有形態を見ると、最も多いのは民営借家で、全体の約48%と半数近くを占め、次いで持ち家が約45%となっています。

石川県全体の住宅の所有形態と比較すると、県全体に占める持ち家の割合が約70%、同じく民営借家が約25%となっており、本市は持ち家率が低い分、民営借家の占める割合が多いのが特徴となっています。

【住宅の所有形態別割合】



【住宅の所有形態別割合の比較】

住宅の所有形態	野々市市		石川県
	世帯数（世帯）	構成比（%）	構成比（%）
持　ち　家	11,631	44.9	69.0
公営・都市機能・公社の借家	670	2.6	2.3
民　営　借　家	12,523	48.3	24.9
給　与　住　宅	909	3.5	2.8
間　　借　　り	190	0.7	1.0
合　　計	25,923	100.0	100.0

[出典：国勢調査]

(2) 持ち家数・持ち家率の推移

平成12年から令和2年の国勢調査における持ち家数及び持ち家率の推移を見ると、持ち家数は経年的に増加傾向にあり、持ち家率は平成17年に減少したものとの、その後は増加傾向にあります。

土地区画整理事業等による住宅地の整備に伴う、持ち家の増加がみられており、今後も住宅地における良好な居住環境の維持・創出を行う必要があります。

【持ち家数・持ち家率の推移】



[出典：国勢調査]

(3) 地区別空き家件数

「野々市市市空家等対策計画」(H30.3)策定に当たり実施した「空家等実態調査」(H29.9)によると、本市には合計145件の空き家が立地しており、本町地区では62件（構成比約43%）と最も多く、次いで富奥地区が39件（約27%）、押野地区が33件（約23%）、郷地区が11件（約8%）となっています。

世帯数に占める空き家の割合を見ると、市全体では0.6%、地区別に見ても0.3～0.9%と、いずれも1%未満とそれほど高くないと言えます。

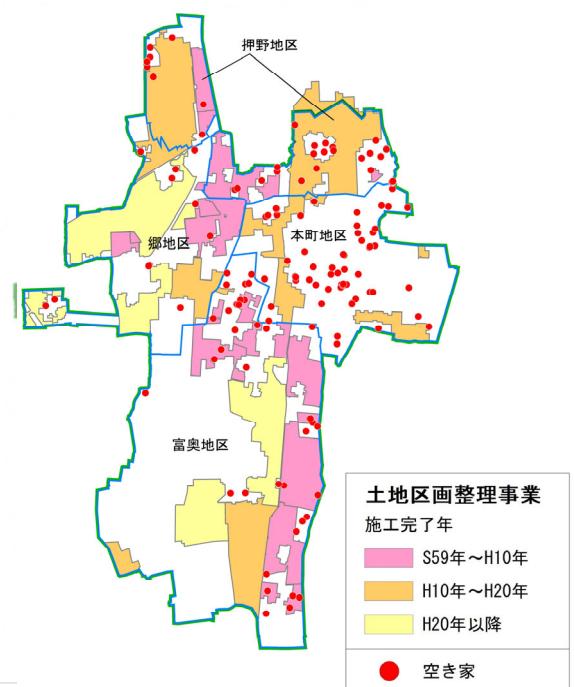
また、空き家の分布状況を見ると、土地区画整理事業を実施していないエリアに集中している他、事業が完了してから長期間経過しているエリアにも分布しています。

空き家の活用、建替えに伴った道路拡幅等による居住環境の向上が必要になります。

【地区別空き家件数及び空き家割合】

地区名	空き家件数（件）(a)		空き家割合※2 (a)/((a)+(b))
	世帯数※1 (b)	(a)	
本町地区	62 42.8%	6,615	0.9%
富奥地区	39 26.8%	8,227	0.5%
郷地区	11 7.6%	4,129	0.3%
押野地区	33 22.8%	4,138	0.8%
合 計	145 100.0%	23,109	0.6%

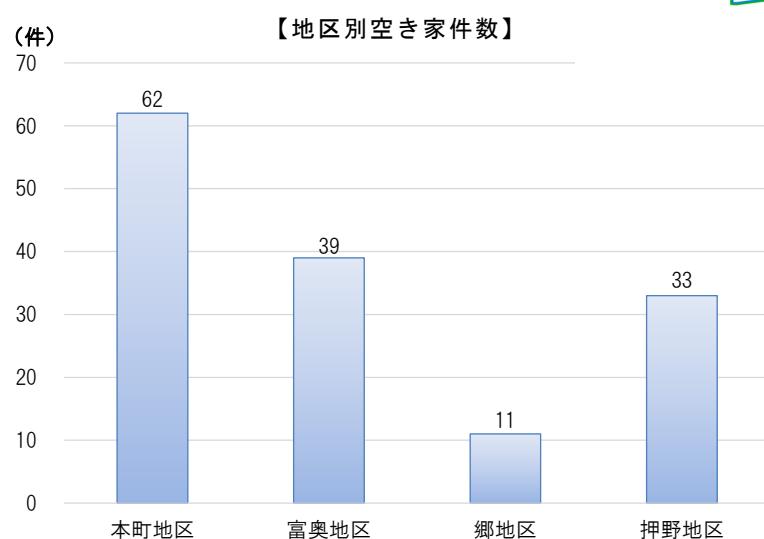
【空き家分布状況】



※1：平成29年12月末日現在。

※2：空き家割合の算出にあたっては、総数（分母）を空き家件数+世帯数として算出している。

【地区別空き家件数】



[出典：H29年度野々市市空家実態調査]

2-3 産業

(1) 産業分類別就業者数

平成12年から令和2年の国勢調査による産業分類別就業人口の推移を見ると、第3次産業就業人口が経年的に増加傾向にあり、令和2年では全体の約7割を占めています。

第2次産業就業人口は平成22年以降微増しており、令和2年では全体の約26%を占め、第1次産業就業人口は約1%となっています。

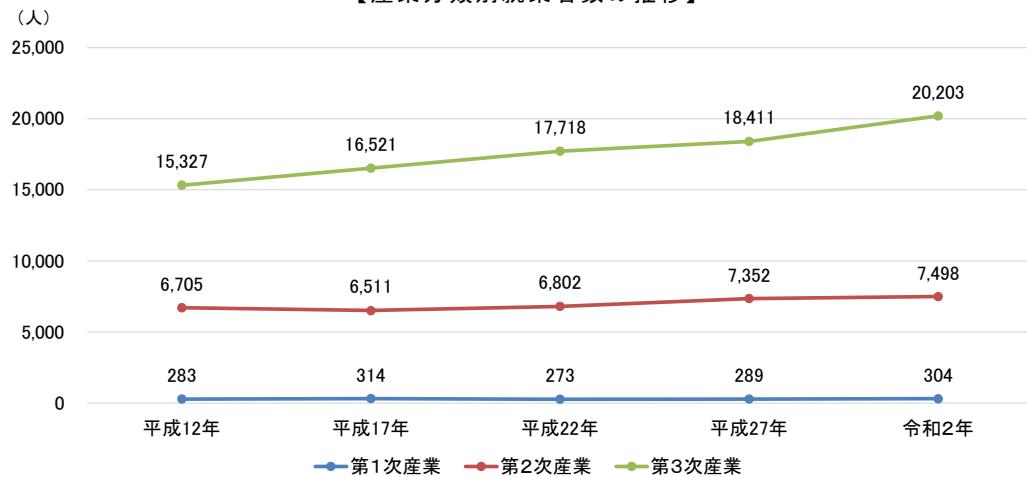
人口の増加に伴い、第2次・3次産業就業人口は増加傾向にあります。第1次産業は横ばいとなっています。第1次産業の中心となる農業は地域に必要な生活基盤として維持・活性化していくとともに、第2次・3次産業は職住近接型の就業基盤として活性化していく必要があります。

【産業分類別就業者数の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業(人)	283	314	273	289	304
構成比	1.2%	1.3%	1.1%	1.1%	1.0%
第2次産業(人)	6,705	6,511	6,802	7,352	7,498
構成比	29.2%	27.5%	26.2%	27.0%	26.1%
第3次産業(人)	15,327	16,521	17,718	18,411	20,203
構成比	66.9%	69.6%	68.2%	67.7%	70.4%
分類不能(人)	631	387	1,158	1,140	702
構成比	2.7%	1.6%	4.5%	4.2%	2.5%
合計(人)	22,946	23,733	25,951	27,192	28,707
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[出典：国勢調査]

【産業分類別就業者数の推移】



[出典：国勢調査]

(2) 就業者と流入出状況

平成12年から令和2年の国勢調査による就業者と流入出状況の推移を見ると、経年的に常住地による就業者数（普段野々市市に住んでいる就業者）と従業地による就業者数（野々市市で従業している就業者）がともに増加する中、本市以外で働く就業者数の割合が増加傾向にあり、令和2年時点で流出率が約64%となっています。

一方、本市に流入する就業者数は、平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年時点で減少し、その後平成27年時点で再び増加に転じ、令和2年時点では流入率は約55%となっています。

常住地就業者数に対する従業地就業者数の比率＝就従比率を見ると、80%台で推移しており、近年低くなってきてているものの、本市は依然住宅都市としての性格を有していると言えます。

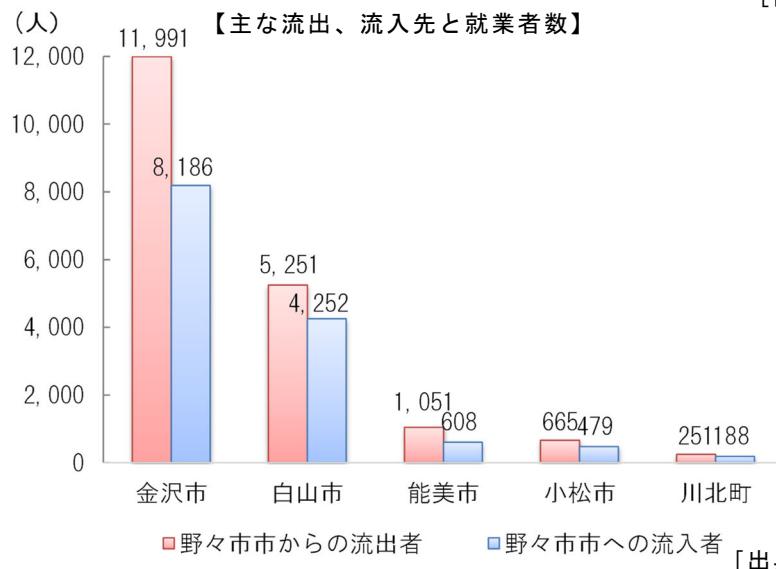
主な流出、流入先とその数を見ると、金沢市が流入、流出ともに最も多く、特に金沢市への流出者数が非常に多くなっています。また、白山市も流出、流入先としての関係が深いことが伺えますが、金沢市とは違い、本市への流入者数の割合が比較的高いことが特徴的です。

隣接都市への流出が多いですが、一定の流入もみられることから、居住地としての利便性を高める必要性があるとともに、働く場の確保も必要です。

【集合者と流入出状況の推移】

区分	常住地 による 就業者数 (人)	流 出		従業地 による 就業者数 (人)	流 入		従／常 就業者 数比率 (%)
		就業者数 (人)	流出率 (%)		就業者数 (人)	流入率 (%)	
平成12年	22,946	13,966	60.9	20,509	11,529	56.2	89.4
平成17年	23,733	14,767	62.2	21,123	12,157	57.6	89.0
平成22年	25,951	16,449	63.4	21,234	11,732	55.3	81.8
平成27年	27,192	17,395	64.0	22,447	12,650	56.4	82.6
令和2年	28,707	18,329	63.8	22,961	12,583	54.8	80.0

[出典：国勢調査]



[出典：国勢調査]

(3) 農業（農家人口、農家数、経営耕地面積）

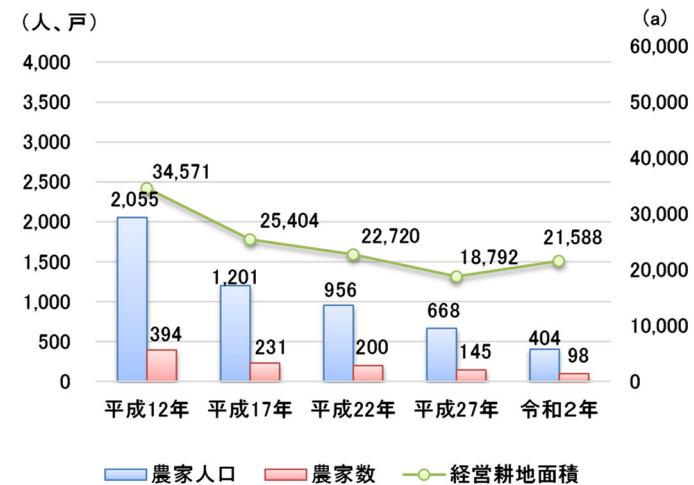
平成 12 年から令和 2 年の農林業センサスによる農家人口、農家数及び経営耕地面積の推移を見ると、農家人口、農家数、経営耕地面積全てにおいて経年的に減少傾向にあります。

令和 2 年では、平成 12 年から、それぞれ約 80% 減、約 75% 減、約 38% 減となっており、特に農家人口の減少が顕著であることが伺えます。

また、令和 2 年の農林業センサスによる販売農家数は、合計 98 戸となっており、内訳は兼業収入が農業収入より多い兼業（第 2 種）が 68 戸と最も多くなっています。平成 12 年から令和 2 年の販売農家数の推移を見ると、経年的に減少傾向にあります。

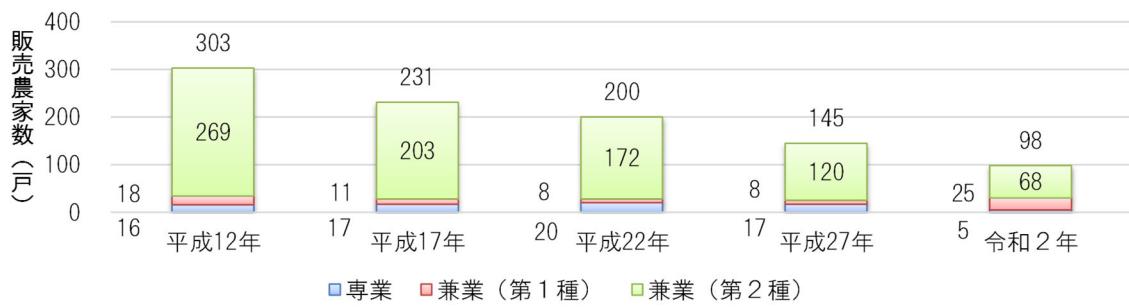
本市の農業は、市街地整備の進展により減少傾向にあるため、既存の農地については、農業振興を図るとともに、農地の多様な機能を有効に活用する必要があります。

【農家人口、農家数、経営耕地面積の推移】



[出典：農林業センサス]

【販売農家数の推移】



[出典：農林業センサス]

(4) 工業（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）

平成23年から令和元年の工業統計調査及び経済センサス活動調査による事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を見ると、事業所数、従業者数は経年に減少傾向にあります。

また、製造品出荷額等は波があるものの、近年横ばいとなっています。

平成23年から令和元年に至る一事業所当たり出荷額等の変化を見ると、約1.3倍に増加しており、事業所生産性は向上しています。

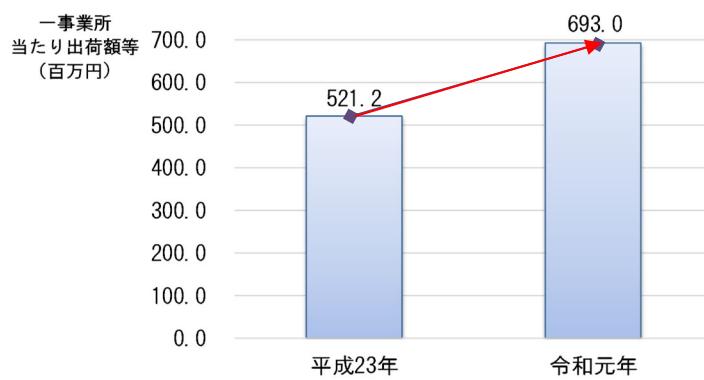
事業所の跡地が住宅地になる傾向が強いことから、居住人口が増える一方で、事業所数は減少しています。居住地としての利便性を高める必要があるとともに、働く場の確保も必要です。

【事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移】



[出典：工業統計調査（現在は廃止）、経済センサス活動調査]

【一事業所当たり出荷額等】



[出典：工業統計調査（現在は廃止）、経済センサス活動調査]

(5) 商業

①商店数、従業者数、年間商品販売額

平成 6 年から平成 28 年の商業統計調査及び経済センサス活動調査による商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移を見ると、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに、平成 24 年時点で落ち込みが見られましたが、平成 26 年以降は再び増加傾向に戻りました。



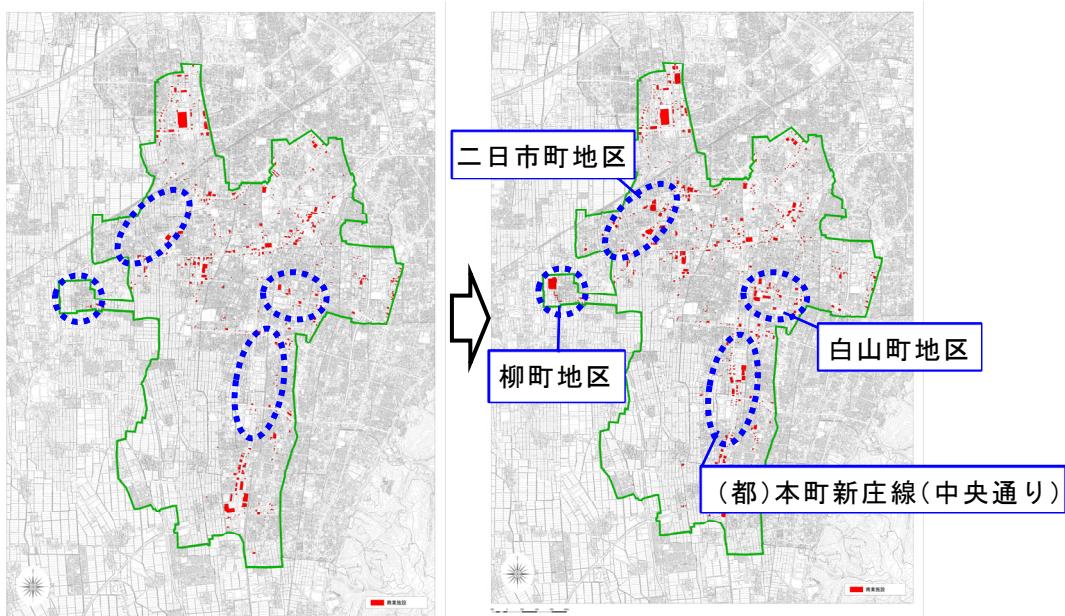
[出典：商業統計調査（現在は廃止）、経済センサス活動調査]

②立地状況

平成 17 年度と令和 2 年度の都市計画基礎調査による商業施設の立地の変化をみると、市役所周辺の（都）本町新庄線（中央通り）で商業施設が増加している他、白山町地区、二日市町地区、柳町地区において増加していることが分かります。

主な幹線道路沿いに商業施設が集積しており、引き続き住み良さを支える基盤として誘導を行っていく必要があります。

[商業施設の立地状況 [左 : H17 都市計画基礎調査、右 : R2 都市計画基礎調査]]

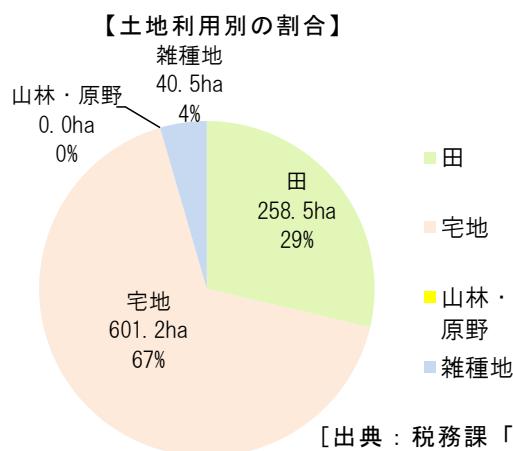


[出典：H17, R2 都市計画基礎調査]

2-4 土地利用及び土地利用条件

(1) 土地利用別面積・割合

令和2年における土地利用別の面積は、宅地が約600haと最も多く、全体の約7割近くを占めています。次いで、田が約260haと約3割近く、雑種地が約41ha(4.5%)となっています。

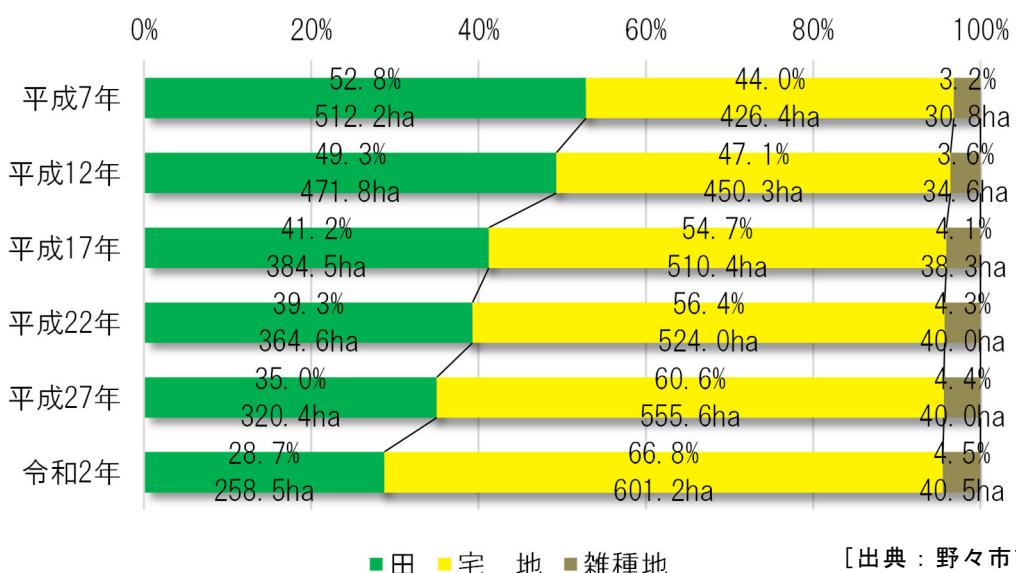


また、平成7年から令和2年までの土地利用別面積の割合の推移を見ると、経年で宅地の割合が増加しており、これに伴い、田の割合が減少している状況が伺えます。

平成7年時点で田が約53%、宅地が約44%と、田の割合が多かったのが、令和2年時点では田が約29%、宅地が約67%となり、宅地が田の2倍以上の割合を占めるに至っています。

社会全体が人口減少に向かう中、本市の人口は増加しており、その受け皿としての宅地と、本市の貴重な緑としての田のバランスのとれた土地利用の誘導が必要です。

【土地利用の変遷（各年1月1日現在）】



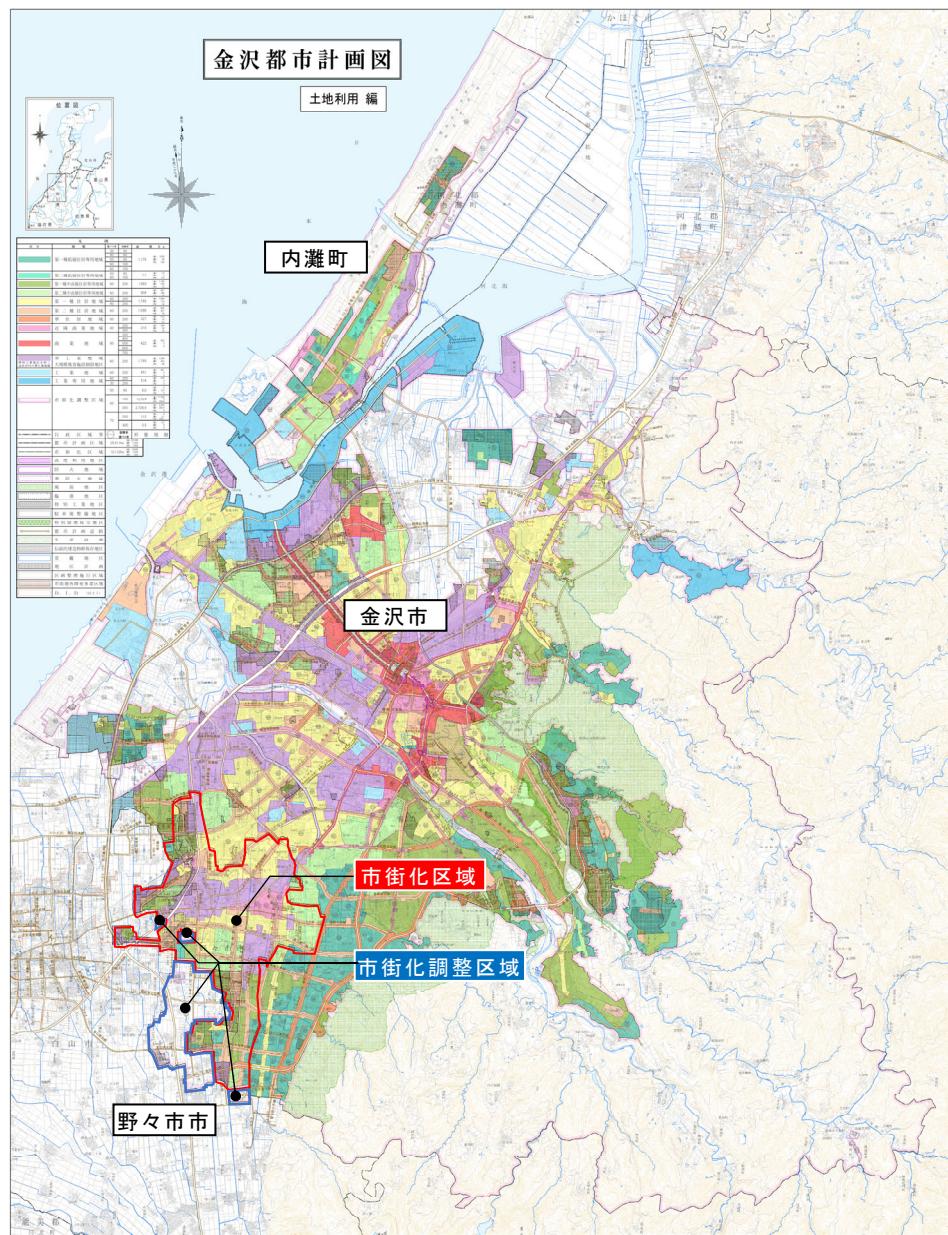
(2) 都市計画指定状況

①区域区分について

本市の行政区域の全域（1,356ha）は、金沢市、内灘町とともに金沢都市計画区域に指定されており、その内市街化区域が 1,046ha（行政区域全体の約 77%）、市街化調整区域が 310ha（行政区域全体の約 23%）に区域区分（線引き）されています。

市街化区域は、既に市街化が形成されている区域及び 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。一方、市街化を抑制する市街化調整区域では、農林漁業用施設や農業従事者の住宅、公益上必要な建物などを除き、原則として建物を建築することはできないことが都市計画法上定められています。

【金沢都市計画区域図（令和2年11月版）】

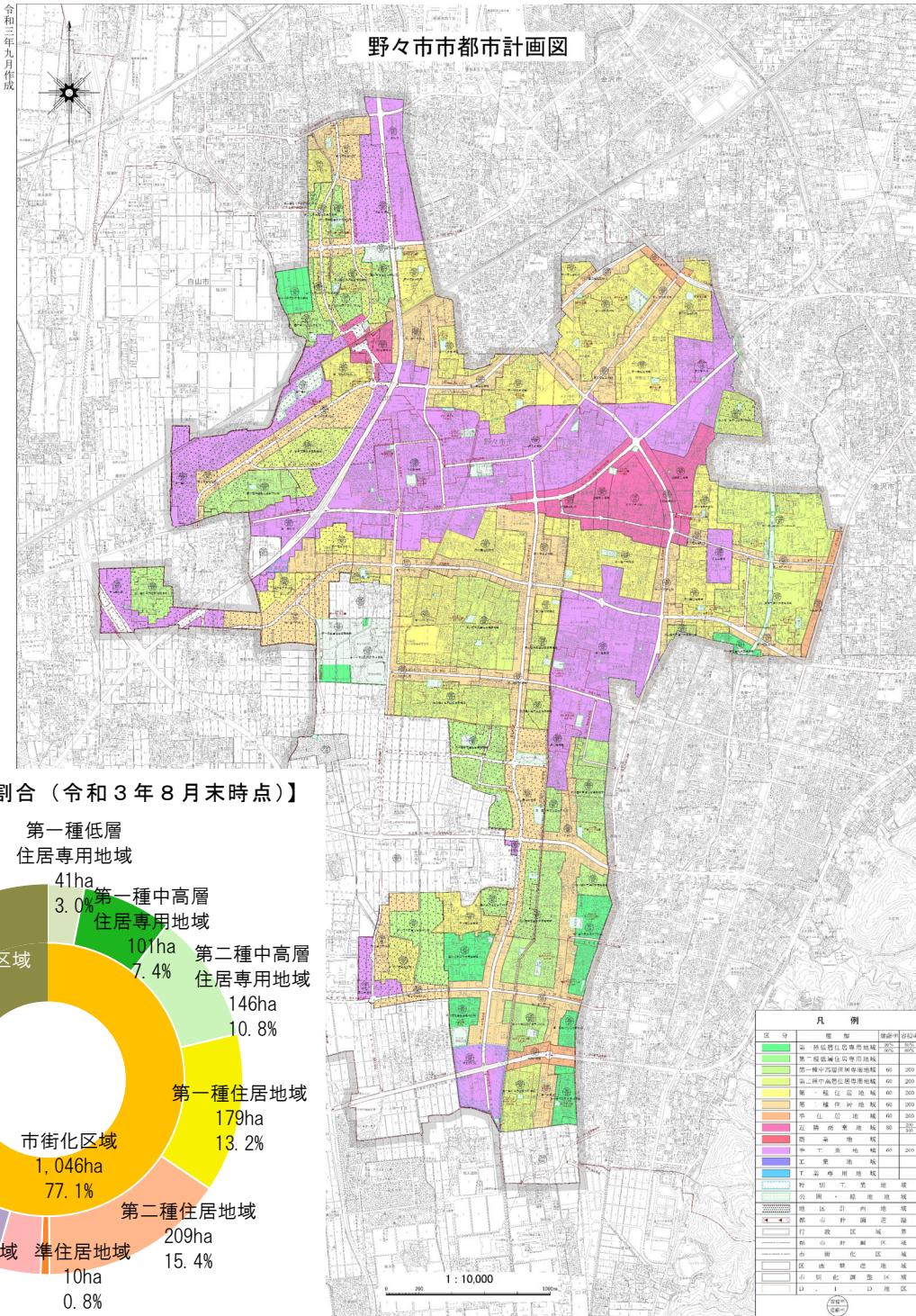


②用途地域について

市街化区域は下図の通り用途地域が指定されており、その内訳は、準工業地域が308haと最も多く、行政区域の約2割以上を占めています。次いで、第二種住居地域が209ha、約15%、第一種住居地域が179ha、約13%、第二種中高層住居専用地域が146ha、約11%などとなっています。

その他、準工業地域のうち特別用途地区（特別工業地区）が計2地区（12.7ha）指定されています。

【都市計画図】



[出典：都市整備課]

2-5 都市基盤整備状況

(1) 面整備等（土地区画整理事業の概要）

土地区画整理事業の状況は下表に示すとおりで、これまでに事業を完了あるいは実施中の地区は合計 31 地区で、総面積は約 590ha に上り、市街化区域面積(1,046ha)の約 56%を占めています。

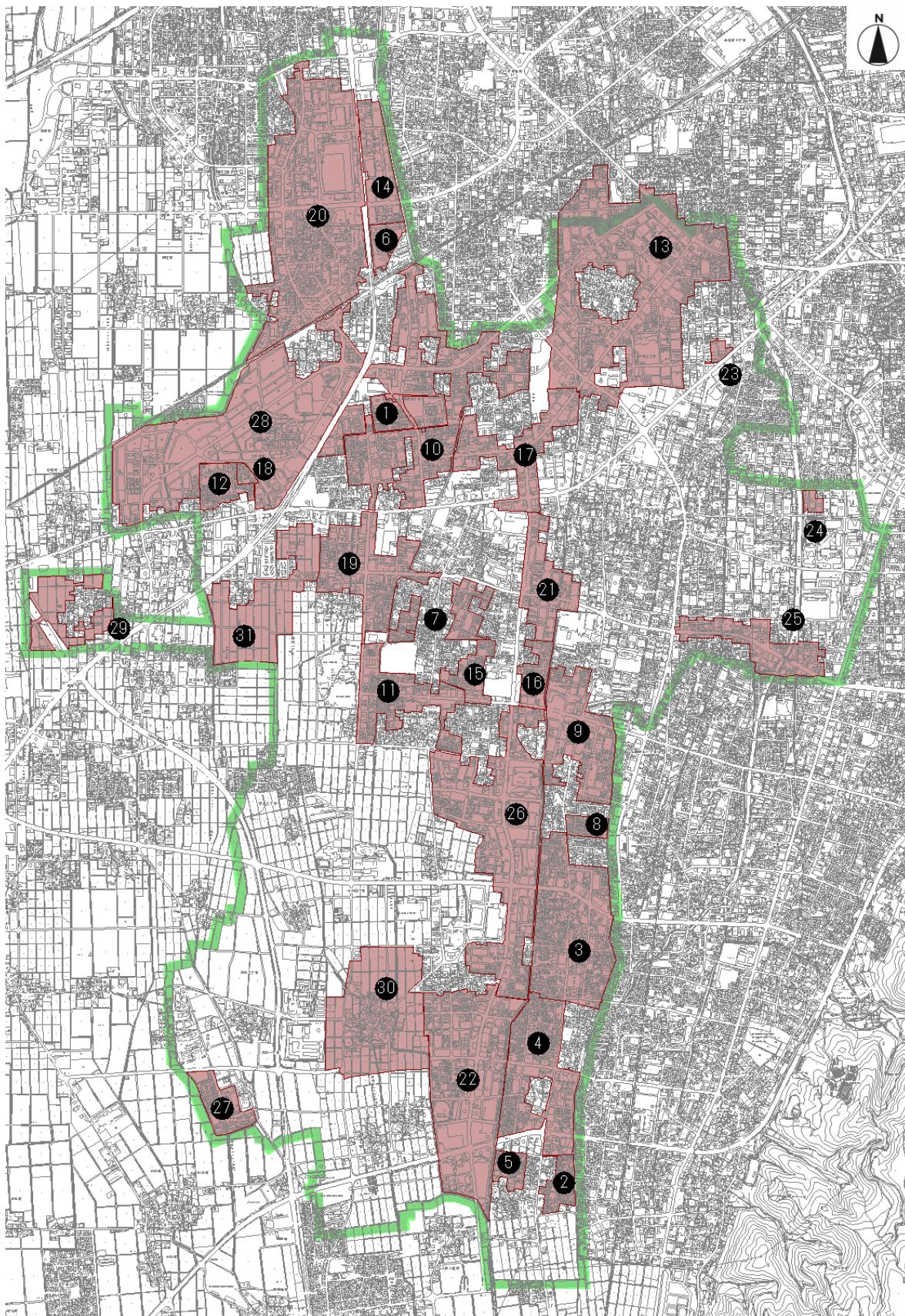
現在、中林地区及び西部中央地区において、令和 7 年完了予定で事業が進められています。

【土地区画整理事業の状況（令和 2 年 3 月末時点）】

No.	事業名	面積(ha)	施行種別	事業完了年
1	稻荷纖維団地土地区画整理事業	7.33	個人	S59年完了
2	新庄第一	3.85	共同	S50年完了
3	栗田	26.60	組合	S57年完了
4	新庄第二	23.83	組合	S58年完了
5	新庄第三	3.09	共同	S58年完了
6	あすなろ団地	3.15	個人	S54年完了
7	太平寺	7.03	共同	S56年完了
8	栗田分住協	2.42	個人	S52年完了
9	矢作	18.82	組合	S59年完了
10	野々市西部	42.73	組合	S61年完了
11	下林	14.95	組合	S59年完了
12	徳用	4.54	共同	S57年完了
13	押野第一	70.00	組合	H8年完了
14	御経塚	10.31	組合	S61年完了
15	位川	4.78	共同	S59年完了
16	三納	4.67	共同	S58年完了
17	本町第一	15.65	組合	H8年完了
18	徳用第二	0.91	共同	S63年完了
19	堀内第一	19.15	組合	H10年完了
20	御経塚第二	60.42	組合	H15年完了
21	本町第二	11.57	組合	H13年完了
22	南部	41.72	組合	H13年完了
23	押野第二	0.97	共同	H5年完了
24	高橋第一	1.04	組合	H7年完了
25	扇が丘住吉	12.08	公共	H17年完了
26	中南部	45.84	組合	H25年完了
27	末松住宅団地	6.00	個人	H15年完了
28	北西部	65.53	組合	H30年完了
29	柳町	8.87	組合	H31完了
30	中林	31.08	組合	R7完了予定
31	西部中央	21.05	組合	R7完了予定
合 計		589.98	—	—

[出典：都市整備課]

【土地区画整理事業の状況】



[出典：都市整備課]

(2) 交通施設

①都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路整備状況は、令和3年3月末時点で合計41路線、総延長52,500mを都市計画決定しており、整備率は約88%となっています。

経年的にみると、主に土地区画整理事業と併せ都市計画道路の整備が進められることにより、路線数、延長及び整備済延長が着実に増加しており、計画的な道路ネットワークの形成が図られています。

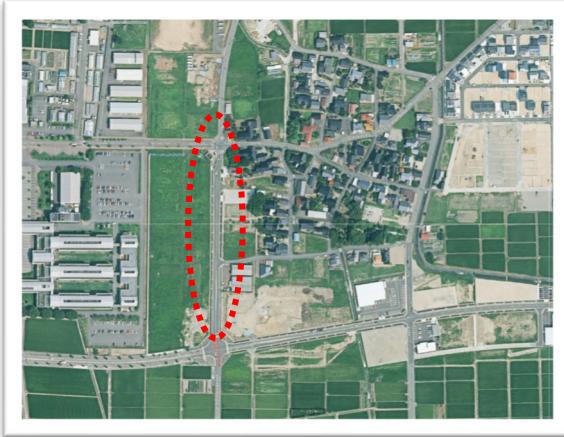
今後は、未整備区間の都市計画道路の整備を推進するとともに、既に整備済みの都市計画道路については、引き続き道路ネットワーク維持のため、メンテナンスを実施していく必要があります。

【都市計画道路の整備状況（合計）】

区分	路線数	延長(m)	整備済延長(m)	整備中延長(m)	未整備延長(m)	整備率(%)
平成10年 (1998)	33路線	45,540	33,120	4,120	6,300	76.1
平成23年 (2011)	38路線	48,170	42,950	2,190	3,030	89.2
令和3年 (2021)	41路線	52,500	46,290	2,890	4,210	88.2

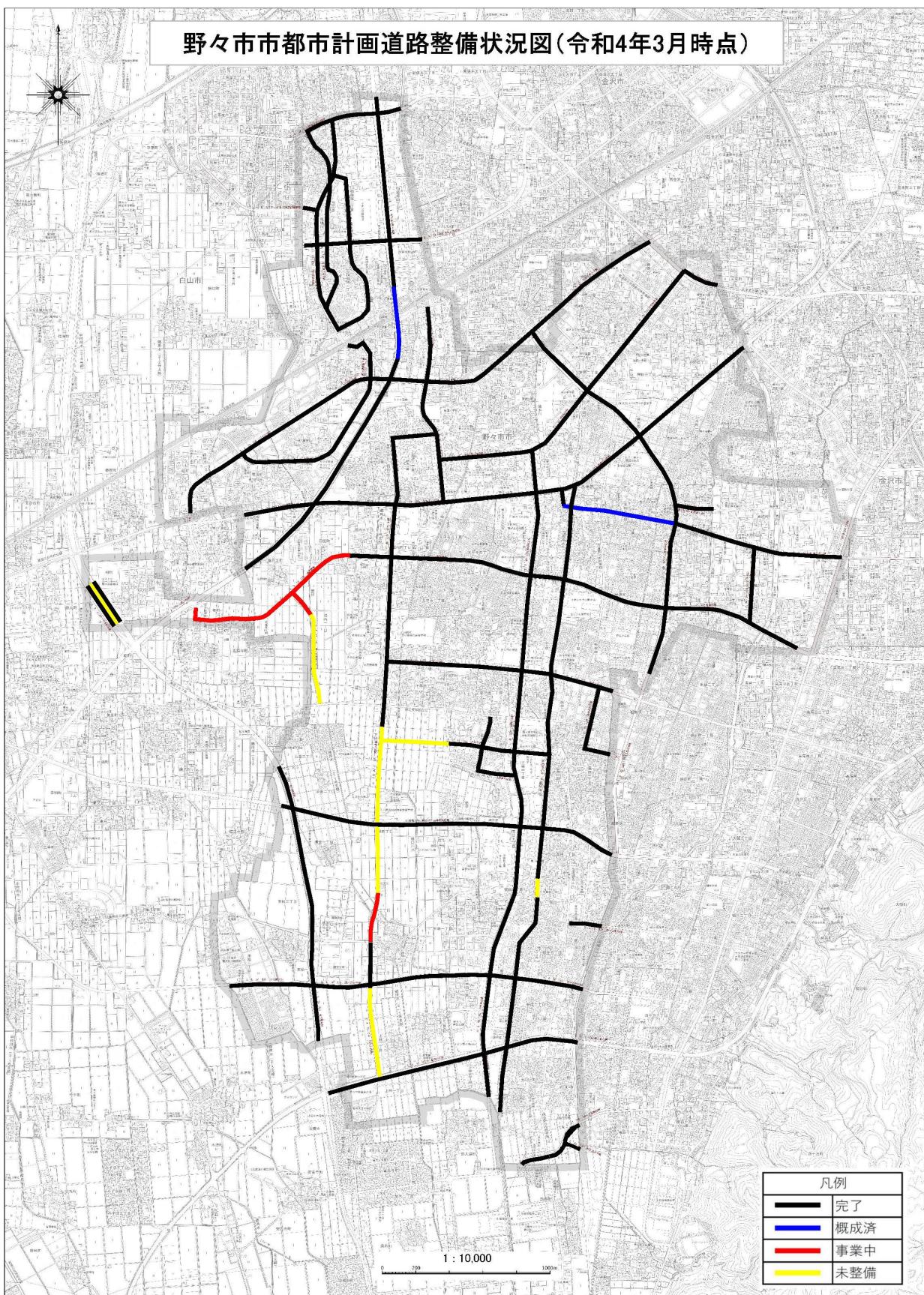


▲都市計画道路高尾郷線
(西部中央地区)



▲都市計画道路堀内上林線
(中林地区)

【都市計画道路整備状況】



[出典：都市整備課]

②公共交通（コミュニティバス利用者数）

本市内には、JR 北陸本線、北陸鉄道石川線及び路線バスが乗り入れているほか、コミュニティバス「のっティ」やシャトルバス「のんキー」が運行しています。

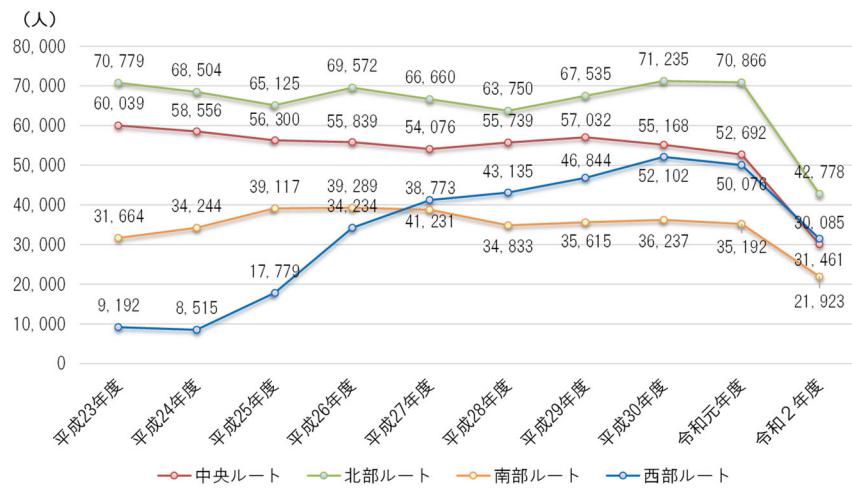
コミュニティバス「のっティ」は平成 15 年 9 月より運行を開始し、都市環境の変化に応じて、これまで何度もルートやダイヤの見直しを行い、現在市内 4 ルートを各ルート 1 台のバスが循環しています。通院や通学、買い物など、市民の身近な移動手段として活用されています。

平成 23 年度から令和 2 年度までコミュニティバス「のっティ」利用者の推移を見ると、経年的に北部ルートの利用者が最も多く、次いで中央ルートが多くなっています。

また、西部ルートにおいては、全ルート中最も利用者が少なかったものの、平成 25 年度に大幅に増加しています。主な増加理由は、JR 野々市駅前の整備が完了したことにより、利便性向上を図るため、ルート変更や増便などを行ったことが考えられます。その後も、カレードの整備などに伴うルートの見直し等により利用者が増加し続けています。平成 29 年度以降は毎年 20 万人を超えたが、令和 2 年度には大幅に減少しています。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられます。

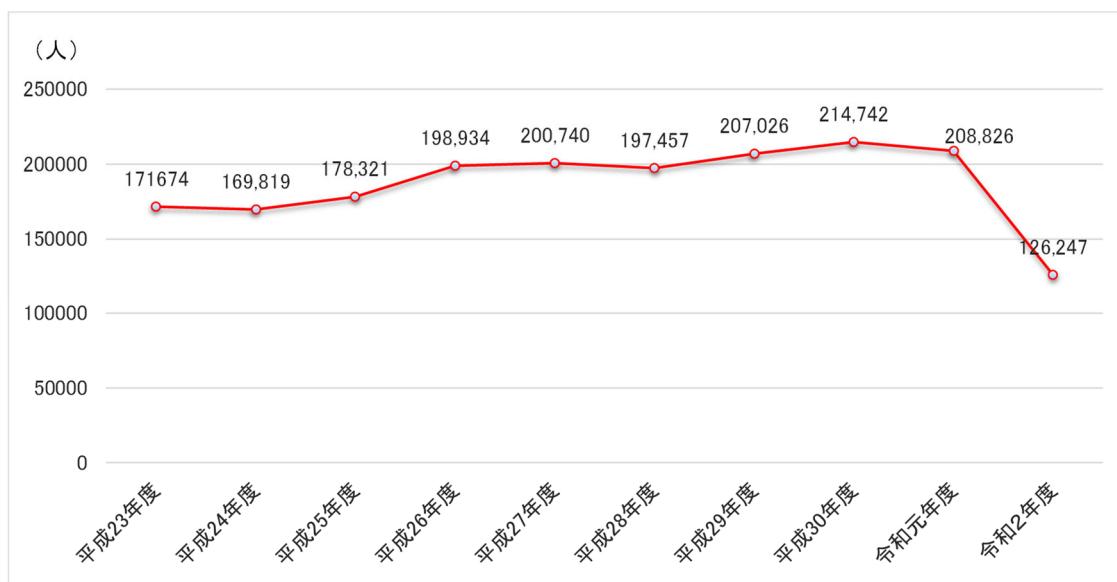
また、コミュニティバスと北鉄バスの路線ルートが 2 路線以上交わる箇所である JR 野々市駅、野々市市役所、フォルテ付近の交通広場を交通結節点と位置づけし、相互の乗り入れなど利便性の向上を図っています。

【コミュニティバス「のっティ」利用者の推移】



[出典：都市整備課]

【コミュニティバス「のっティ」4ルート合計利用者の推移】

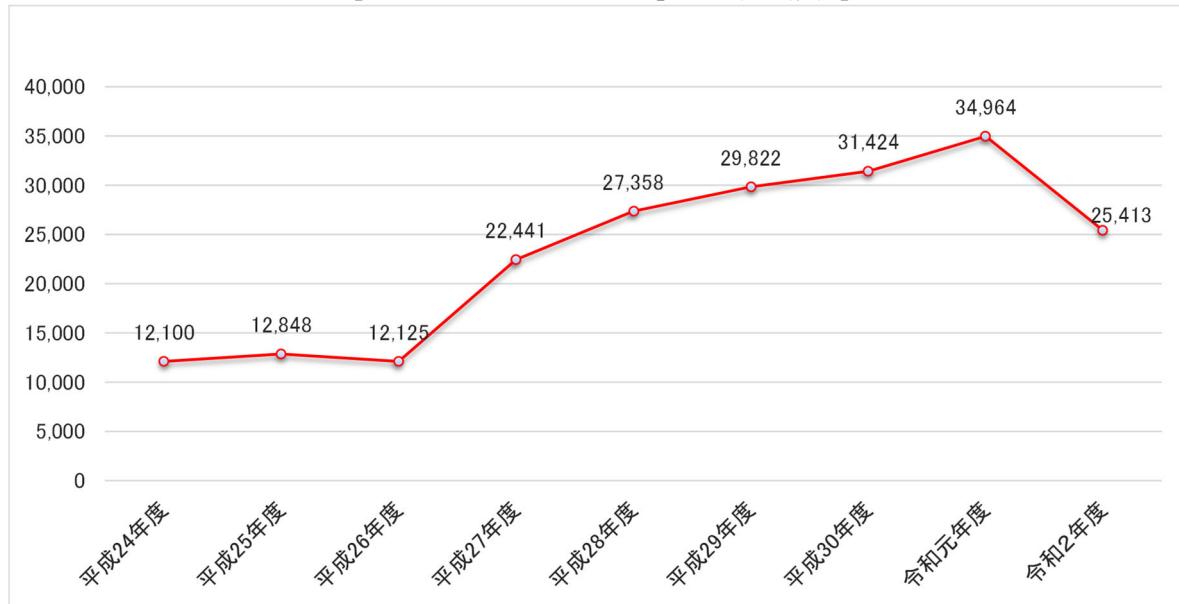


[出典：都市整備課]

「シャトルバス「のんキー」は、JR 野々市駅と白山市の松任石川中央病院間を結ぶ民間路線バスであり、実証運行を経て、平成 24 年 3 月より本格運行を開始しました。

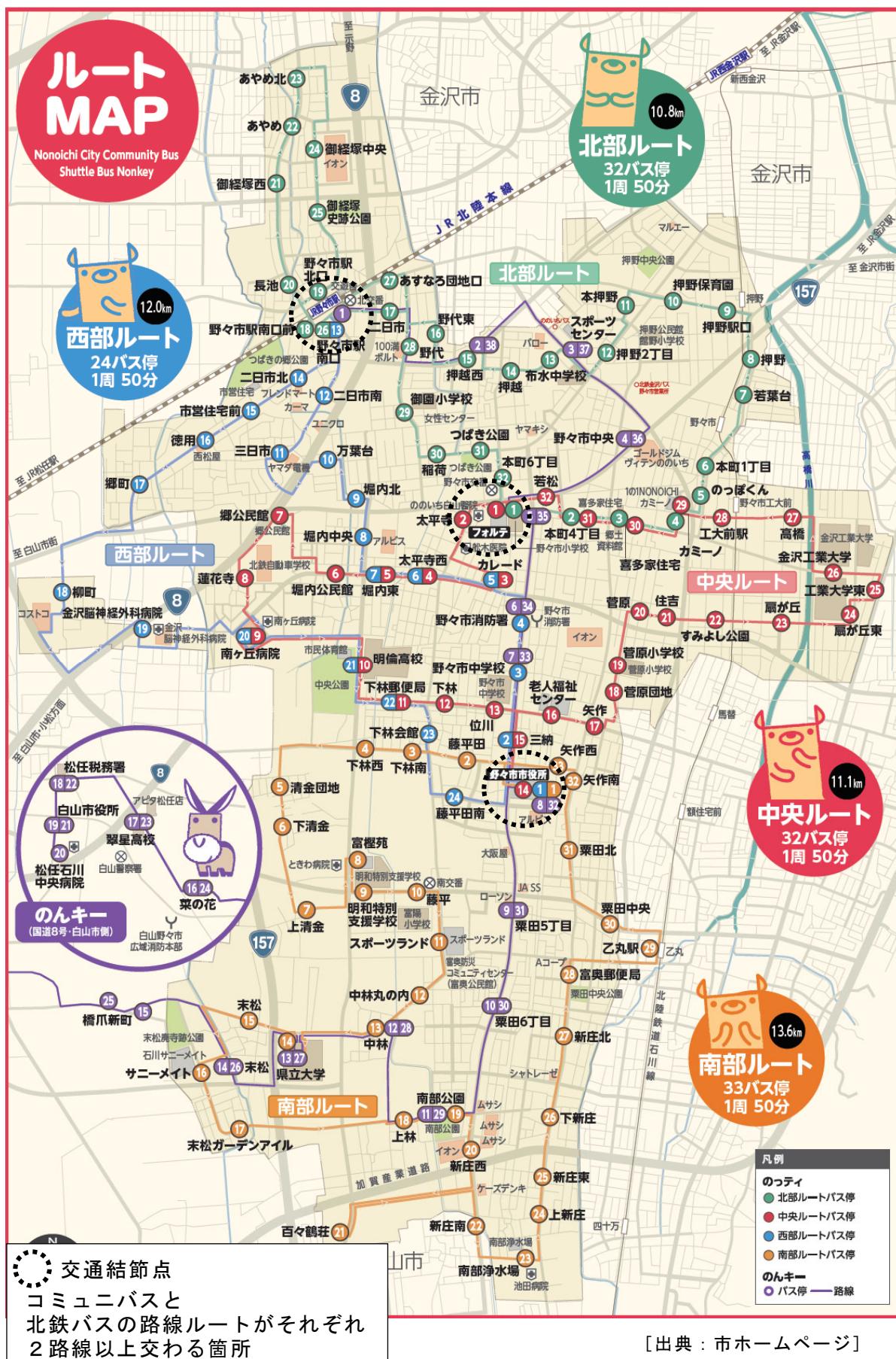
平成 24 年度から令和 2 年度までの利用者推移を見ると、平成 27 年度に利用者数が大幅に増加しています。主な増加理由は、平成 27 年 4 月に増便や運賃体系の変更を行い、利便性が向上したことが考えられます。その後も年々、利用者は増加傾向にありましたが、令和 2 年度には大幅に減少しています。これは新型コロナウィルス感染症拡大の影響と考えられます。

【シャトルバス「のんキー」利用者の推移】



[出典：都市整備課]

【コミュニティバス「のっティ」・シャトルバス「のんキー」運行ルート】



(3) 公園・緑地

令和2年3月31日現在における都市公園の整備状況は、住区基幹公園のうち街区公園が92箇所、13.6ha、近隣公園が3箇所、3.4ha、地区公園が1箇所、2.9ha、都市基幹公園は総合公園が1箇所、6.7haが整備済みとなっています。

また、特殊公園が2箇所、3.6ha、都市緑地が28箇所、2.5ha整備済みの合計127箇所、32.7haが整備済みとなっており、一人当たり都市公園面積は、5.7m²/人となっています。

平成17年から令和2年までの推移を見ると、整備箇所数及び面積ともに増加傾向にあります。

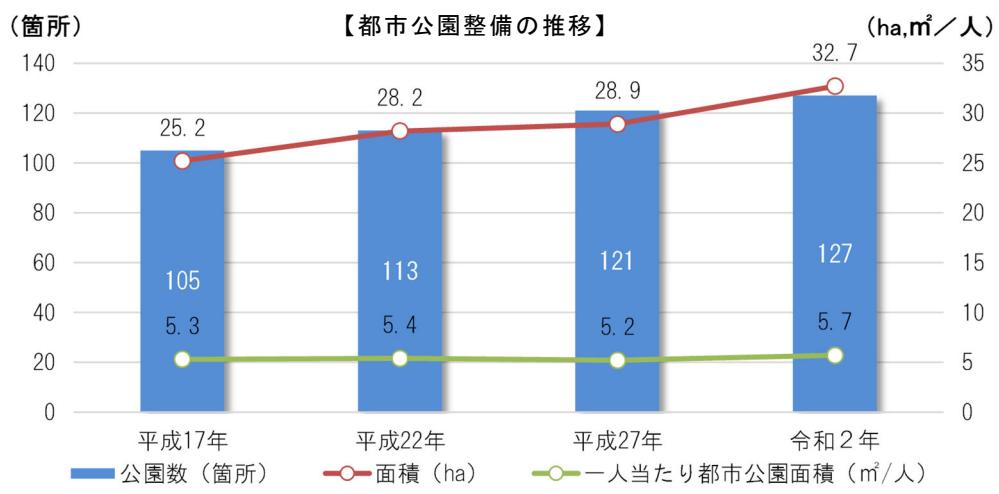
都市計画区域の面積に対する都市公園面積の割合は、石川県都市公園整備水準調書（令和元年度末時点）における石川県平均は1.5%に対して、野々市市は2.4%と高くなっています。

公園・緑地については、新たな市街地整備に応じた面積を確保するほか、既存施設の有効利用を図る必要があります。

【都市公園整備の推移】

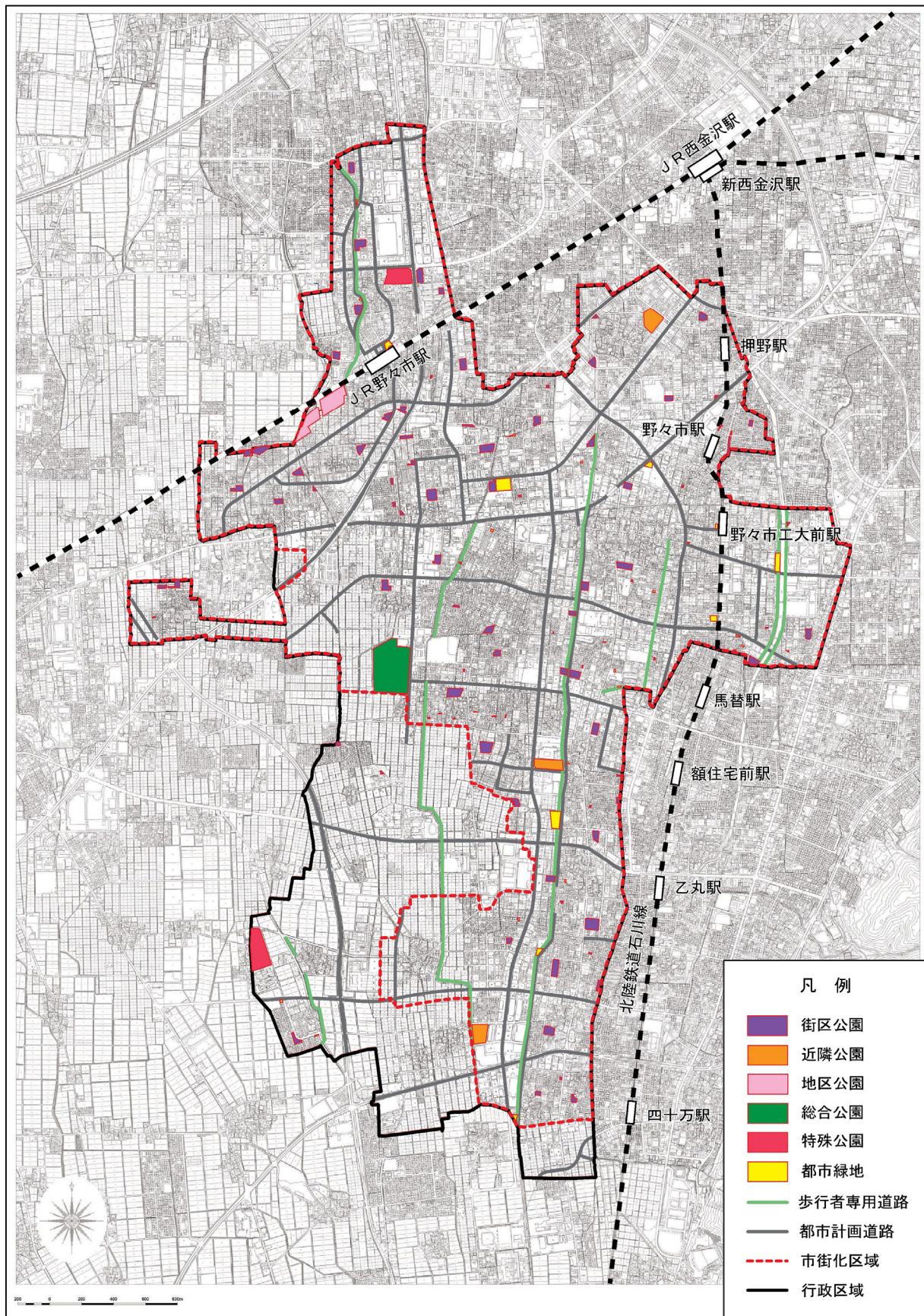
種類	種別	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
基幹公園	街区公園	81	10.9	81	11.5	88	12.7	92	13.6
	近隣公園	2	2.4	3	3.4	3	3.4	3	3.4
	地区公園	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
	総合公園	1	6.7	1	6.7	1	6.7	1	6.7
特殊公園		2	3.6	2	3.6	2	3.6	2	3.6
都市緑地		19	1.6	26	3.0	27	2.5	28	2.5
合計		105	25.2	113	28.2	121	28.9	127	32.7
人口(人)		47,977		51,885		55,099		57,238	
一人当たり都市公園面積(m ² /人)		5.3		5.4		5.2		5.7	

[出典：市統計書、国勢調査]



[出典：市統計書、国勢調査]

【都市公園整備状況】



[出典：都市整備課]

(4) 上水道

本市の上水道事業は、昭和39年に地下水を水源として創設され、その後急速な都市化の進展に伴い水需要も増加し、昭和55年より手取川ダムを水源とする県営水道も受水しながら、第1次から第5次までの拡張事業を実施してきました。

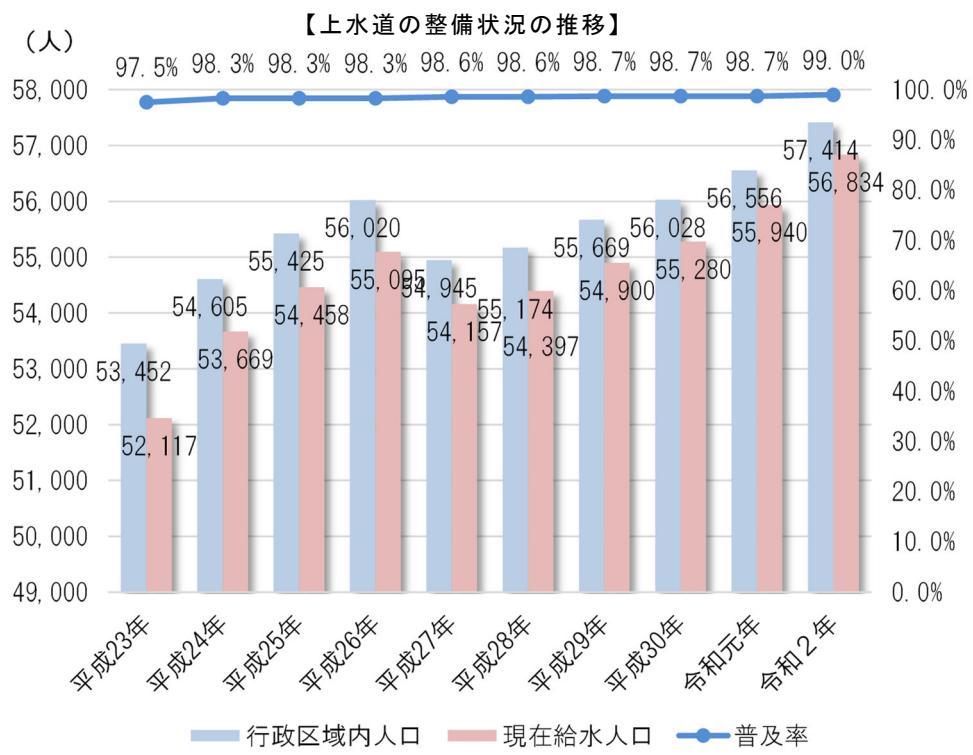
令和2年度末時点での行政区域内人口57,414人に対し、給水人口は56,834人であり、普及率は99.0%に達しています。

また、第5次拡張事業においては、工期を平成29年4月から令和8年3月までとし、給水人口61,000人、一人一日最大給水量497ℓ／人／日、一日最大給水量30,300ℓ／日とし、引き続き計画的な水道事業を推進します。

【上水道の整備状況の推移】

年 度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
行政区域内人口（人）	53,452	54,605	55,425	56,020	54,945
給水区域内人口（人）	53,452	54,605	55,425	56,020	54,945
計画給水人口（人）	55,950	56,000	56,000	56,000	56,000
現在給水人口（人）	52,117	53,669	54,458	55,095	54,157
普及率（%）	97.5	98.3	98.3	98.3	98.6
年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
行政区域内人口（人）	55,174	55,669	56,028	56,556	57,414
給水区域内人口（人）	55,174	55,669	56,028	56,556	57,414
計画給水人口（人）	56,000	61,000	61,000	61,000	61,000
現在給水人口（人）	54,397	54,900	55,280	55,940	56,834
普及率（%）	98.6	98.7	98.7	98.7	99.0

[出典：市統計書]



[出典：市統計書]

(5) 下水道

本市の下水道事業は、昭和 62 年に犀川左岸流域関連公共下水道事業の事業認可を受けて着手し、令和 2 年度においては、整備面積 1,126ha、整備延長 275km となっており、処理面積 1,075ha、処理人口 52,412 人、普及率（下水道利用人口／総人口）は 98% に達しています。

令和 2 年度における全国の下水道普及率は 80.1%、同じく石川県は 84.8% となっており、本市の普及率の高さが伺えます。

平成 22 年度から令和 2 年度の整備面積等の推移を見ると、整備延長が近年横ばいになるものの、その他処理面積等はおおむね増加傾向にあり、普及率は近年では 96% ~ 98% と高い割合を維持しています。

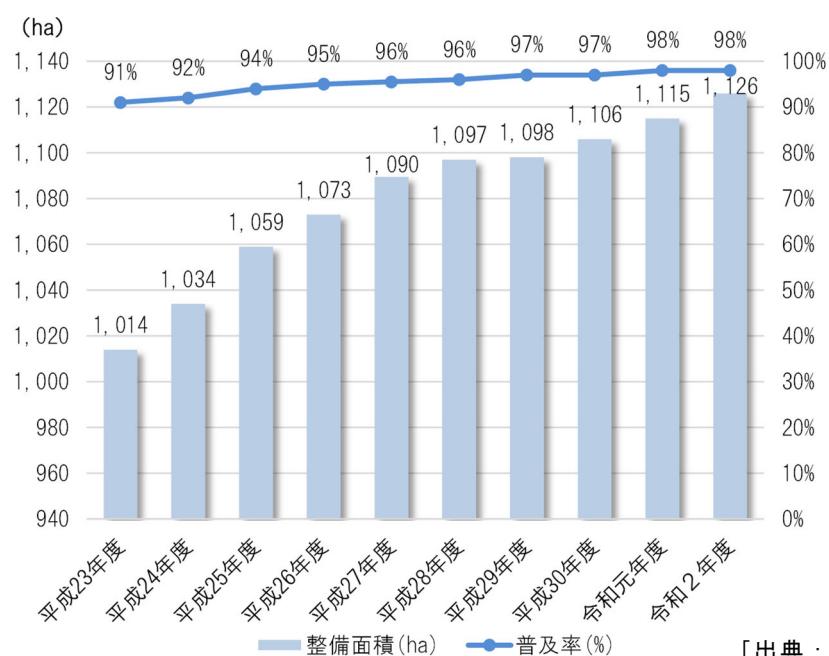
引き続き計画的な下水道事業を推進します。

【下水道整備状況の推移】

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備面積(ha)	1,014	1,034	1,059	1,073	1,090
整備延長(km)	254	258	266	268	273
処理面積(ha)	963	980	993	1,005	1,029
処理人口(人)	44,037	45,916	47,434	48,543	49,029
普及率(%)	91	92	94	95	96
年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
整備面積(ha)	1,097	1,098	1,106	1,115	1,126
整備延長(km)	274	274	270	272	275
処理面積(ha)	1,041	1,047	1,047	1,062	1,075
処理人口(人)	49,429	50,643	51,007	51,707	52,412
普及率(%)	96	97	97	98	98

[出典：市統計書]

【下水道整備状況の推移】



[出典：市統計書]

2-6 公共施設の立地状況

(1) 教育文化施設

教育施設は、幼稚園2園、小学校5校、中学校2校、高等学校1校、高等専門学校1校、大学3校、特別支援学校1校が立地しており、恵まれた教育環境にあります。

文化施設は、本町地区周辺において、学びの杜ののいちカレード（市立図書館・市民学習センター）、文化会館フォルテ、にぎわいの里ののいちカミーノ（中央・野々市公民館）、郷土資料館などが集積しています。

また、野々市駅前の交遊舎や市民活動センター（カミーノ内）は市民の新たな各種活動拠点として機能しています。

さらに、社会教育の拠点として公民館4館が各地区単位で配置され、スポーツ施設は、野々市中央公園周辺やスポーツランドに集積しています。

主要な教育文化施設が集積したエリアの拠点化によるまちづくりや、老朽化した施設の更新および長寿命化を図ります。



▲野々市市交遊舎



▲にぎわいの里ののいちカミーノ

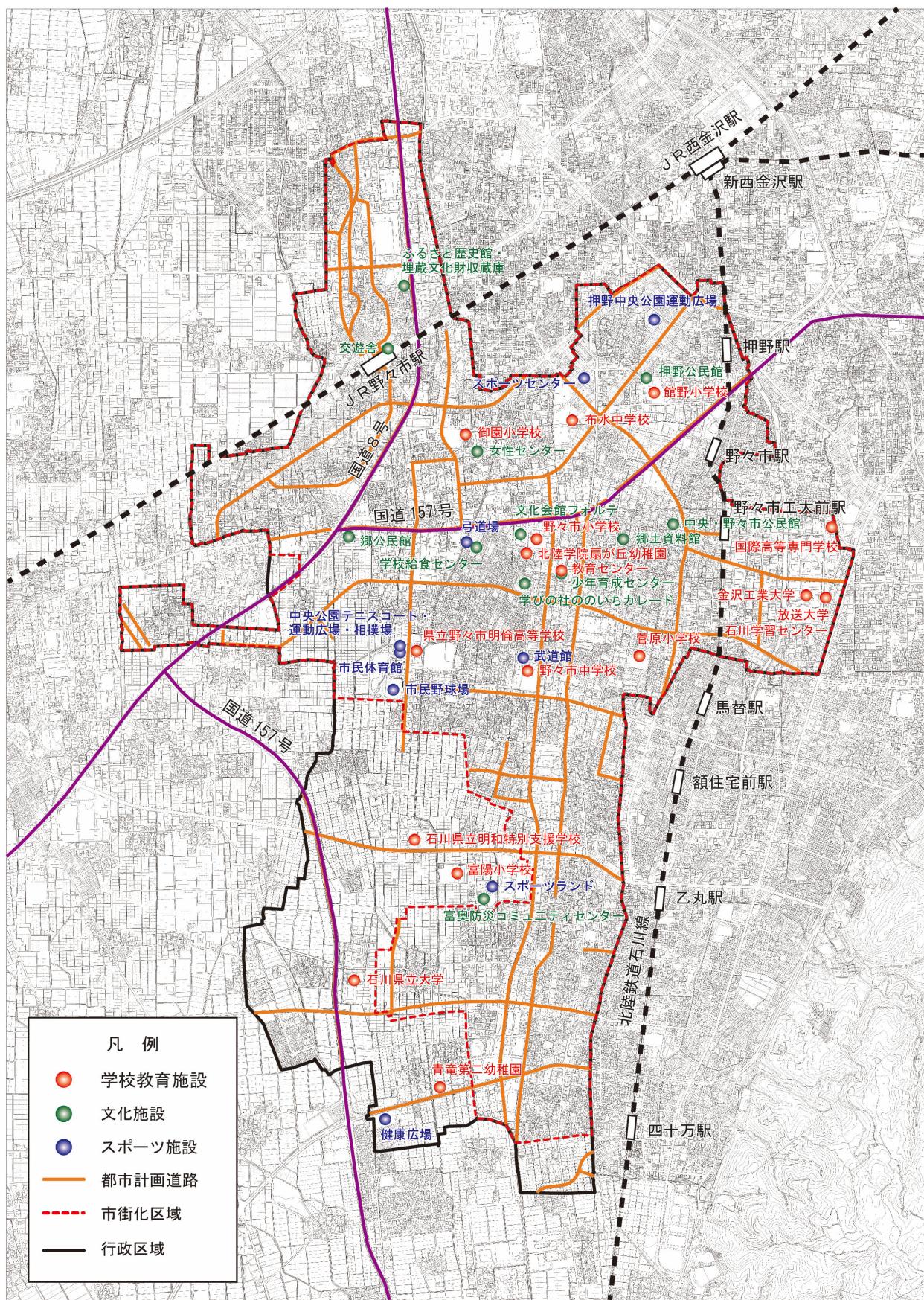


▲学びの杜ののいちカレード



▲富奥防災コミュニティセンター

【教育文化施設の立地状況】



[出典：都市整備課]

(2) 健康福祉施設

健康福祉関連施設は、市役所内に福祉事務所、市役所周辺には保険センター、老人福祉センター椿荘、中央児童館などが集積しています。

また、保育園、認定こども園、児童館、子育て支援センター等、子育て関係施設が各地域に配置されているほか、富奥地区には、民間施設として高齢者及び障害者福祉関係施設が集積しています。

健康福祉施設は、地域に配置されているものの有効活用を図るとともに、築年数の古い施設については、再編を含めて検討を行います。



▲保健センター



▲老人福祉センター椿荘、中央児童館

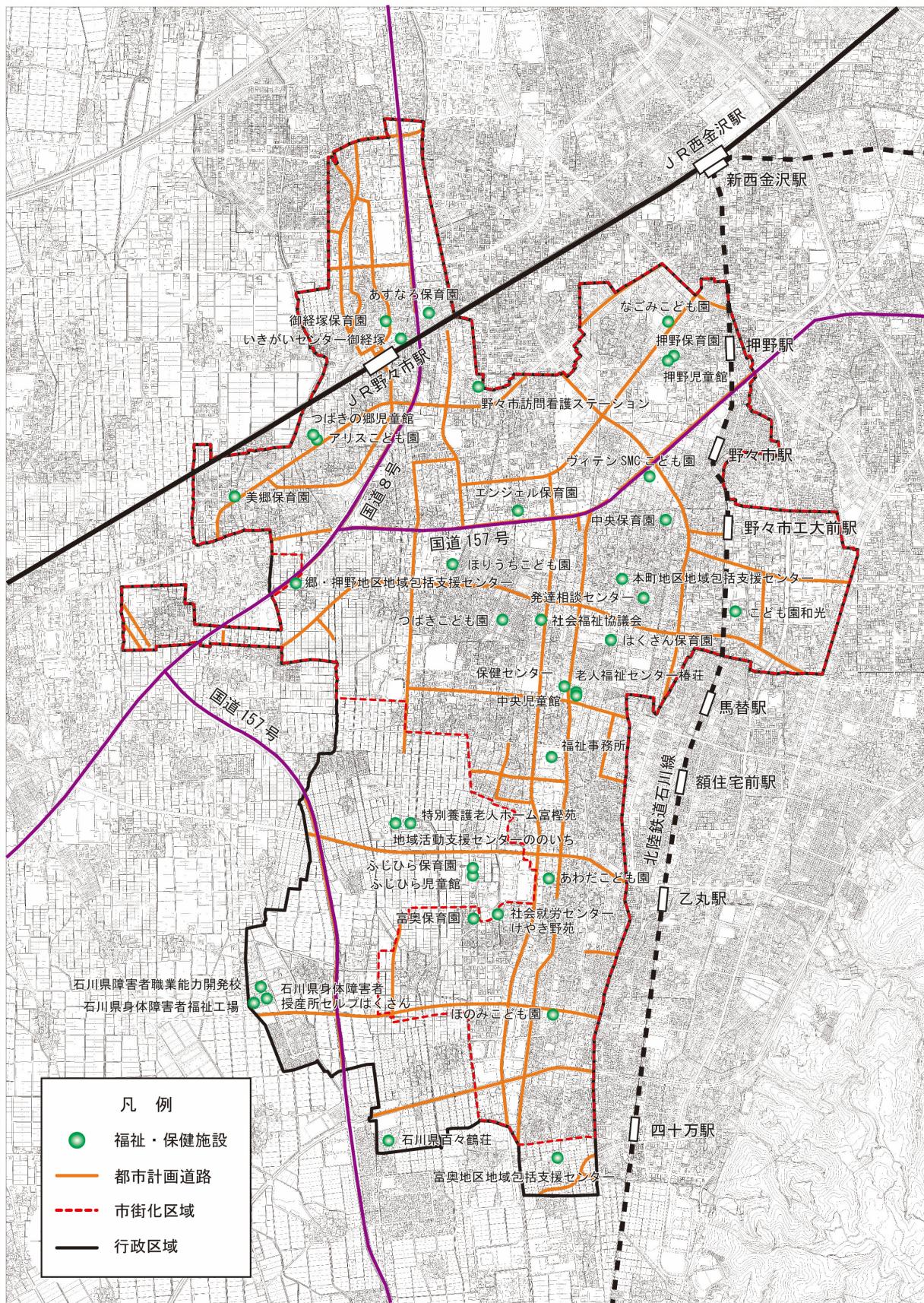


▲押野保育園



▲特別養護老人ホーム 富桜苑

【健康福祉施設の立地状況】



[出典：都市整備課]

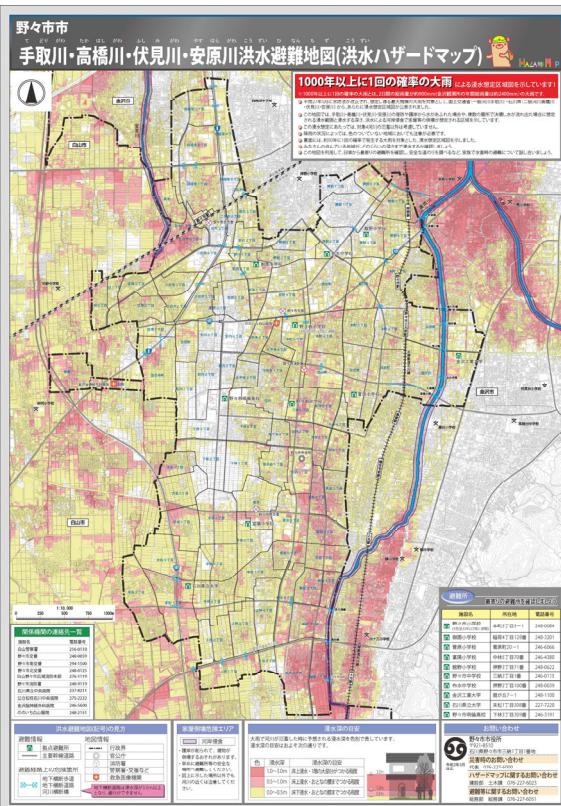
2 - 7 防災対策

(1) 防災関連計画等の策定

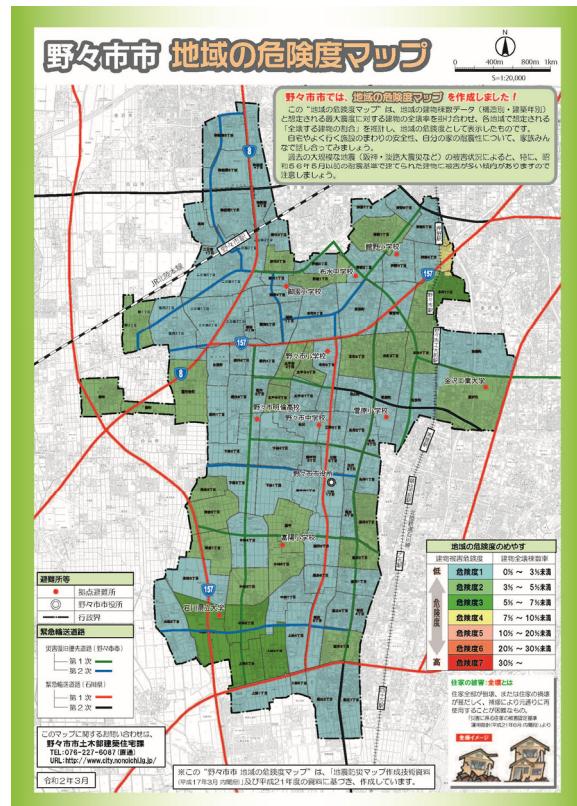
阪神淡路大地震、東日本大震災などの大地震をはじめ、近年の台風や大雨による甚大な被害が全国で発生している状況を踏まえ、本市においても「野々市市地域防災計画」をはじめ、「野々市市国土強靭化地域計画」や「野々市市耐震改修促進計画」等を策定し、災害から人命を守り、経済社会を迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進しています。また、「洪水ハザードマップ」や「地域の危険度マップ」等多様な資料を作成し、市民の防災意識の向上、災害時の迅速な避難、住宅等の耐震化促進等について、広く市民に周知を図っています。

今後も防災や安全・安心な都市づくりに資する取り組みを行う必要があります。

【洪水ハザードマップ（左）、地域の危険度マップ（右）】



- 1000 年以上に 1 回の確率の大雨による浸水想定区域を見ると、市内を流れる高橋川、安原川に隣接する JR 野々市駅西側、市域南部地区等に 1.0m~3.0m 浸水深区域が分布しています。



- 建物の構造や建築年別データと想定される最大震度に対する建物の全壊率を掛け合わせ全壊する建物の割合を推計したもので、危険度1～7がある中で、本市では「危険度3：全壊率5%～7%」が市南部等で一部見られる程度です。

[出典：土木課]

(2) 避難場所

本市においては、地域住民がひとまず避難する場所として一時的避難場所：79箇所、一時的に生活できる避難所として拠点避難所：10箇所、災害の規模に応じて開設する予備避難所20箇所、自主的に避難するための一時的な避難所として自主避難所：4箇所、特別の配慮を必要とする者の避難所である福祉避難所：4箇所を指定しています。

災害の発生により避難所を開設した場合は、感染予防策を実施し、感染拡大を防止することが必要となるため、本市では、避難所運営で必要となる新たな感染症への対策についてとりまとめたマニュアルを令和2年6月に作成しています。

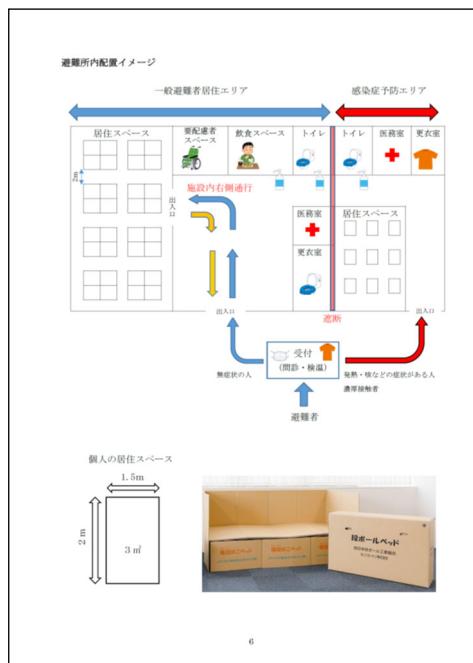
今後も避難場所等におけるあらゆる事態に対応できる取り組みが必要です。



▲外国人のための防災ハンドブック



▲拠点避難所に指定されている金沢工業大学



▲新型コロナウイルス感染症対策避難所開設マニュアル

(3) 緊急輸送道路

本市において、災害時の応急復旧にあたり、物資輸送及び各種復旧作業の迅速化を図るため、県の緊急輸送道路及び本市の防災拠点を連結した災害復旧優先道路を下表のとおり指定しています。

今後も安全な避難路の確保に向けた取り組みを行う必要があります。

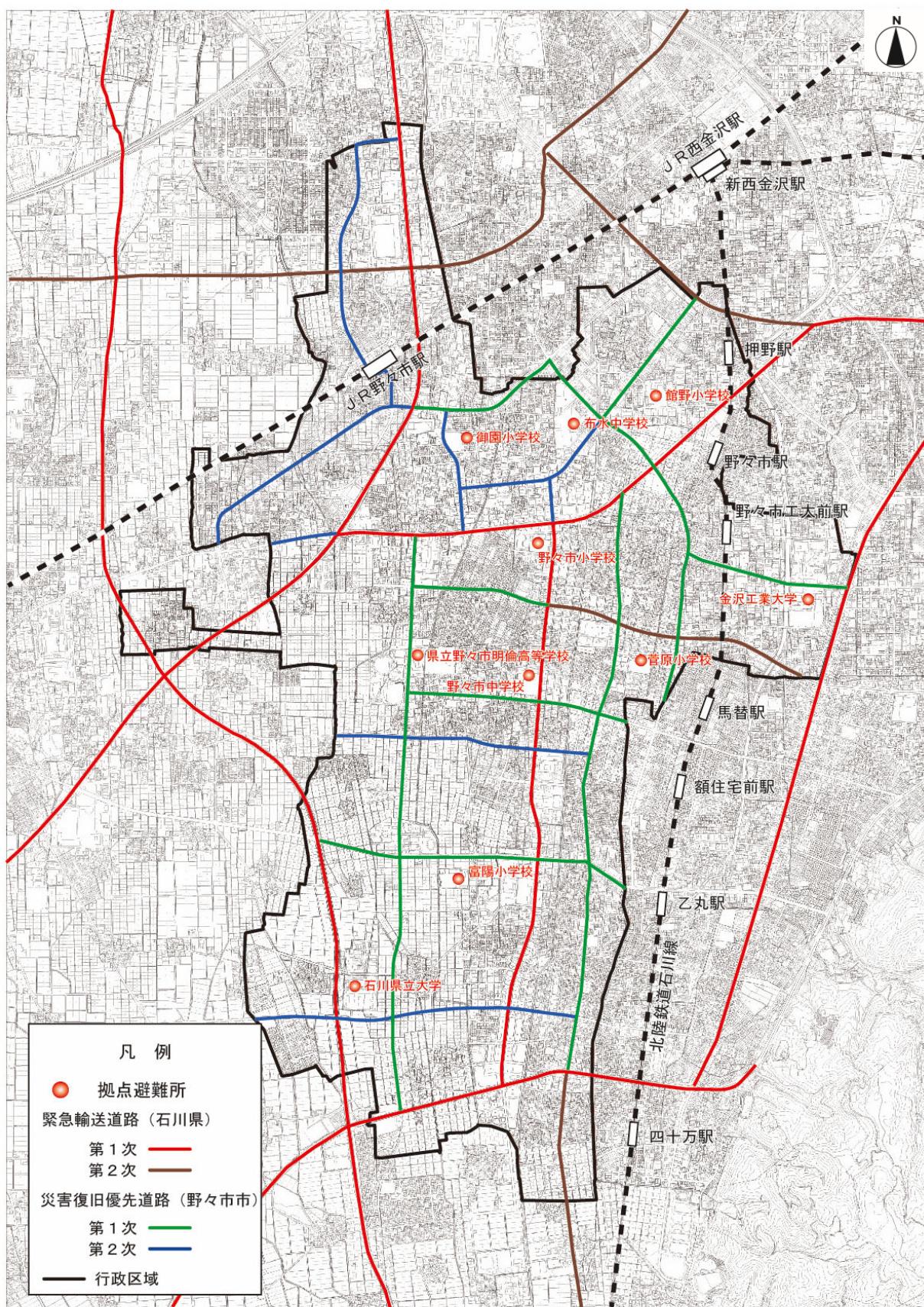
【緊急優先道路一覧】

緊急 輸送道路	道路種別	路線名	区間
第1次	一般国道	8号	御経塚4丁目～蓮花寺町、 郷町地内
	一般国道	157号	押野4丁目～三日市3丁目、 清金3丁目～末松1丁目
	主要地方道	金沢小松線	新庄1丁目～上林1丁目
	主要地方道	松任宇ノ気線	柳町地内
	一般市道	本町新庄線	本町5丁目～上林4丁目
第2次	一般県道	野々市鶴来線	新庄2丁目地内
	一般県道	宮永横川町線	押野5丁目地内
	一般市道	疋田御経塚線	御経塚4丁目～御経塚2丁目
	一般市道	高尾堀内線	扇が丘～本町5丁目

【災害復旧優先道路一覧】

災害復旧 優先道路	道路種別	路線名	区間
第1次	一般県道	野々市鶴来線	横宮町～新庄3丁目
	一般県道	窪野々市線	横宮町～高橋町
	一般県道	額谷三浦線	粟田2丁目～清金2丁目
	一般県道	野々市西金沢停車場線	押野1丁目～横宮町
	一般市道	泉野野々市線	押越2丁目～二日市2丁目
	一般市道	布水中学校線	押越1丁目～押野2丁目
	一般市道	押野稻荷線	押野5丁目～押野1丁目
	一般市道	本町2丁目住吉線	本町2丁目～住吉町
	一般市道	高尾下林線	矢作1丁目～下林3丁目
	一般市道	堀内上林線	堀内4丁目～上林2丁目
	一般市道	高尾堀内線	本町5丁目～堀内5丁目
第2次	一般県道	三日市松任線	三日市2丁目～徳用1丁目
	一般県道	宮永横川町線	二日市3丁目～御経塚1丁目
	一般県道	矢作松任線	矢作2丁目～下林2丁目
	一般県道	倉部金沢線	御経塚3丁目地内
	一般市道	野々市駅通り線	二日市3丁目地内
	一般市道	稻荷野代線	野代1丁目～稻荷2丁目
	一般市道	押野稻荷線	押野2丁目～稻荷1丁目
	一般市道	四十万末松線	新庄3丁目～末松1丁目
	一般市道	御経塚矢木線	御経塚3丁目～御経塚2丁目
	一般市道	二日市田中線	二日市4丁目～郷2丁目
	一般市道	本町新庄線	本町6丁目地内
	一般市道	末松徳光線	末松1丁目～末松2丁目

【拠点避難所、緊急輸送路及び災害復旧優先道路指定状況】



[出典：都市整備課]

2-8 景観

(1) 歴史・文化的景観

本市には、国指定の史跡である御経塚遺跡や、7世紀後半の寺院である末松廃寺跡、重要文化財の喜多家住宅、屏風絵を思わせる日本庭園を有する水毛生家住宅などがあり、文化的な価値とともに、良好な景観資源となっています。

さらに、野々市じょんから踊りや、本町地区、粟田地区、中林地区の獅子舞などの祭り・行事なども、本市の特色を表す景観となっています。

また、旧北国街道沿いには、町家などの歴史的建築物が点在し、まち歩きや喜多家住宅、郷土資料館で各種イベントが開催されるなど、市民協働による歴史的景観を活かしたまちづくりが実践されています。

本市の歴史と文化を伝える資源を保全するとともに活用していく必要があります。



▲野々市じょんからまつり



▲旧北国街道のまちなみ

(2) 自然的景観

自然的景観では、たわわに稲が実る田園風景やまちの花木・椿の開花、河川・用水沿いの風景などがあげられます。

また、緑豊かな街並みを形成するため、主な幹線道路には多様な樹木を植栽し、うるおいある景観を創出しています。

自然的景観は市民に憩いとやすらぎを与える良好な緑として保全・活用していく必要があります。



▲高橋川の景観



▲田園景観

(3) 都市的景観

本市では、周辺環境との調和や良好な市街地景観の形成を図るため、下表に示す9地区において、都市計画法に基づく地区計画を定めています。

地区計画では、地区の特性に応じた建築物の用途の制限をはじめ、建築物の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限などを設け、住宅地や沿道における良好な景観形成を計画的に推進しています。

また、本市は全域「石川県景観計画」における景観計画区域に位置づけられており、一定規模を超える行為を行う場合は届出が必要となり、建築物等の建築行為に対し、位置・規模をはじめ、形態・意匠、材料、植栽などに関する景観形成基準が設定されています。

居住地の整備とともに地区計画などの取り組みにより、良好な都市的景観の維持・形成が必要です。



地区計画区域
(末松ガーデンアイル地区)

【地区計画一覧】

No.	名 称	位 置	面 積	都市計画決定年月日
1	御経塚第二地区	御経塚1、2、3丁目、二日市1丁目、長池の各一部	約60.1ha	平成2年11月1日 平成3年4月1日 平成5年6月28日 平成8年4月1日 平成17年10月14日 平成24年3月30日 平成28年8月5日
2	末松ガーデンアイル地区	末松2丁目の一部	約6.0ha	平成13年5月11日 平成24年3月30日
3	本町一丁目地区	本町1丁目の一部	約2.3ha	平成13年9月11日 平成24年3月30日
4	中南部地区	粟田5、6丁目、新庄6丁目及び下林1丁目の一部並びに三納1丁目、藤平田1丁目	約43.3ha	平成14年4月10日 平成17年10月14日 平成24年3月30日 平成28年8月5日
5	北西部地区	二日市町、三日市町、徳用町、郷町の各一部	約65.5ha	平成15年10月3日 平成24年3月30日 平成26年1月10日 平成28年8月5日
6	柳町地区	柳町の一部	約10.3ha	平成26年7月15日 平成28年8月5日 令和元年10月29日
7	中林地区	中林一丁目、二丁目、三丁目、五丁目及び上林三丁目の一部	約31.1ha	平成30年8月8日 令和3年4月1日 令和3年8月23日
8	西部中央地区	田尻町、堀内一丁目、蓮花寺町、郷町の各一部	約27.1ha	平成30年8月15日 令和元年10月29日
9	郷二丁目地区	郷二丁目の一部	約1.3ha	令和元年10月29日

[出典：都市整備課]

2-9 現況特性のまとめ

本市の主な現況特性をまとめると以下のとおりです。

項目	現況	評価
①位置・地勢、歴史等	<ul style="list-style-type: none"> 市中心部には行政、文化、交流などの機能が集積し、コンパクトにまとまった都市が形成されている 	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな地形を活かした集約型の都市づくりが求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 旧北国街道には、国指定重要文化財の喜多家住宅や、市指定文化財である水毛生（みもう）家といった歴史的な建物が残っている 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な資源を活かしたまちづくりが求められる
②人口構造・動向	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年以降、転入数と転出数が拮抗しており、これまでの転入超過の傾向が鈍化している 老人人口（65歳以上）の割合が、増加傾向となっている 本町地区周辺は人口減少している一方で、郊外部の人口が増加しており、ドーナツ化現象が進展している 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少、高齢化に対応した都市づくりが求められる 本町地区周辺における定住促進が求められる
③土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業による市街地の拡大により、宅地化が進展している 	<ul style="list-style-type: none"> 新規の市街地における計画的な整備が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の分布状況は、本町地区周辺において多くなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 本町地区周辺等の空き家の対策が求められる
④産業	<ul style="list-style-type: none"> 第1次産業の就業者は横ばいである一方で、第2次・第3次産業の就業者は増加している 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次産業（農業等）の維持が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 農家人口、農家数、経営耕地面積は、経年的に減少傾向となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も減少傾向が継続することが想定されるため、農業の維持が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 工業の事業所数、従業者数は減少傾向にあるが、製造品出荷額は概ね横ばいであり、生産性は向上している 	<ul style="list-style-type: none"> 工業の事業所数や従業者数は、今後も減少傾向が継続することが想定されるため、既存の工業の維持と新たな雇用の創出が求められる

項目	現況	評価
④産業	<ul style="list-style-type: none"> 商業の商店数、従業者数、年間商品販売額は、近年増加傾向となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 商業は今後も堅調に推移することが想定され、日常生活に必要な商業機能の維持が求められる
⑤都市施設・都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設、公共施設等は、各地域に分散している 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の人口動向や施設の分布状況、市民ニーズ等を踏まえた施設の配置検討が求められる 長期的には、人口減少を踏まえた施設の集約・再編が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備率は、約88%（R3.3時点）となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も計画的な道路ネットワークの形成、道路整備が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスのダイヤ改正等により、交通利便性の強化が図られている 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスの利活用による利便性向上が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備箇所数、面積は、増加している 都市計画区域の面積に対する都市公園面積割合は、県平均よりも高くなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の人口動向や市民ニーズ等に応じた都市公園の配置と適切な維持管理が求められる
⑥防災	<ul style="list-style-type: none"> 上水道の普及率は、99%となっている 下水道の普及率は、98%となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も計画的な上下水道事業の推進と維持管理が求められる
	<ul style="list-style-type: none"> 国土強靭化地域計画の策定により、災害に対して強靭な都市づくりを推進している 適宜、洪水ハザードマップ等の見直しを行っている 避難所における感染症対策のマニュアルを作成している 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対して強靭な都市基盤の整備が求められる 必要に応じたハザードマップの作成・更新や、市民への災害情報等の迅速な周知が求められる 新たな感染症に対応した都市づくりが求められる
⑦景観	<ul style="list-style-type: none"> 御経塚遺跡、喜多家住宅、旧北国街道等の歴史的な景観資源を有している 河川・用水沿いの景観、道路沿道の緑の景観、西南部地域の田園風景などの良好な緑の景観を有している 地区計画による良好な市街地の形成を図っている 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な景観資源を活用したまちづくりが求められる 良好な緑の景観の保全・創出が求められる 良好な市街地景観の保全が求められる

3. 住民意向調査

3-1 調査の概要

今後のまちづくりの在り方を検討するにあたり、市民の皆さんに本市の現状や将来像などを伺い、重要な資料とするため実施した市民アンケート調査の方法等は以下に示すとおりです。

- 調査対象者：野々市市在住の満16歳以上の方、2,500人
- 調査期間：令和3年2月4日～28日
- 配布・回収方法：郵送返送による回答

1,533人の市民の皆さんから回答をいただき、回収率は61.3%でした。

- 回答者数：1,533人
- 回収率：約61.3%

アンケートでは、主に以下に示す項目について質問しました。

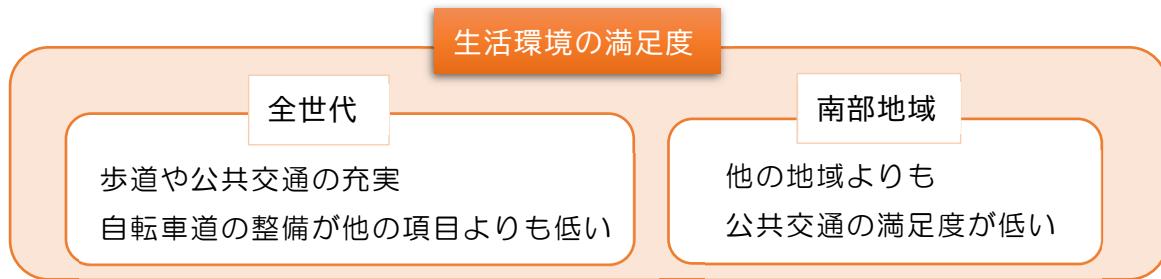
- 回答者の属性
- 居住地域における生活環境の満足度について
- 今後のまちづくりの方向性について
 - ・ 将来の野々市市、将来的土地利用、将来的都市施設、コンパクトなまちづくりについて
 - ・ 新型コロナウイルスを契機としたまちづくりについて
 - ・ 住宅地、商業地、工業地、農地について
 - ・ 道路、公共交通、公園・緑地の機能、景観形成、安心・安全なまちづくりについて
- 今後のまちづくりに対する提案について（自由回答）

3-2 まとめ

本調査結果のまとめは、以下のとおりです。

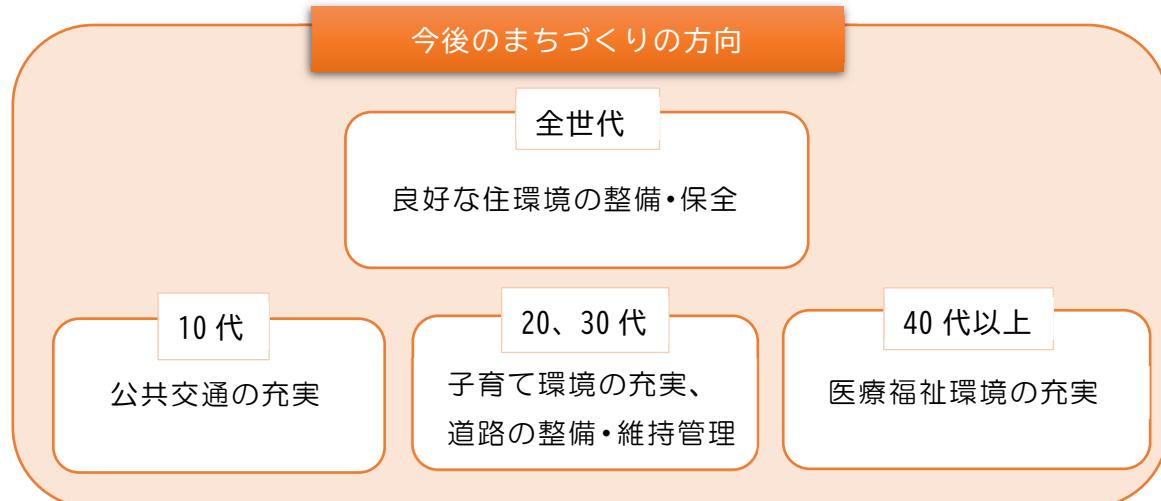
①生活環境の満足度

- ・全世代で歩道や公共交通の充実、歩行者・自転車道の整備が他の項目と比較して低い。
- ・公共交通の充実は、地域別では南部地域が最も満足度が低い。



②今後のまちづくりの方向性

- ・全世代で良好な住環境の整備・保全が求められている。
- ・10代では特に公共交通の充実が求められている。
- ・20代、30代は子育て環境の充実、道路の整備・維持管理が求められている
- ・40代以上では、医療福祉環境の充実が求められている。



第3章 都市づくりの課題整理と目標

社会経済情勢の変化、現況特性、市民意向調査結果を踏まえ、以下の10項目の「都市づくりの課題」と5項目の「都市づくりの目標」を掲げます。



第4章 将来都市像

1. 将来都市像

前章の「都市づくりの目標」を踏まえ、本市の目指す「将来都市像」を以下のように定め、本市の都市づくりを推進していきます。

【将来都市像】

『みんなで創り 未来に続く 快適都市 ののいち』

近年、少子高齢化の進展をはじめ、激甚化・頻発化する自然災害や新たな感染症対策、高度情報技術の革新、持続可能な都市づくりなど、本市の都市づくりを取り巻く状況は大きく変化しています。

本市においては、コンパクトな都市構造を活かし、まちの核となる都市拠点の形成と機能強化及び公共交通等によるネットワークの強化を図りながら、効率的で快適な都市づくりを推進します。

また、災害に強い強靭なまち、高齢者や障がい者にやさしいまち、だれもが暮らしやすいまち、そして、歴史・文化、自然景観を守り活かした野々市らしい魅力の創出に努め、市民が住み続けたい、市外の人が住みたくなる、未来に続く持続可能な都市づくりを目指します。

そのためには、まちづくりの主役である市民、企業・大学・研究機関等の事業者及び行政が、各々の力をさらに発揮しながら協働・連携することが大切であり、みんなで共に創りあげるまちづくりを進めていきます。

2. 都市づくりの目標

将来都市像実現のため、都市づくりの目標を次のように定めます。

なお、各目標に関する SDGs アイコンが示す内容については、第2章 p16 「■ SDGs の 17 の目標」を参照してください。

目標1 快適で便利な集約型の都市

コンパクトに形成された都市内の多様な都市機能配置を活かし、それらを相互に連絡し、歩いて暮らせる生活環境づくりに努め、快適性や利便性などが実感できる集約型の都市づくりを進めるとともに、歴史、自然資源などの活用を含めた回遊性の向上を図ります。

また、市内公共交通の軸となる、コミュニティバス「のっティ」等の利活用により、さらに利便性の高いネットワークを構築するなど、円滑な移動環境の確保に努めます。

さらに、進化したデジタル技術の積極的な活用推進により、豊かで快適な生活に向けた新たな都市づくりに努めます。

【関連する SDGs アイコン】



目標2 活力・魅力に満ちた都市

本町周辺、JR 野々市駅周辺及び市役所周辺における都市機能の適切な誘導を図るとともに、まちのにぎわい、活力の源となる商業、工業、農業の振興に寄与する都市づくりを進めます。

また、本市の歴史・文化資源や物産等の保全・活用により、野々市らしい魅力ある都市づくりを進めます。



目標3 安全・安心に暮らせる都市

市民の生命、財産を災害や犯罪から守り、安心感のある生活をおくれるよう、市街地の安全性向上など都市基盤の整備充実を図ります。また、防犯対策の強化、建物や道路、公共交通機関などのバリアフリー化や新たな感染症対策も図りながら、誰もが安全・安心に、健康に暮らし続けられる都市づくりを進めます。



目標4 人も環境も共存・共生する都市

農地の維持や緑、自然的景観の保全を図るとともに、身近な緑の拠点づくりや河川沿いの水と緑のネットワークなど、まちなかのうるおい空間の積極的な創出と保全を図ります。

また、農や緑と都市的環境とが調和した人も環境も共存・共生し、持続的に発展する都市づくりを進めます。



目標5 市民・事業者・行政と共に創る都市

多様化、複雑化する市民のまちづくりに対する想いへの対応や、地域が抱える様々な課題解決に向けて、市民の声に耳を傾けながら、市民に寄り添う市民主体のまちづくりを進めます。

また、市民や事業者等のまちづくりへの参画を促進するとともに、市民、事業者等と行政が、共にまちづくりに取り組む共創の都市づくりを進めます。



3. 将来都市構造

本市における都市づくりの目標実現に向け、都市における「土地利用構成」、都市づくりの骨格となる「拠点」及び都市の内外を結ぶ道路や鉄道の「交通ネットワーク」を設定します。

3-1 土地利用構成

土地利用構成は、「都市機能集積ゾーン」、「市街地居住ゾーン」及び「農業振興ゾーン」の3つのゾーンに区分し、目指すべき方向性を以下のとおり定めます。

都市機能集積ゾーン（図面中の凡例 ■■■）

- 歴史ある街並みが形成され主要な公共施設が集積した本町地区周辺、公共交通の利便性に優れたJR野々市駅周辺及び行政の中心となる市役所周辺を都市機能集積ゾーンに位置づけ、本市の都市づくりを牽引する重要な役割を担う中心的なゾーンとして、必要な都市機能の集積を図ります。

市街地居住ゾーン（図面中の凡例 ■■）

- 市街化区域を市街地居住ゾーンに位置づけ、都市機能集積ゾーンとの公共交通等による容易なアクセスを確保するとともに、住商工のバランスを保ちながら、安全・安心で質の高い住環境の確保により、地域間での人口密度の適正化を図ります。

農業振興ゾーン（図面中の凡例 ■■）

- 主として西南部地域の市街化調整区域を農業振興ゾーンとして位置づけます。
- 農業の振興を図るとともに、農地は農産物の供給機能だけでなく緑の景観などの多面的機能を有していることから、市街地居住ゾーンとの調和のとれた保全を図るとともに、既存集落においては集落の活性化など良好な生活環境の維持を図ります。

3－2 抱点

都市としての活力、にぎわいを創出し、市民が憩い、安全で安心して暮らせる高質な都市づくりを推進していくため、その抱点となる施設を中心とした各種抱点を位置づけ、それら各抱点の役割を踏まえながら、都市機能等の充実・強化を図ります。

特に3つの中心都市抱点については、今後コンパクトな都市づくりを推進していくため、抱点間を公共交通や「環状緑地軸」等により連携し、抱点間を快適に行き来できるよう図ります。

中心都市抱点（図面中の凡例 ）

- 都市機能集積ゾーン及び隣接する各種抱点を一体的に捉えた本町地区周辺、JR野々市駅周辺及び市役所周辺について、本市の都市づくりの中心的な役割を担う中心都市抱点として位置づけます。
- 中心都市抱点においては、行政機能や商業機能、介護・福祉機能、子育て機能等の各種都市機能の維持と計画的な立地誘導により、市民の便利で豊かな暮らしの実現を図ります。

健康福祉抱点（図面中の凡例 ）

- 野々市市保健センター周辺について、本市の健康・医療・福祉の都市づくりを促進する健康福祉抱点として位置づけます。
- 健康福祉抱点は、健康・医療・福祉の機能として市の中心的な役割を担います。

健康レクリエーション抱点（図面中の凡例 ）

- 野々市中央公園周辺とスポーツランド周辺は、多様な市民の憩い・集いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、本市の中心的な役割を担っていることから、健康レクリエーション抱点として位置づけます。
- 野々市中央公園周辺では健康・医療・福祉関連施設と連携し、相乗効果をもたらすための利便施設の立地も促進します。

緑の抱点（図面中の凡例 ）

- 野々市中央公園、つばきの郷公園、押野中央公園、あらみや公園、野々市南部公園及び学びの杜のいちカレードの緑地について、市民の身近な憩いと安らぎの空間としての機能を有する緑の抱点として位置づけます。
- 緑の抱点においては、公園緑地としての機能充実に努めるとともに適切な維持管理等による安全な利用環境の維持を図ります。

防災拠点（図面中の凡例 ）

- 野々市中央公園を防災拠点として位置づけ、本市の重要な防災拠点として必要な防災機能の強化を図ります。

歴史交流拠点（図面中の凡例 ）

- 御経塚史跡公園及び末松廃寺跡公園については、本市の歴史と密接に関係する貴重な歴史的資源であることから、公園緑地と一体となった歴史交流拠点として位置づけ、再整備等を行いながら後世に継承するとともに、身近に歴史を学ぶことができる場として活用を図ります。

学術拠点（図面中の凡例 ）

- 石川県立大学周辺及び金沢工業大学について、それぞれ学術・新産業創出拠点、学術・研究拠点として位置づけ、高度な技術、若者の力等を生かしながら、本市の魅力発信への寄与と産学官連携によるまちづくりの促進に活かします。

3－3 交通ネットワーク

交通ネットワークは、広域都市間及び都市内に点在する拠点間を有機的に連絡し、都市内交流を促す重要な交通施設網として位置付けます。それらは、「広域ネットワーク」「拠点間ネットワーク」「環状緑地軸」で構成し、内容は以下に示すとおりです。

広域ネットワーク（図面中の凡例 ）

- 広域都市間を連絡する道路網及び鉄道を次のとおり位置づけます。
 - ・国道8号（都市計画道路 森本野々市線）
 - ・国道157号（都市計画道路 鳴和三日市線）
 - ・外環状道路（海側幹線）（都市計画道路金沢鶴来線・大河端松任線）
 - ・国道157号／主要地方道金沢小松線（山側幹線）
(都市計画道路金沢鶴来線・金沢小松線・鈴見新庄線)
 - ・都市計画道路 小立野古府線
 - ・JR 北陸本線／北陸鉄道石川線

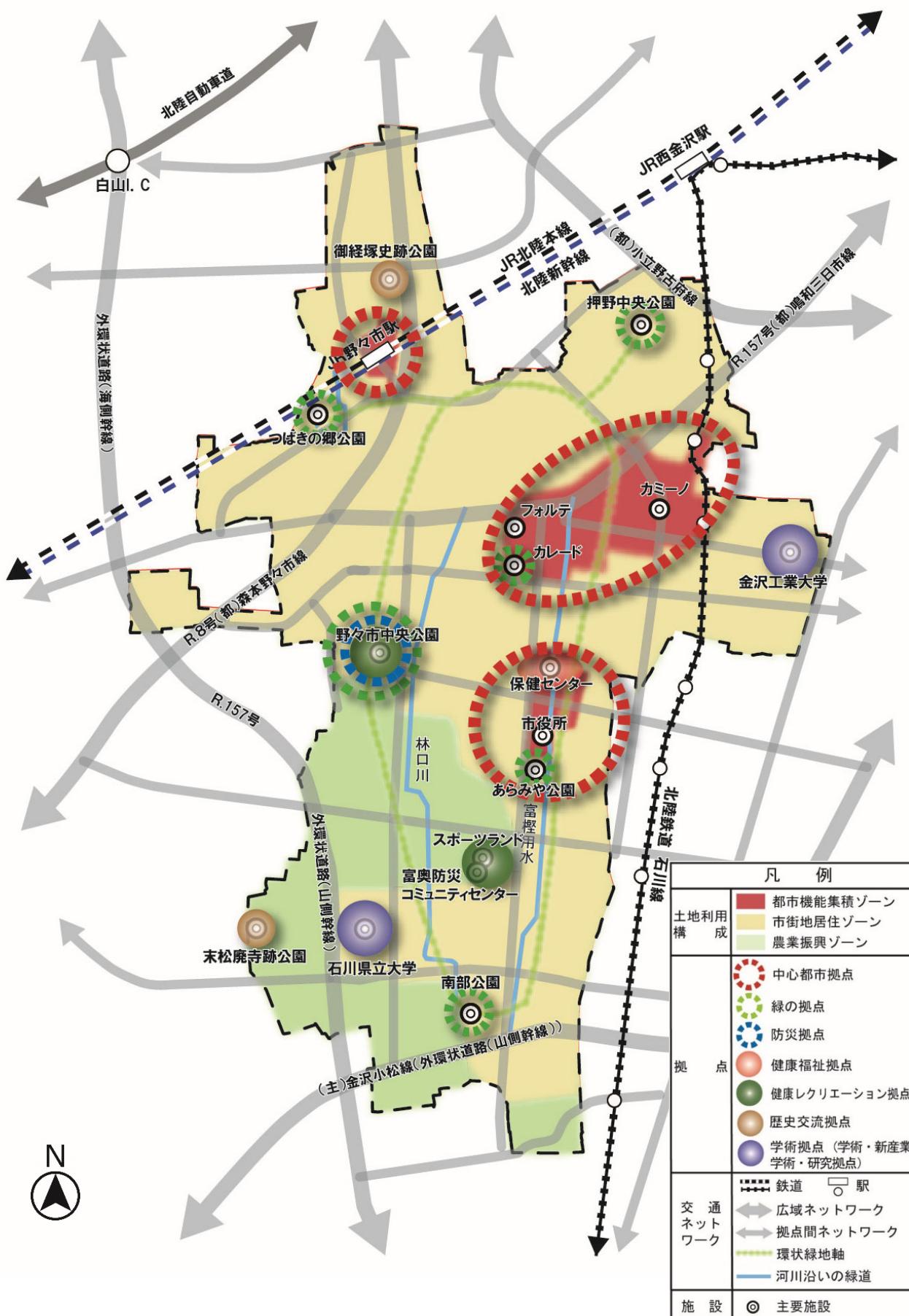
拠点間ネットワーク（図面中の凡例 ）

- 拠点間ネットワークとしては、都市内で格子状に配置されている上記以外の主要な都市計画道路網を位置づけます。
- また、拠点間を連絡する交通網としては、JR 北陸本線の野々市駅や北陸鉄道石川線各駅とを接続する路線バス網やコミュニティバス（のっティ）網を位置づけ、これらの公共交通機関の利便性を高め、都市の活力向上と交流促進の実現のため利用を図ります。

環状緑地軸（図面中の凡例 ）

- 木呂川緑道、林口川緑道などと街路樹がある幹線道路を結び、市街地を周回する「環状緑地軸」として位置づけます。
- 環状緑地軸は、3つの中心都市拠点間をはじめ、健康レクリエーション拠点及び緑の拠点も連絡する経路となることから、都市づくりの目標としている「快適で便利な集約型の都市」と「人も環境も共存・共生する都市」の実現のため利用を図ります。

【将来都市構造図】

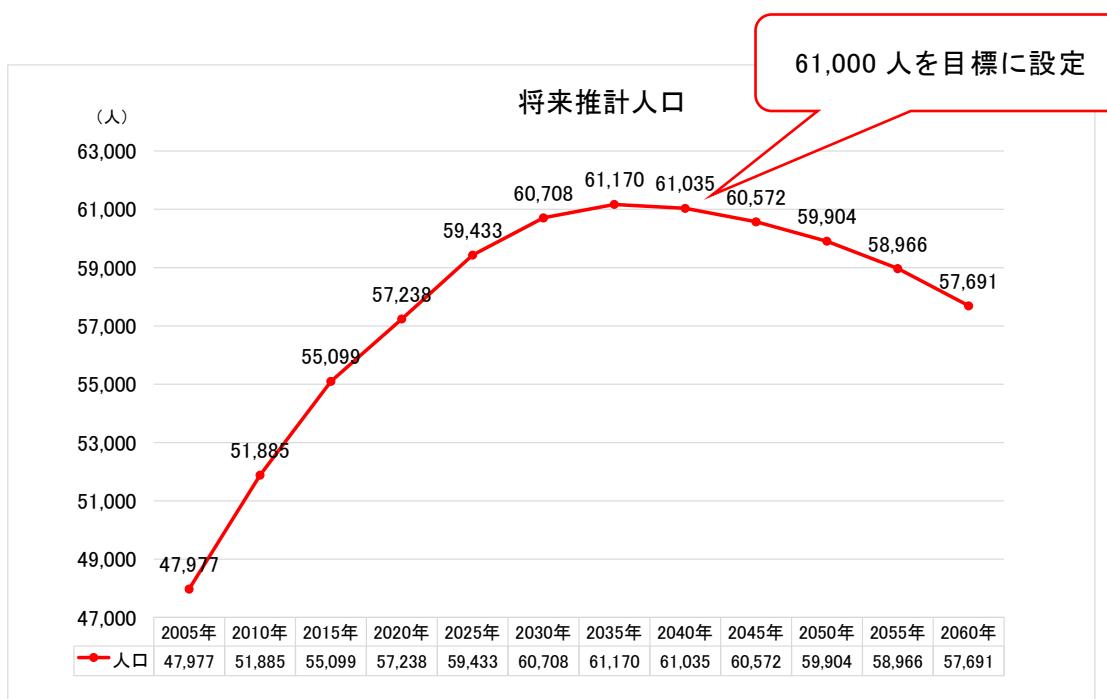


4. 人口フレーム

本市の将来人口については、現在進行している土地区画整理事業による宅地供給などにより、令和17年（2035年）頃までは増加する予測ですが、以降は減少に転じることが予測されます。

目標年次である令和24年度（2042年度）における目標人口は、61,000人とします。

令和2年（2020年）	令和24年（2042年）
57,238人	61,000人



第5章 都市整備方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方

居住・就業の場、にぎわいなどの機能がバランス良く配置された、利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを継続していくため、都市機能集積地区、歴史的街並み形成地区、住宅地区、商業業務地区、工業業務地区及び農業振興地区を位置付け、地区の特性に応じながら適正な土地利用を図ります。

特に都市機能集積地区については、古くより本市の中心として栄えてきた本町地区周辺、公共交通の利便性に優れたJR野々市駅周辺及び行政の中心となる市役所周辺において、行政、介護・福祉、子育て、教育・文化及び商業機能等必要な都市機能の集積により、本市の活力、魅力の向上と市民の生活利便性の維持・充実を図ります。

1-2 土地利用の方針

(1) 都市機能集積地区

- 本市における文化、公共交通、行政の3つの明確な拠点を形成しながら連携し、都市機能が集約されたコンパクトで歩いて暮らせる都市構造を図るため、本町地区周辺、JR野々市駅周辺、市役所周辺を都市機能集積地区として位置付けます。
- 本町地区周辺については、商業の活性化や資源の活用及び市民の交流や生涯学習の展開により、歴史性豊かで賑わいのある中心地の形成を目指します。
- JR野々市駅周辺については、鉄道駅の立地及びバスターミナルとしての公共交通の利便性を活かした商業等の活性化を目指します。
- 市役所周辺については、行政の中心として施設の再編や集約化を図りながら、将来人口推計に合わせた行政、子育て、介護福祉等の都市機能配置により、市民の生活利便性のさらなる向上を図ります。

(2) 歴史的街並み形成地区

- 都市機能集積地区に含まれる本町通り周辺は、歴史的建築物が残されている地区です。この地区については、既存の歴史的建築物および樹木等の景観資源や街道空間の保存・活用、街並みの景観形成により賑わいと交流のある歴史的街並み形成地区としての誘導を図ります。

(3) 住宅地区

- 市街地の住宅地については、住居環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、良好な住宅地の維持向上を図るために適切な用途地域を検討・指定します。
- 市街地に点在する空き家や、低末利用地については、適正管理及び有効利用を促し、良好な居住環境の形成を推進します。
- 市街化区域内に点在する農地については、農産物を供給する機能や防災の機能、良好な景観形成の機能など多面的な役割を担う都市の緑として、適切な保全や活用に努めます。
- 今後住宅地として新たに行う土地開発においては、地区計画などの制度を活用し、一定のルールに基づく美しい街並み形成や緑化などによる質の高い住環境の整備を推進します。

(4) 商業業務地区

- 市街地内を通る都市計画道路等の沿道地区は、車や公共交通でのアクセスの良さを活かした店舗やサービス施設等の商業業務施設の立地を促進し、地域の生活利便性の向上と賑わいのある沿道型土地利用の誘導を図ります。

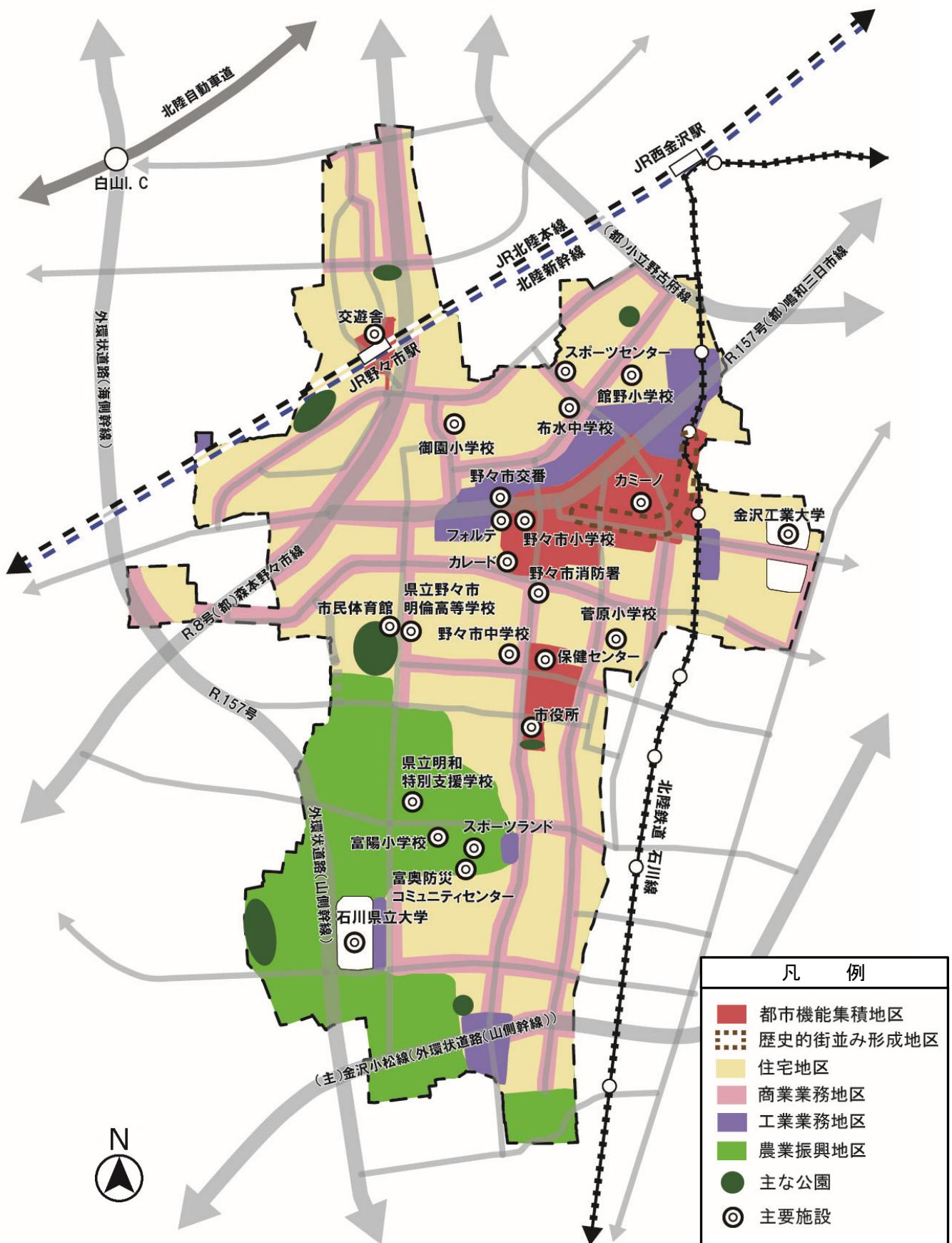
(5) 工業業務地区

- 市街地内の既存工業施設が比較的多く点在している地区は、地域の産業経済を支える貴重な職住近接型の就業基盤として捉え、市内における工業施設や業務施設の集積地として位置付けます。
- 石川県立大学周辺地区においては、研究開発型企業などが立地する産・学・官の連携による本市の発展に寄与する新産業創出の拠点としての土地利用の誘導を図ります。
- 住宅と工場等が混在して立地する地区に対しては、実際の土地利用状況を見極めながら、適正な用途地域への見直し等も含めた検討を行います。

(6) 農業振興地区

- 農地を生産基盤のみならず、快適な都市生活を享受するための不可欠な要素として捉え、農業の振興・活用を図ります。特に西南部地域の市街化調整区域内農地については、市内の教育機関との連携などにより、積極的な活用を推進します。
- 既存集落については、景観の保全などとの調和を図りつつ、新たな野々市ブランドの創出や農業就業の場づくりなどのために、適正かつ部分的な開発を検討し、農業の振興・活用を図ります。
- 農業就労の場づくりのための農業関連施設を、交通の利便性を考慮した位置に配置します。
- 地区内の既存集落や住宅団地については、田園環境と調和のとれた良好な住環境の確保を図ります。
- 水害防止の観点から、貯水機能を持つ農地を有効活用するなど、防災上の利用策について検討を進めます。

【土地利用方針図】



2. 市街地の整備方針

2-1 基本的な考え方

本市固有の歴史・文化資源など、既存ストックを活用しながら、快適な居住環境の維持・向上を図ります。

また、将来人口推計に基づき、市街地の整備の検討を図るとともに、長期的には人口規模に応じた市街地規模へと高密度化・集約化を図ります。

2-2 整備方針

(1) 良好な市街地環境の形成

- 都市基盤の整備が不十分な地区や古くに整備された地区については、地区計画や道路の改良などにより、市街地環境の改善を図ります。
- 一団の未利用地については、地区に応じた市街地整備手法を導入し、居住環境の改善や土地の有効利用に努めています。
- 景観や防災・防犯上悪影響を及ぼす恐れのある空き家や点在する未利用地については、適切な維持管理を図ります。
- 商業施設などについては、景観整備や交通渋滞の防止、また住宅隣接部の緑化などにより、周辺の住環境との調和を促進します。

(2) 公共施設の有効利用

- 公共施設の長寿命化を推進し、適切な維持管理と計画的な改修を行います。また、施設の整備・管理について、民間活力の活用により効率的かつ効果的な公共サービスの提供を検討します。

(3) 適切な用途地域の設定

- 良好な市街地の形成を誘導するため、用途地域は地域の実情に応じて適切に設定し、必要に応じて地区計画等を併せて定めることで、地域にあった土地利用の規制・誘導の実現を図ります。

(4) バリアフリー環境整備

- 高齢者、障害者などが、安全・快適に日常生活が送れるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、歩道、公園、福祉施設、公共施設などにおける通路幅員確保、段差解消、通路勾配の改善、エレベーター設置、トイレの改善などバリアフリー環境の整備を促進します。
- 通学路の安全対策、歩行者が安全に歩ける都市づくりの推進とともに、都市公園の遊具などの安全対策の徹底を図るなど、子どもがのびのびと安全に成長できる環境づくりを推進します。

(5) 本町地区の活性化

- 本町地区の歴史的街並み形成地区については、街並みの保全・活用や歩けるまちづくりを推進することにより、魅力向上を促進します。
- 地区内に見られる空き家・未利用地については、住宅や店舗あるいは観光関連施設等として積極的に利活用を図るなど、地区の活性化を推進します。

(6) 計画的な市街地整備の推進

- 実施中の土地区画整理事業及び近年市街化区域へ編入された地区については、地区計画などにより計画的に整備を推進します。
- 上記の整備状況や今後の人団推計の動向を踏まえながら、適正な市街地規模を検討します。

3. 交通体系の整備方針

3-1 基本的な考え方

本市内外の円滑な交通流動を促す道路ネットワークを形成するとともに、歩行者などが安全で快適に移動できる人にやさしい交通環境の形成を目指します。

また、公共交通のさらなる利便性向上や自転車の利用促進を図りながら、環境にやさしい交通環境の形成を目指します。

3-2 整備方針

(1) 道路の整備方針

① 広域幹線道路の整備推進

- 近隣都市を結ぶ広域的な交通機能を担う幹線道路として、以下の路線を「広域幹線道路」として位置付けます。
 - 国道8号（都市計画道路 森本野々市線）
 - 国道157号（都市計画道路 鳴和三日市線）
 - 外環状道路（海側幹線）（都市計画道路 金沢鶴来線・大河端松任線）
 - 国道157号／主要地方道 金沢小松線（山側幹線）
(都市計画道路 金沢鶴来線・金沢小松線・鈴見新庄線)
 - 都市計画道路 小立野古府線
- 国道8号と国道157号及び海側幹線の整備については、機能強化や渋滞発生箇所の解消に向けて、関連機関との連携を強化します。

② 地区幹線道路の整備推進

- 市内を格子状に形成しながら広域幹線道路網と連絡し、拠点間を効率よく結びつけることにより、地区相互の交流を促進する重要な路線を「地区幹線道路」として位置付けます。
- 地区幹線道路は、主に都市計画道路を位置付け、下記に示す各路線の未整備・未改良区間の整備促進を図り、市域の円滑な交通ネットワークを確保します。
 - 都市計画道路 堀内上林線（下林～中林、中林～上林）
 - 都市計画道路 三納下林線（三納～下林）
 - 都市計画道路 野々市中央公園西線（堀内～下林）
 - 都市計画道路 窪野々市線（本町2丁目～本町4丁目）

③ 補助幹線道路の整備推進

- 地区幹線道路と生活道路を連絡し、市街地内で発生・集中する交通を円滑かつ安全に流動させる役割を担う路線を「補助幹線道路」として位置付けます。
- 補助幹線道路は、未整備区間の整備充実を推進し、安全で快適な市街地環境の形成を支援します。

④ 生活道路の整備推進

- 地域の生活道路の中で幅が狭く交通に支障が生じている路線については、地域住民の合意形成のもとに、隅切り整備や沿道の建物の建て替えに合わせた段階的な拡幅整備を進め、安全で快適な通行環境を目指します。
- 通学路や公共施設の周辺、日常の買い物など、歩行者の多い危険箇所を中心に歩行者に対する安全対策を推進し、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

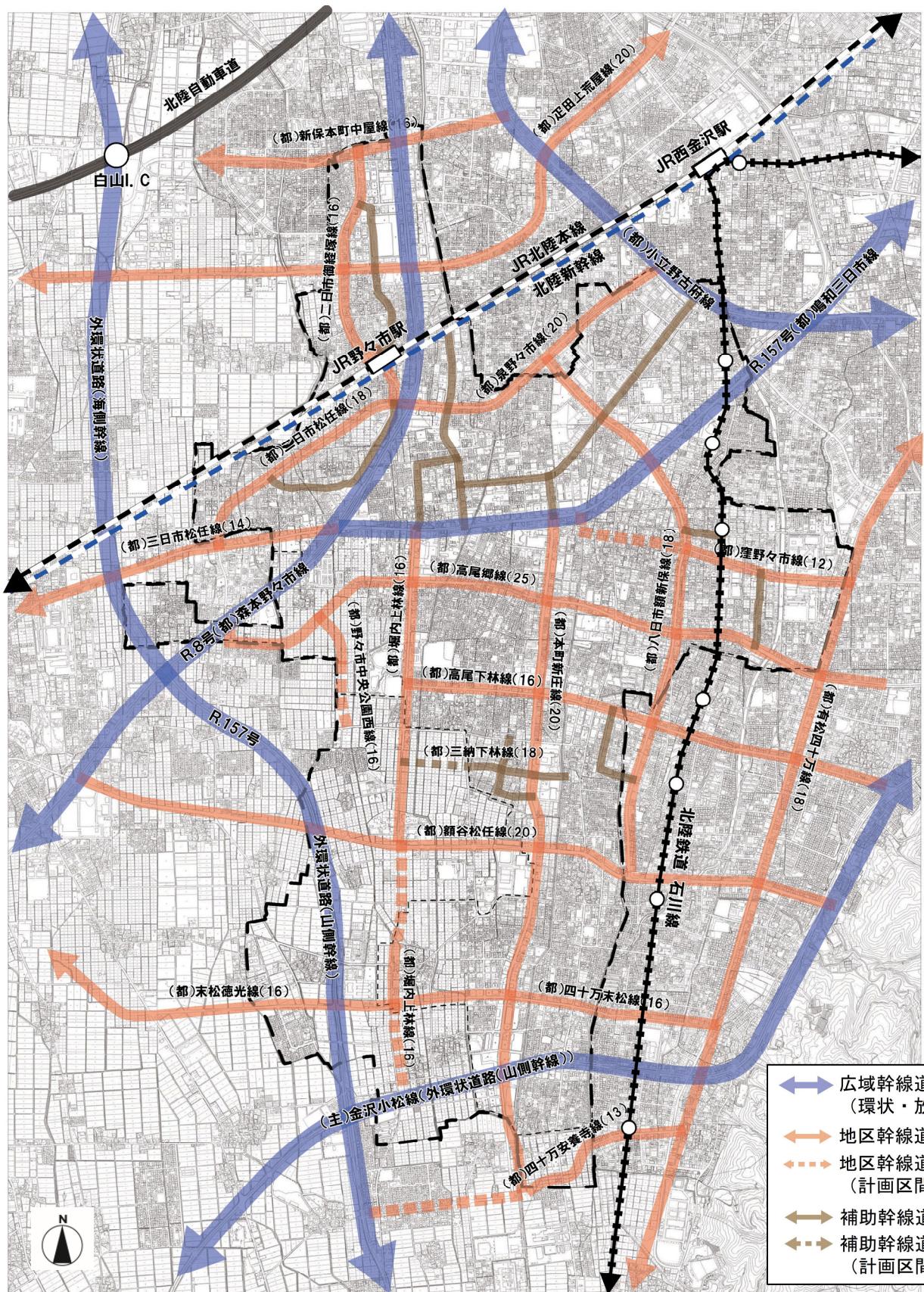
⑤ ゆとりとうるおいあるみちづくり

- 街路樹の植栽などでゆとりとうるおいのある空間づくりに努め、安全で歩きやすい歩道の整備を推進します。
- 環境にやさしく、健康増進や感染症対策にも資する自転車利用の促進を図るため、ゆとりある自転車走行空間の確保に努めます。

⑥ 安全で快適なみちづくり

- 高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全で快適に通行できるように、バリアフリー基準に適合した道路整備を推進します。
- 市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」など、市民参加による道路緑化や美化活動などの取り組みにより快適なみちづくりを促進します。

【幹線道路整備方針図】



(2) 公共交通の整備方針

① JR 野々市駅の機能強化

- JR 野々市駅は、通勤・通学利用が多い駅であり、バス・タクシーの交通結節機能の強化を図るほか、駅周辺の利便性向上を図ります。

② 鉄道、路線バスの充実

- 交通事業者と連携し、運行サービスの維持・活性化と利便性向上を図り、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応した、持続可能な公共交通の実現を目指します。

③ コミュニティバス「のっティ」・シャトルバス「のんキー」の利便性向上

- コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんキー」は、本市の主要な拠点間を結び、市民の日々の暮らしにおける重要な移動手段であるとともに、高齢者などの外出支援の役割も担っており、今後も他の公共交通機関との連携強化や運行ルートの充実を図り、利用者サービスの向上と持続可能な公共交通の実現を目指します。
- ICT 技術を活用したバスの位置情報システムなどを導入し、さらなる利便性の向上を図ります。

4. 公園・緑地の整備方針

4-1 基本的な考え方

市民に憩いとやすらぎを与え、災害時における避難場所や地域住民の交流の場となる公園・緑地の整備充実を推進するとともに、良好な緑の保全と積極的な緑の創出を図ります。また、緑などの自然が有する多様な機能を活用して地域の課題を解決する「グリーンインフラ」の取り組みを推進します。

4-2 整備方針

(1) 公園・緑地の整備

① 緑の核となる公園の整備充実

【総合公園】

- 野々市中央公園は、規模拡張によりスポーツ施設機能等を拡充し、市民の交流、スポーツ・レクリエーション、広域防災の拠点としての役割を担う公園として整備を推進します。

【地区公園、近隣公園】

- 押野中央公園、野々市南部公園、あらみや公園、つばきの郷公園については、緑の拠点並びに市民のレクリエーションや憩いの場として、機能充実を図ります。

② 身近な公園、広場の整備充実

【街区公園など】

- 市民の日常生活に密着した街区公園などについては、新たな住宅地整備や地区的まちづくりなどにあわせて、配置のバランスを考慮し計画的な整備を進めます。
- 施設の老朽化などが目立つ公園については長寿命化計画に基づき、幼児や高齢者などへの対応や災害時の避難場所としての活用も考慮して再整備を図ります。

【歴史公園】

- 御経塚史跡公園及び末松廃寺跡公園について、再整備等を行いながら後世に継承するとともに、身近に歴史を学ぶことができる場として活用を図ります。

③ 地域に密着した公園づくり

- 高齢者から子供まで誰もが安全・安心に利用できるよう配慮するとともに、本市の特色を活かした公園づくりに努めます。
- 市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」などを活用した公園の維持・管理の取り組みにより、地域に密着した公園づくりに努めます。

（2）緑の多い住環境づくり

① 環状緑地軸の形成

- 拠点となる公園や都市計画道路木呂川緑道線、幹線道路の歩道、河川・用水沿いの遊歩道などを活用し、市街地を環状につなぐ緑地軸の形成を図ります。
- 災害時の避難路、うるおいのある緑陰空間の創出をはじめ、市民の健康づくりや歴史散策などに寄与する回遊性の高いネットワークの形成により、市民が歩いて暮らせる都市づくりを推進します。

② 公共施設の緑化の推進

- 主要な公共施設、幹線道路沿道などにおいて、うるおいのある景観形成を考慮した緑化を推進し、地域に開かれたスペースの確保に努めます。

③ 民有地の緑化の推進

- 住宅地などにおいては、地区計画や緑地協定など、市民主体の緑のまちづくりを促進し、日常生活における身近な緑の増加に努めます。
- 大規模な開発については、「野々市市建築・開発指導要綱」に基づき事業主に対して公園・緑地等の設置を指導し、民有地の緑化を推進します。

（3）地域の緑の保全

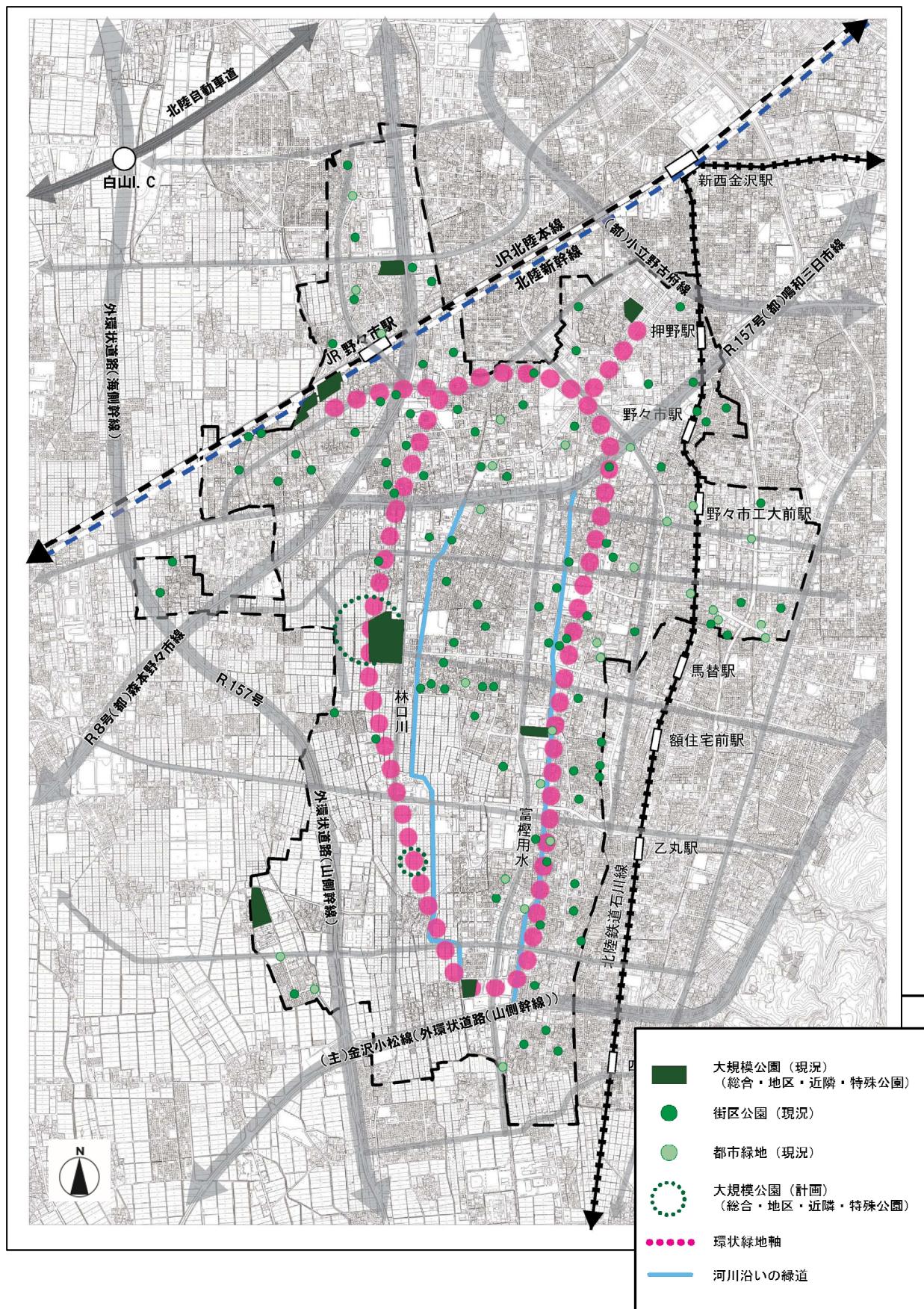
① 農用地の保全

- 西南部地域の農用地は、良好なまとまりのある緑として、農業施策と連携しながら、保全に努めます。

② 歴史的な緑の保全

- 神社などにある歴史的に貴重な緑の保全と活用を推進し、地域の歴史・文化資源と連携した緑の創出を図ります。

【公園・緑地の整備方針図】



5. 河川・上下水道の整備方針

5-1 基本的な考え方

河川や上下水道については、快適な都市環境の形成を支える基盤施設として、また、近年激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害に対して防災・減災に資する強靭な基盤づくりのための整備を推進し、市民の安全性の確保に努めます。

5-2 整備方針

(1) 浸水対策の強化

- 河川・用排水整備のみならず、水害を軽減させるため、流域全体のあらゆる関係者（国、県、市、企業、市民）が協働し治水対策に取り組む施策「流域治水」を推進していきます。
- 安原川、高橋川及びその他の河川・用水については、緊急性等を鑑みながら、必要な河川改修、治水対策を講じ、都市の防災性・安全性の向上に努めます。
- 道路側溝などに集まった雨水を河川へ排除するための雨水幹線（下水道）については、緊急性等を鑑みながら、必要な改修等を講じ、都市の防災性や安全性向上に努めます。

(2) 上下水道

- 上水道事業については、石川県水道用水供給事業とも連携を図りながら、引き続き安全で安定した水道水の供給に努めます。また、適切な事業運営や維持管理体制の強化により持続可能な事業を目指すとともに、管路網の耐震化や応急給水・応急復旧対策の充実を図るなど、強靭な水道を目指します。
- 公共下水道事業については、2030（令和12）年度の事業完了に向け順次事業を推進しており、今後も計画目標の達成を目指すとともに、新たな市街地における整備なども含めて、効率的な事業の推進を図ります。
- 河川、水路の水質浄化をさらに促進するため、各家庭から下水道への速やかな接続に向けて積極的な啓発活動を図ります。

6. 良好的な都市環境形成の方針

6-1 基本的な考え方

本市の水や緑、大気などの良好な都市環境を次世代に引き継いでいくため、より一層の環境保全施策を推進し、環境にやさしい持続可能な都市づくりを目指します。

6-2 整備方針

(1) 環境の保全

① 環境負荷の小さい都市づくり

- 環境負荷の小さい集約型都市構造の実現に向けて、公共交通機関の利便性向上を図るとともに、ゆとりとうるおいあるみちづくりによる歩行・自転車利用の促進を図ります。
- 国が目指すカーボンニュートラルの実現について、本市においても事業者等と連携しながら、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組を推進します。

② コミュニティレベルでの環境改善活動

- 生活から排出されるゴミなどについては、普及啓発により市民一人ひとりの意識の高揚を図り、3R（ごみの発生抑制、再使用、ごみの再生利用）の取り組みを促進し、循環型社会の実現を目指します。
- 市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」などによる地域環境の美化や美しい街並みづくりなど、コミュニティレベルでの取り組みを支援します。

③ 公害の対応

- 市民や事業者への公害防止のための意識啓発を継続的に実施するとともに、騒音、振動に対する市民からの意見があった場合には対象事業者に必要に応じて指導を実施します。

④ 自然的空間の保全

- 地下水のかん養策の検討や多様な生き物が生息できる空間を確保するため、国や県の指針に基づきながら、公園や河川・用水の水辺、農地などの自然的空間の保全を図ります。

(2) 良好な生活環境の創出

① 快適環境の創造

- 快適な生活環境を確保していくため、道路、公園緑地、上下水道などの都市基盤施設の整備充実を図ります。

② 緑による快適な空間の創出

- 商業施設や工場の敷地内緑化、一般住宅における前庭緑化や生垣設置により緑化を推進するとともに、環状緑地軸も含め、質の高い快適な空間の創出を図ります。

③ 市営墓地の整備

- 市内の市営墓地について、計画的に整備を推進します。

7. 都市景観形成の方針

7-1 基本的な考え方

本市は、「石川県景観計画」における景観計画区域に指定されており、同計画において定められた景観形成基準に基づき、市域内に点在する自然環境や歴史・文化などの景観資源の保全と活用を図るとともに、良好な景観形成を推進し、市民、事業者、行政が一体となって本市の魅力ある都市景観形成を目指します。

7-2 整備方針

(1) 野々市市の特性を活かした景観づくり

① 地域の顔づくり

- 地域の景観形成に当たっては、本市の自然・歴史・文化などから育まれた良質なデザインや色彩などを踏まえ、地域の特色を活かした景観づくりに努めます。
- 多くの市民や来訪者が利用する駅や公共施設などについては、緑化の推進や市民が楽しめるオープンスペースの創出などにより、良好な景観の維持・形成を図ります。

② 歴史的景観の保全・育成

- 本市の歴史を物語る資源である、喜多家住宅をはじめとする旧北国街道の街並みについては、景観的な側面からもその価値を認識し、保存と活用を図ります。
- 御経塚遺跡や末松廃寺跡、その他の史跡や文化財などについては、公園的活用と併せた修景整備により、魅力ある景観形成を図ります。

③ 幹線道路沿道の秩序ある景観形成

- 幹線道路については、季節感を演出する美しい街路樹の植栽などにより、緑豊かな景観づくりを推進するとともに、無電柱化に向けた検討や沿道建築物、屋外広告物の適切な景観誘導を図ります。

④ 商業地における賑わいのある景観形成

- 商業地については、建築物のデザインや色彩、屋外広告物などの適切な誘導により、洗練された商業地にふさわしい景観の創出を図ります。

⑤ 住宅地の景観整備の推進

- 住宅地については、前庭緑化や生垣設置などによる緑豊かな景観の創出、また、地区計画、建築協定や緑地協定などを活用しながら、ゆとりとうるおいのある景観形成を図ります。
- 管理不全な空き家については、景観の悪化や建物の倒壊により災害の危険性が高まるところから、所有者等による適切な管理を進めます。

⑥ 学術・研究機関の親しみのある景観の維持

- 大学や研究機関は、地域の景観を特色づける要素であることから、オープンスペースや緑化など地域に開放された親しみのある景観の維持を図ります。

⑦ 農地や水辺などのうるおいのある景観の形成

- 西南部地域の農用地は、農業施策と連携しながら、ゆとりやうるおいを感じさせる景観要素として保全に努めます。
- 本市内を流れる河川や用水についても、市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」などによる水質の浄化や清掃・美化活動により、うるおいのある水辺景観の形成に活用します。

（2）景観まちづくりへの取り組み

① 景観づくりへの市民参画の促進

- 地域ごとの特性や魅力を活かした景観形成を推進するため、景観に関するシンポジウムやワークショップなどを実施するほか、地域住民の理解と協力のもとに、市民の主体的な景観づくり活動を支援し、地域の個性豊かな景観形成の誘導を図ります。

② 景観計画の策定

- 本市の魅力や特性を活かした景観づくりと個性豊かな美しいまちの創造、そして市民、行政、事業者が一体となって景観づくりを推進していくための指針として、景観計画の策定を検討します。

8. 安全・安心な都市環境の方針

8-1 基本的な考え方

地震災害や風水害などから市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるように、災害に対する強靭な都市づくりや防犯に配慮した都市づくりを推進します。

8-2 整備方針

(1) 災害に対して強靭な都市づくり

① 都市基盤及び公共施設の耐震化・長寿命化

- 道路、橋梁、上下水道施設などの主な都市基盤をはじめ、多くの市民が利用する公共施設については、耐震化や適切な維持管理による長寿命化により、自然災害のリスクへの対応をはじめ、平時から破損や破断、崩落等の予防を図ります。

② 市民・事業者等と協働で進める災害に強い都市づくり

- 一般住宅や店舗、工場等の民間建築物の耐震化を促進することで、災害リスクへの対応を図ります。
- 市街地での火災発生時における延焼防止を図るため、一定規模以上の開発については消火栓や防火水槽等の整備を促進します。

③ 安全な避難地・避難路の確保

- 防災拠点として、必要に応じた野々市中央公園の拡充整備を推進するとともに、一時的避難場所となる公園などの適正な配置など、防災設備の充実を検討します。
- 緊急輸送道路（県指定）に位置付けられている国道8号や157号、（主）金沢小松線などは、関係機関と連携しながら、引き続きその機能の維持を図ります。
- 市街地内における円滑な緊急車両の通行、消防活動、安全な避難路の確保に向け、住宅が密集している地域における狭隘道路の解消や隅切りの設置などを推進します。

④ ライフラインなどの確保

- 災害時の救援、復興を適切に実行するために不可欠な電気、通信、上下水道などにおける施設の耐震化等に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 円滑な消防活動を支えるための消防水利の充実と適正配置を推進します。

⑤ 浸水対策の推進

- 台風時の豪雨などによる浸水被害を軽減するため、手取川・犀川水系における流域治水に関係機関と連携し取り組むとともに、市内下水道の雨水幹線整備や地下道冠水対策を推進します。
- 内水氾濫に対しては、用排水路の整備や雨水調整池の整備等を推進するとともに、内水ハザードマップの作成等により、内水による浸水被害の最小化に取り組みます。
- 調整池の適切な設置や、保水・浸透機能を持つ農地や緑地の保全・創出等によるグリーンインフラを活用した浸水対策を検討します。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、施設利用者の確実な避難を確保するため、施設管理者等による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進します。

⑥ 雪害対策の推進

- 大雪時に安全な道路ネットワークを確保するために、関係機関や民間事業者と連携しながら、除雪体制の確保に努めています。
- 除雪機械の計画的な更新や消融雪施設の整備・更新により、雪に強い道路整備を推進し、冬期間の円滑な道路交通を確保します。

(2) 防犯に配慮した都市づくり

① 防犯に配慮した都市空間の整備

- 夜間の犯罪を防止するための街路灯の増設や防犯カメラの設置を推進し、犯罪の発生しにくい環境整備を図ります。
- 公共施設の整備にあたっては、見通しの良い空間を確保するなど、防犯の観点を取り入れます。

(3) 新たな感染症対策に対応した都市づくり

① 避難所等における感染症対策

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所において衛生・防疫体制を整備することができるよう、関係機関と連携を図りながら適切に感染症対策を行います。
- 避難所の過密を避けるため、指定避難所以外の公共施設、民間施設、オープンスペース等の各種施設などについて避難所として活用を検討するなど様々な避難環境の確保を図ります。

② 多様な移動手段の確保

- 通勤・通学や買い物等の移動時において、密集・密接を避けるため、公共交通だけでなく、自転車や徒歩などの多様な移動手段の確保やその環境整備を推進します。

9. 高度な情報通信技術を活用した都市づくりの方針

9-1 基本的な考え方

近年国では、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）をはじめとする新技術の活用によるデジタル化を推進し、人口減少、高齢化、災害、感染症リスク等の様々な社会の課題解決を行う、持続可能な社会を目指しています。

また、まちづくりの分野においても新技術の活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

本市においても、長期的な展望として、ICT（情報通信技術）等の活用により、市民がより安全・安心、快適に暮らし続けられる環境づくりの実現を目指していくものとします。年々進化する技術の中で本市に最適な技術の選定・検討を行う必要があります。

9-2 分野別の方針

（1）交通分野

① ICTサービスによる公共交通の利便性向上

- 公共交通について、ICT技術を活用し、リアルタイムにバスの位置情報や混雑状況等を把握できるシステムの運用等により、さらなる利便性向上を目指します。

（2）防災分野

① 災害情報の周知

- 災害状況や避難場所等の災害時の情報について、瞬時に伝達するシステムの構築により、より安全な避難行動の誘導や減災力の強化を目指します。
- 路面状況画像のAI解析による、道路の積雪や凍結状況などの情報発信や、除雪作業の効率化など、冬期における交通安全対策の強化を目指します。

（3）行政分野

① ICTサービスによる地域コミュニティの活性化

- スマートフォンやタブレットなどを用いて、地域の情報の取得や災害時の安否確認が可能なツール「結ネット」の普及により、地域コミュニティの活性化や利便性向上を目指します。
- 感染症拡大等の影響下において、多人数でのイベント開催等が困難な状況でも、オンラインを活用した継続的な開催に努めるなど、各種地域活動やコミュニティの持続化を目指します。

② 行政手続きのオンライン化

- 行政手続きのオンライン化を推進し、事務手続きの効率化や来庁者の待ち時間の短縮等により、窓口サービスの向上を目指します。

③ 都市づくりの DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

- 都市づくりの分野において、現実の都市をサイバー空間上に再現し、可視化・分析・シミュレーション等が可能となる 3D 都市モデルの活用により、高度な都市づくりを目指します。

④ 公共施設の ICT 環境の充実

- まちづくりの拠点となる公共施設の ICT 環境の充実により、市民の利便性向上を図ります。

第6章 地域別構想

1. 地域区分の設定

地域別構想は、第5章で位置付けた都市整備方針を踏まえ、地域が抱えるまちづくりの課題に対応しながら、地域が有する個性を活かした地域づくりを推進していくための基本的な方向性を示すものです。

市全体の中での各地域の位置付け及び一定のエリア的まとまり等を考慮し、本計画においては、以下に示す4地域に区分します。

① 北部地域

市の北部に位置し、JR野々市駅と北陸鉄道石川線押野駅が立地するほか、土地区画整理事業による市街地整備、国道8号線沿道での商業地の形成など、利便性の高い地域です。本市の中心都市拠点の一つであるJR野々市駅周辺の発展とともに、つばきの郷公園などの立地も活かしつつ、さらに便利で快適な暮らしの充実を目指す地域として位置付けます。

② 東部地域

市の東部に位置し、旧北国街道（本町通り）には歴史的街並みなど昔ながらの面影が残るとともに、北陸鉄道石川線野々市駅及び野々市工大前駅が立地するなど、古くより本市の中心として発展してきた地域です。本市の中心都市拠点の一つとして、今後も歴史的街並みやフォルテ、カレード（市立図書館）、カミーノ（中央公民館）などの集積する公共施設や金沢工業大学と連携しながら、にぎわい創出を目指す地域として位置付けます。

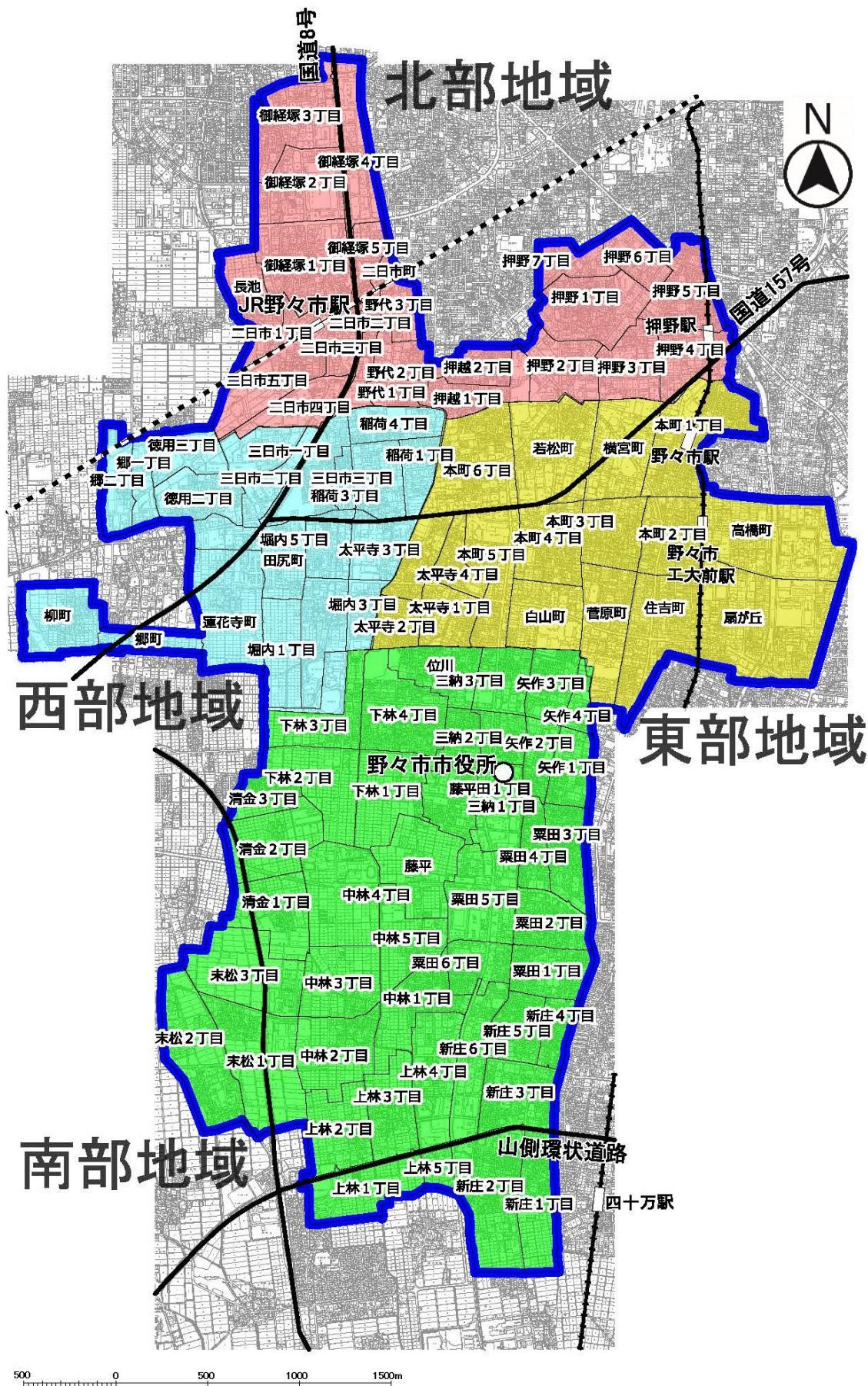
③ 西部地域

市の西部に位置し、国道8号、国道157号が地域中心を通り、これまで複数の市街地整備が完了しており、現在も西部中央地区において土地区画整理事業が実施中であるなど、市街化の進展が顕著な地域です。健康レクリエーション拠点としての野々市中央公園や都市計画道路の整備により、健康で快適な暮らしの充実を目指す地域として位置付けます。

④ 南部地域

市域の南半分を占め、市街化区域と市街化調整区域が共存する地域です。市役所周辺における本市の中心都市拠点にふさわしい地域づくりの推進をはじめ、地域内に立地する石川県立大学や末松廃寺跡などの資源を活かしながら、田園及びその周辺環境と都市が調和した、にぎわい創出と個性・魅力ある環境形成を目指す地域として位置付けます。

■ 地域区分図



2. 地域の概況

項目	北部地域	東部地域	西部地域	南部地域																																																																																																																																																																																													
2-1. 人口・世帯	<p>○人口及び世帯数は増加傾向、一世帯当たり人員は減少傾向 ○老人人口割合は増加傾向、年少人口割合は概ね横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向 ○4地域の中で一世帯当たり人員や年齢3区分別の人口割合は、市全体と最も近い</p> <p>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</p> <table border="1"> <caption>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>一世帯当たり人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>9,253</td><td>3,661</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>10,223</td><td>4,237</td><td>2.41</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>11,112</td><td>4,875</td><td>2.28</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>11,873</td><td>5,294</td><td>2.24</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>12,321</td><td>5,535</td><td>2.23</td></tr> </tbody> </table> <p>【年齢3区分別人口割合の推移】</p> <table border="1"> <caption>【年齢3区分別人口割合の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口 (%)</th> <th>生産年齢人口 (%)</th> <th>老年人口 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>18%</td><td>73%</td><td>72%</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>17%</td><td>71%</td><td>76%</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>16%</td><td>67%</td><td>73%</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>16%</td><td>66%</td><td>70%</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>15%</td><td>69%</td><td>71%</td></tr> </tbody> </table> <p>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</p> <table border="1"> <caption>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>一世帯当たり人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>17,498</td><td>8,908</td><td>1.96</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>17,521</td><td>9,122</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>17,892</td><td>9,251</td><td>1.93</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>17,678</td><td>9,543</td><td>1.89</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>17,787</td><td>9,712</td><td>1.83</td></tr> </tbody> </table> <p>【年齢3区分別人口割合の推移】</p> <table border="1"> <caption>【年齢3区分別人口割合の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口 (%)</th> <th>生産年齢人口 (%)</th> <th>老年人口 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>14%</td><td>77%</td><td>76%</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>13%</td><td>73%</td><td>78%</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>12%</td><td>70%</td><td>73%</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>12%</td><td>69%</td><td>70%</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>12%</td><td>69%</td><td>71%</td></tr> </tbody> </table> <p>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</p> <table border="1"> <caption>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>一世帯当たり人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>4,664</td><td>1,726</td><td>2.70</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>5,235</td><td>2,111</td><td>2.48</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>5,675</td><td>2,545</td><td>2.42</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>7,427</td><td>3,061</td><td>2.43</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>8,827</td><td>3,579</td><td>2.47</td></tr> </tbody> </table> <p>【年齢3区分別人口割合の推移】</p> <table border="1"> <caption>【年齢3区分別人口割合の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口 (%)</th> <th>生産年齢人口 (%)</th> <th>老年人口 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>16%</td><td>70%</td><td>70%</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>14%</td><td>66%</td><td>73%</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>14%</td><td>64%</td><td>73%</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>18%</td><td>62%</td><td>71%</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>20%</td><td>62%</td><td>71%</td></tr> </tbody> </table> <p>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</p> <table border="1"> <caption>【人口、世帯、一世帯当たり人員の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>一世帯当たり人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>14,166</td><td>4,922</td><td>2.88</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>14,998</td><td>5,522</td><td>2.72</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>17,206</td><td>6,553</td><td>2.63</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>18,121</td><td>7,061</td><td>2.57</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>18,303</td><td>7,374</td><td>2.48</td></tr> </tbody> </table> <p>【年齢3区分別人口割合の推移】</p> <table border="1"> <caption>【年齢3区分別人口割合の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口 (%)</th> <th>生産年齢人口 (%)</th> <th>老年人口 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>16%</td><td>71%</td><td>70%</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>15%</td><td>66%</td><td>70%</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>16%</td><td>62%</td><td>66%</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>17%</td><td>61%</td><td>62%</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>15%</td><td>61%</td><td>61%</td></tr> </tbody> </table>	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)	平成12年 (2000)	9,253	3,661	2.53	平成17年 (2005)	10,223	4,237	2.41	平成22年 (2010)	11,112	4,875	2.28	平成27年 (2015)	11,873	5,294	2.24	令和2年 (2020)	12,321	5,535	2.23	年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)	平成12年 (2000)	18%	73%	72%	平成17年 (2005)	17%	71%	76%	平成22年 (2010)	16%	67%	73%	平成27年 (2015)	16%	66%	70%	令和2年 (2020)	15%	69%	71%	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)	平成12年 (2000)	17,498	8,908	1.96	平成17年 (2005)	17,521	9,122	1.92	平成22年 (2010)	17,892	9,251	1.93	平成27年 (2015)	17,678	9,543	1.89	令和2年 (2020)	17,787	9,712	1.83	年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)	平成12年 (2000)	14%	77%	76%	平成17年 (2005)	13%	73%	78%	平成22年 (2010)	12%	70%	73%	平成27年 (2015)	12%	69%	70%	令和2年 (2020)	12%	69%	71%	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)	平成12年 (2000)	4,664	1,726	2.70	平成17年 (2005)	5,235	2,111	2.48	平成22年 (2010)	5,675	2,545	2.42	平成27年 (2015)	7,427	3,061	2.43	令和2年 (2020)	8,827	3,579	2.47	年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)	平成12年 (2000)	16%	70%	70%	平成17年 (2005)	14%	66%	73%	平成22年 (2010)	14%	64%	73%	平成27年 (2015)	18%	62%	71%	令和2年 (2020)	20%	62%	71%	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)	平成12年 (2000)	14,166	4,922	2.88	平成17年 (2005)	14,998	5,522	2.72	平成22年 (2010)	17,206	6,553	2.63	平成27年 (2015)	18,121	7,061	2.57	令和2年 (2020)	18,303	7,374	2.48	年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)	平成12年 (2000)	16%	71%	70%	平成17年 (2005)	15%	66%	70%	平成22年 (2010)	16%	62%	66%	平成27年 (2015)	17%	61%	62%	令和2年 (2020)	15%	61%	61%
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	9,253	3,661	2.53																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	10,223	4,237	2.41																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	11,112	4,875	2.28																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	11,873	5,294	2.24																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	12,321	5,535	2.23																																																																																																																																																																																														
年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	18%	73%	72%																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	17%	71%	76%																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	16%	67%	73%																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	16%	66%	70%																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	15%	69%	71%																																																																																																																																																																																														
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	17,498	8,908	1.96																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	17,521	9,122	1.92																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	17,892	9,251	1.93																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	17,678	9,543	1.89																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	17,787	9,712	1.83																																																																																																																																																																																														
年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	14%	77%	76%																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	13%	73%	78%																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	12%	70%	73%																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	12%	69%	70%																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	12%	69%	71%																																																																																																																																																																																														
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	4,664	1,726	2.70																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	5,235	2,111	2.48																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	5,675	2,545	2.42																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	7,427	3,061	2.43																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	8,827	3,579	2.47																																																																																																																																																																																														
年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	16%	70%	70%																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	14%	66%	73%																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	14%	64%	73%																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	18%	62%	71%																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	20%	62%	71%																																																																																																																																																																																														
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	14,166	4,922	2.88																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	14,998	5,522	2.72																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	17,206	6,553	2.63																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	18,121	7,061	2.57																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	18,303	7,374	2.48																																																																																																																																																																																														
年	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)																																																																																																																																																																																														
平成12年 (2000)	16%	71%	70%																																																																																																																																																																																														
平成17年 (2005)	15%	66%	70%																																																																																																																																																																																														
平成22年 (2010)	16%	62%	66%																																																																																																																																																																																														
平成27年 (2015)	17%	61%	62%																																																																																																																																																																																														
令和2年 (2020)	15%	61%	61%																																																																																																																																																																																														
2-2. 土地利用	<p>○住宅用地の割合が約3割で最も高い ○国道8号に商業地や工業地が形成</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p>	<p>○住宅用地の割合が約4割で最も高い ○国道157号沿線に商業地や工業地が形成</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p>	<p>○住宅用地の割合が約3割で最も高い ○国道8号、157号沿線に商業地や工業地が形成</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p>	<p>○田の割合が約3割で最も高い ○(都)本町新庄線(中央通り)沿線に商業地が形成</p> <p>【土地利用現況図】</p> <p>【土地利用現況図】</p>																																																																																																																																																																																													

項目	北部地域	東部地域	西部地域	南部地域
2-3. アンケート (1) 現状における満足度	<p>【全地域共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「買い物の便利さ」が最も高く、「住宅地の整備」も比較的高い 「公共交通機関の便利さ」や「歩行者・自転車道の整備」が他の項目と比べて低い <p>【市全体との比較】</p> <p>※高い（上位）、低い（下位）それぞれ3項目</p> <p>＜高い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便利さ ・公園や緑地の整備 ・子育て支援施設の整備 <p>＜低い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の整備 ・買い物の便利さ ・上水道の整備 <p>北部地域における現状の満足度</p> <p>東部地域における現状の満足度</p> <p>西部地域における現状の満足度</p> <p>南部地域における現状の満足度</p>	<p>【市全体との比較】</p> <p>※高い（上位）、低い（下位）それぞれ3項目</p> <p>＜高い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便利さ ・コミュニティ施設の整備 ・歴史文化・観光資源の整備 <p>＜低い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物の便利さ ・住宅地の整備 ・公園や緑地の整備 	<p>【市全体との比較】</p> <p>※高い（上位）、低い（下位）それぞれ3項目</p> <p>＜高い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便利さ ・買い物の便利さ ・住宅地の整備 <p>＜低い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育文化施設の整備 ・コミュニティ施設の整備 ・歴史文化・観光資源の整備 	<p>【市全体との比較】</p> <p>※高い（上位）、低い（下位）それぞれ3項目</p> <p>＜高い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便利さ ・買い物の便利さ ・住宅地の整備 <p>＜低い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便利さ ・公園や緑地の整備 ・スポーツ施設の整備
2-3. アンケート (2) 将来どのようなまちになってほしいか	<p>【全地域共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「医療・福祉環境が充実したまち」が最も高い 「災害」、「子育て環境」、「公共交通」に関する項目も3割以上と高い <p>【市全体との比較】</p> <p>「環境にやさしいまち」</p> <p>「災害に強い安心・安全なまち」を望む人が多い</p> <p>道路、公園などが整ったまち、</p> <p>観光・交流が盛んなまち、</p> <p>歴史・文化を感じられるまち」を望む人が多い</p> <p>将来のまちについての満足度調査結果</p> <p>市全体 市全体 東部地域</p>	<p>【市全体との比較】</p> <p>「医療・福祉環境が充実したまち」</p> <p>「教育・スポーツが盛んなまち」</p> <p>「災害に強い安心・安全なまち」を望む人が多い</p> <p>将来のまちについての満足度調査結果</p> <p>市全体 市全体 西部地域</p>	<p>【市全体との比較】</p> <p>「医療・福祉環境が充実したまち」</p> <p>「教育・スポーツが盛んなまち」</p> <p>「災害に強い安心・安全なまち」を望む人が多い</p> <p>将来のまちについての満足度調査結果</p> <p>市全体 市全体 南部地域</p>	<p>【市全体との比較】</p> <p>「公共交通が充実したまち」</p> <p>「自然環境（農地、緑など）と調和したまち」を望む人が多い</p> <p>将来のまちについての満足度調査結果</p> <p>市全体 市全体 北部地域</p>

項目	北部地域	東部地域	西部地域	南部地域
(3) 都市施設の整備について	<p>【全地域共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「医療・福祉施設の整備」が最も高い ○「道路の整備や維持管理」、「公共交通の充実」も高い <p>【市全体との比較】</p> <p>「公園や緑地の充実」を望んでいる</p> <p>【市全体との比較】</p> <p>「道路の整備や維持管理」を望んでいる</p> <p>【市全体との比較】</p> <p>「教育・文化施設の整備」 「スポーツ施設の整備」</p> <p>「防災施設の整備」を望んでいる</p> <p>【市全体との比較】</p> <p>「公共交通の充実」 「スポーツ施設の整備」を望んでいる</p>			
(4) 自由回答の分析による市民意向	<p>①バスなどの交通に関する不満を感じている ②子育てに関する意見がある ③道路や歩道、自転車に関する意見がある ④公園や商業施設に関する意見がある</p>	<p>①子育て環境の充実を求めている ②自転車通学等の安全性の向上を求めている ③商業施設に関する意見がある</p>	<p>①子供の教育に関する意見が一定程度ある ②自転車の防犯や歩行の安全に関する意見がある ③公園に関する意見がある ④子育て・医療の充実や公共施設に関する意見がある ⑤安心な街づくりを求めている</p>	<p>①交通の充実に関する意見がある ②子育てや公園、施設に関する意見がある ③子供や高齢者に関する意見がある</p>
2-4. 都市基盤の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路は整備済み ○JR 野々市駅が立地している ○上水道は、北部配水区、東部配水区、南部配水区の3区に含まれており、地域全体に配水されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路は整備済み ○北陸鉄道石川線が縦断しており、「野々市駅」、「野々市工大前駅」が立地している ○東部浄水場が立地しており、東部配水区として地域全体に配水されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○（都）高尾郷線、（都）野々市中央公園西線が整備中となっている ○西部中央地区土地区画整理事業が実施中となっている ○上水道は、東部配水区と南部配水区の2区に含まれており、地域全体に配水されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○（都）堀内上林線、（都）三納下林線が一部区間で未整備となっている ○中林地区土地区画整理事業が実施中となっている ○南部・北部浄化場が立地しており、南部配水区として地域全体に配水されている

3. 地域別まちづくり方針

3-1 北部地域

(1) まちづくりの課題



: アンケート調査より地域住民の声を反映した課題を示しています。

① JR 野々市駅周辺の利便性向上、魅力向上

- 鉄道駅周辺という立地優位性を十分に活かし、都市機能が集積する利便性の高い拠点地区として計画的な土地利用の誘導を図っていく必要があります。
-  ● 通勤・通学等多くの人々が行き交う場として商業機能の充実や、駅からの公共交通による移動環境の充実など、駅前にぎわい創出と交通結節点としての利便性を向上していく必要があります。
- 駅北口に隣接して立地する交遊舎について、地域の交流・活動の場としての活用方法の検討を行います。

② 公園立地を活かした地域づくり

- 御経塚遺跡が立地する特徴を最大限活かし、広く学習の場として活用していくだけではなく、地域住民の憩いの場として活用していくことが期待されます。
-  ● つばきの郷公園、押野中央公園については、地域の拠点として位置付けられている公園としての機能維持をはじめ、地域住民の交流の場等として活用していく必要があります。

③ 快適に安心して暮らせる生活環境の確保

- 国道8号など幹線道路沿道における適正な土地利用を誘導していく必要があります。
- 住宅地内においては、生活に密着した買い物やサービスが受けができる生活利便施設が不足している地域も見られます。
-  ● 地域に大きく広がる住居地において、良好な街並み形成、防災対策の強化、公共交通網の充実など、より安全で快適な住環境を確保していく必要があります。

(2) 地域の将来像

■ 地域特性

- ・県内外からの鉄道利用者の玄関口としての役割を担う地域
- ・商業・業務施設の立地が目立つ国道8号沿道
- ・つばきの郷公園や押野中央公園、御経塚史跡公園といった緑や歴史の拠点となる公園が立地
- ・人口は増加傾向であるが、年少人口割合が減少

■ 地域づくりの方向性

- ・本市の玄関口にふさわしいJR野々市駅周辺の地域づくりの推進
- ・幹線道路沿道の適正な土地利用誘導
- ・拠点的公園の地域づくりへの活用
- ・暮らしの場としての快適で安全な生活環境の確保

【まちづくりのテーマ】

JR野々市駅を中心としたにぎわいのある地域づくり

●JR野々市駅周辺における公共交通の利便性を活かしたにぎわい創出を目指すとともに、幹線道路沿道を中心とした活力を維持しながらも、幹線道路周辺の住宅地においては、いつまでも安全安心に暮らし続けられる生活の場として、さらに住みよい快適な住環境の確保を図っていく地域づくりを目指すものとします。

【まちづくりの基本目標】

基本目標1 JR野々市駅周辺における都市拠点の形成

基本目標2 公園の有効活用による地域の魅力向上、交流の場としての有効活用

基本目標3 快適で暮らしやすい生活環境の確保

全体構想部門	土地利用	市街地整備	交通体系	公園・緑地	河川・上下水道	良好な都市環境形成	都市景観形成	安全・安心	情報技術
基本目標1	○	—	○	—	—	○	—	—	—
基本目標2	—	○	—	○	—	○	○	—	—
基本目標3	○	○	○	—	○	—	—	○	—

※基本目標が関連する全体構想における主な部門を○印で示しています。

(3) まちづくりの基本方針

基本目標1：JR野々市駅周辺における都市拠点の形成

- JR野々市駅周辺において行政施設や商業施設の集約的配置により、駅前にぎわい創出を図ります。
- 交遊舎の地域の交流・活動の場としての活用方法の検討を進めながら、駅前の交流拠点の形成を図ります。
- 公共交通の利便性向上などにより、JR野々市駅での各種交通機関の連絡強化を図ります。

【都市拠点の形成】



▲JR野々市駅周辺への都市機能集積



▲交遊舎の活用方法検討

基本目標2：公園の有効活用による地域の魅力向上、交流の場としての有効活用

- 御経塚史跡公園の再整備により、貴重な歴史に触れあえる学習の場として活用を図ります。
- つばきの郷公園及び押野中央公園の機能維持により、地域の憩い・交流促進の場としてさらなる活用を図ります。

【地域内都市公園の有効活用】



▲御経塚史跡公園の再整備



▲公園機能の維持

基本目標3：快適で暮らしやすい生活環境の確保

- 長池地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を推進します。
- (都) 泉野々市線の整備を促進し、円滑な道路網の構築を推進します。
- 馬場川放水路の整備促進による浸水対策の強化や、押野雨水二号幹線の整備により災害に強い地域づくりを推進します。
- コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんキー」、北鉄バス、JR 北陸本線などの公共交通との連携やパークアンドライドの推進により、利便性が高く快適に暮らせる地域づくりを目指します。
- 国道8号沿道については、周辺の住環境に配慮した沿道商業地の形成を促進し、地域の活性化と生活利便性の向上を図ります。

【暮らしやすい生活環境の確保】



▲コミュニティバス「のっティ」
シャトルバス「のんキー」



▲国道8号沿道の土地利用誘導
(御経塚北交差点付近)

地域別将来整備方針図

北部地域

J R野々市駅を中心としたにぎわいのある地域づくり

JR野々市駅周辺における 都市拠点の形成

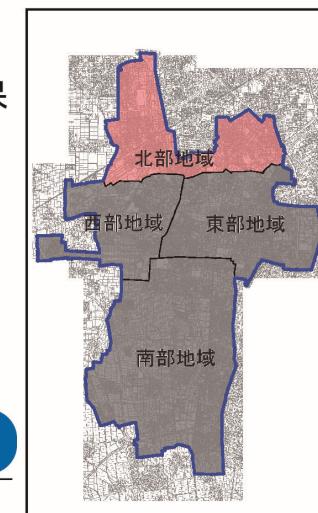
公園の有効活用による地域の魅力向上、 交流の場としての有効活用

快適で暮らしやすい生活環境の確保



【北部地域全体の方針】

- 公共交通網の充実
⇒コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんきー」、北鉄バスとの連携やパークアンドライドの推進を図る
 - 商業業務地区における沿道商業地の形成
⇒周辺の住環境に配慮した沿道商業地の形成と沿道の賑わい創出を図る



凡例



3－2 東部地域

(1) まちづくりの課題



: アンケート調査より地域住民の声を反映した課題を示しています。

① まちなかのにぎわいを維持、強化

- 他の地域と比較すると人口が横ばいであり、空き家の発生が見られるため、本市の中心都市拠点としての機能を維持・強化していく必要があります。
- 地域内に多く立地する文化・学習・交流の拠点施設について、地域の活性化に向けて積極的に活用・連携していく必要があります。
- 金沢工業大学の立地を活かし、若い世代の知恵や力を上手く地域づくりに活用していく必要があります。

② 歴史・文化的資源の活用による地域の個性・魅力向上

- 本市の中心都市拠点の中には、歴史的街並み形成地区として位置付けられる旧北国街道（本町通り）周辺は、地域の誇りとして歴史的建造物や街並み等を大切に守りながら積極的に地域づくりに活かしていく必要があります。

③ 多様な世代が安心・快適に暮らせる環境の確保

- 大学を有する本地域には、比較的若い世代の居住者も多く、子育て環境の充実を含め、若い世代から高齢者まで多様な世代が住みやすい生活環境を確保する必要があります。
- 本市の中でも広く商業地域に指定されているにもかかわらず、日常的に利用できる店舗等生活利便施設の立地が少ないなど、居住地としての利便性を向上していく必要があります。
- 本地域においては、昔からの街並みが残っているエリアが多く、空き家や空き地の有効活用、除雪対策の強化、狭隘道路の解消などによる住環境を向上していく必要があります。
- 国道157号や（都）高尾郷線などの幹線道路沿道や周辺の住宅地においては、沿道の活性化と生活利便性の向上を図るため、適正に土地利用を誘導していく必要があります。

(2) 地域の将来像

■ 地域特性

- ・古くより本市の中心市街地として発展
- ・文化・交流・教育施設が集積立地
- ・金沢工業大学が立地し、学生が多く在住
- ・国道等沿道周辺がにぎわう反面、まちなかの活力低下が懸念
- ・人口は概ね横ばい、一世帯あたり人員が少ない

■ 地域づくりの方向性

- ・中心市街地としての地域の活力再生
- ・歴史・文化資源等を活かした地域の魅力化
- ・中心都市拠点、歴史街並み形成地区にふさわしい地域づくりの推進
- ・学術拠点である金沢工業大学との連携
- ・多様な世代が暮らしやすい環境づくり

【まちづくりのテーマ】

歴史・文化と交流の場を活かした魅力ある地域づくり

●本市の貴重な歴史的な資源である旧北国街道（本町通り）をはじめ、集積する文化・交流・教育施設を活かした活力と魅力ある地域づくりとともに、若者から高齢者まで多様な人々が快適に暮らせる環境の確保を目指すものとします。

【まちづくりの基本目標】

基本目標1 歴史・文化を活かした個性とにぎわいの創出

基本目標2 多様な出会い・交流の場の創出と活用

基本目標3 大学と連携した地域づくりの推進

基本目標4 快適で暮らしやすいまちなか環境の形成

全体構想部門	土地利用	市街地整備	交通体系	公園・緑地	河川・上下水道	良好な都市環境形成	都市景観形成	安全・安心	情報技術
基本目標1	○	○	○	—	—	○	○	○	—
基本目標2	○	○	—	○	—	—	—	—	—
基本目標3	○	—	—	—	—	—	○	—	○
基本目標4	○	○	○	—	—	○	—	○	—

※基本目標が関連する全体構想における主な部門を○印で示しています。

(3) まちづくりの基本方針

基本目標1：歴史・文化を活かした個性とにぎわいの創出

- 中心都市拠点として位置付けられる本町地区周辺においては、行政施設をはじめ、教育・文化及び商業施設などの集約的配置を図り、にぎわい創出を図ります。
- 喜多家住宅及び郷土資料館など、旧北国街道（本町通り）沿道における歴史的建造物の保存・活用を図ります。
- 旧北国街道（本町通り）沿道においては、建築物の修景や古民家等空き家の活用等を促進し、歴史的街並み景観の保全・創出を図ります。
- 旧北国街道（本町通り）沿道においては、安全で快適な歩行者空間の確保により、歩けるまちづくり進めています。

【歴史的建造物の保存・活用】



▲喜多家住宅

▲郷土資料館

基本目標2：多様な出会い・交流の場の創出と活用

- 旧北国街道（本町通り）周辺立地するフォルテ、カレード（市立図書館）、カミーノ（中央公民館）といった主要な公共施設と連携した各種イベント開催などによる出会い・交流を促進し、一体的な地域活性化を目指します。

基本目標3：大学と連携した地域づくりの推進

- 金沢工業大学周辺において、にぎわいのある沿道商業地の形成を図るなど、学術拠点としてふさわしい地区の魅力向上を目指します。
- 金沢工業大学の立地を活かし、フィールドワークの場としての活用や、地域づくりへのICT、IoTの活用検討など、大学と連携した先駆的な地域づくりを目指します。

【拠点となる公共施設や金沢工業大学の立地を活かした地域づくり】



▲にぎわいの里 のいちカミーノ



▲金沢工業大学

基本目標4：快適で暮らしやすいまちなか環境の形成

- コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんキー」、北鉄バス、北陸鉄道石川線との連携やパークアンドライドの推進により、快適に暮らせる地域づくりを目指します。
- 快適で暮らしやすいまちなか居住を推進するため、空き家の活用を推進します。
- 北陸鉄道石川線・野々市工大前駅と金沢工業大学を結ぶ路線について、消雪施設の整備による安全安心な交通網を確保します。
- 本町地区に多い狭隘道路においては、建築物の建て替え時など、適切な時期に解消を進めます。

地域別将来整備方針図

歴史・文化と交流の場を活かした魅力ある地域づくり

歴史・文化を活かした個性とにぎわいの創出

多様な出会い・交流の場の創出と活用

大学と連携した地域づくりの推進

快適で暮らしやすいまちなか環境の形成

喜多家住宅及び郷土資料館の保全・活用

旧北国街道（本町通り）とフォルテ、カレード（市立図書館）、カミーノ（中央公民館）の連携によるにぎわいと交流の促進

フォルテ・カレード（市立図書館）を活用したイベント等によるにぎわいと交流の促進

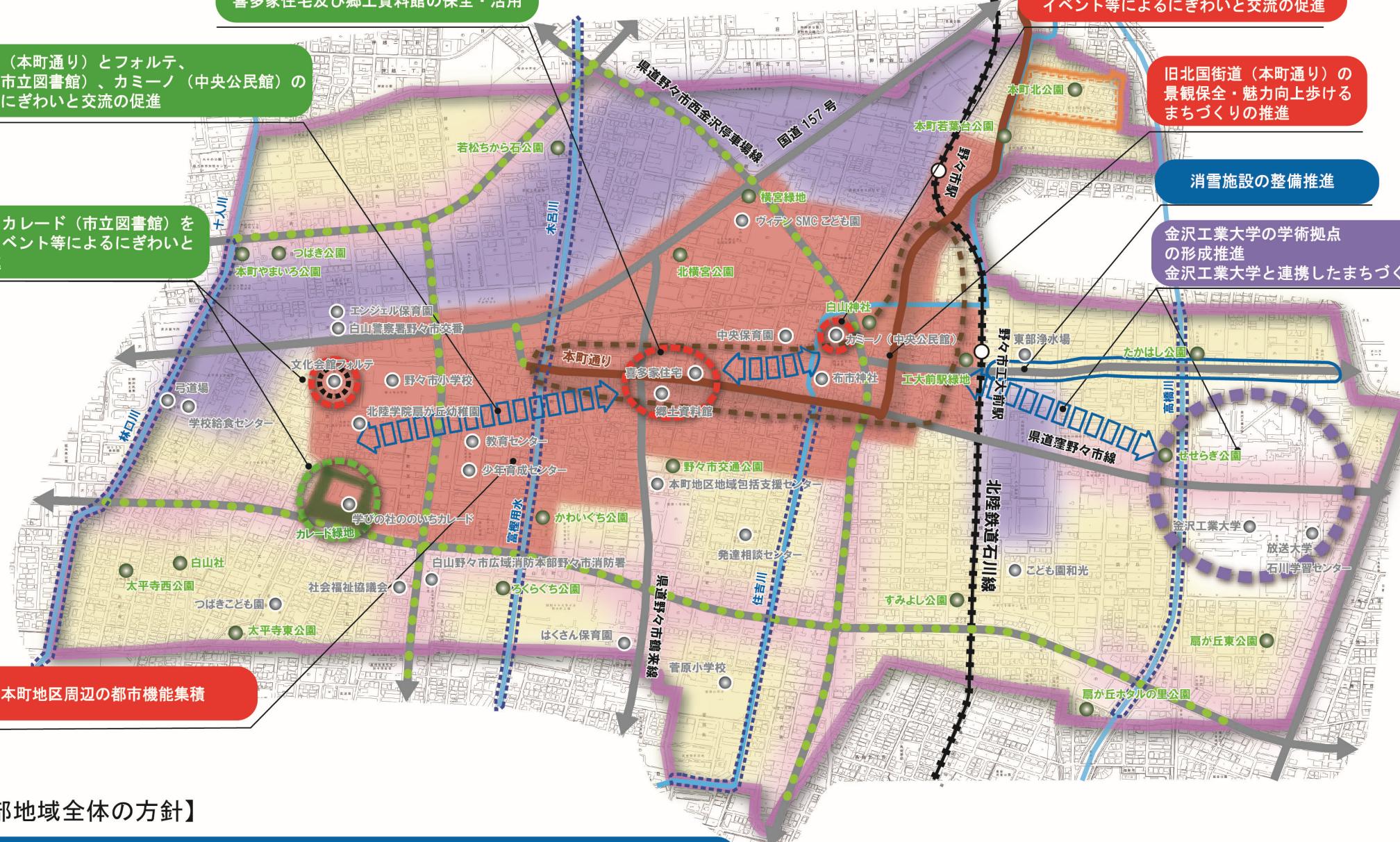
本町地区周辺の都市機能集積

カミーノ（中央公民館）を活用したイベント等によるにぎわいと交流の促進

旧北国街道（本町通り）の景観保全・魅力向上歩けるまちづくりの推進

消雪施設の整備推進

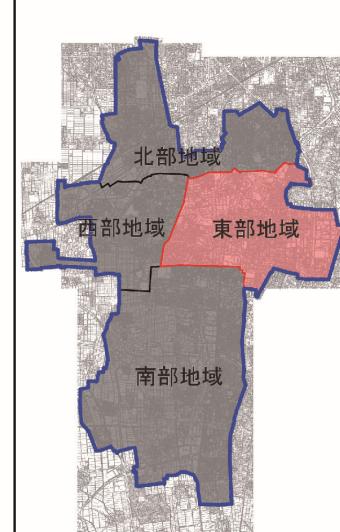
金沢工業大学の学術拠点の形成推進
金沢工業大学と連携したまちづくり



【東部地域全体の方針】

- 狹隘道路の解消による災害に強い地域づくりの推進
⇒古くからある集落周辺に狭い道路が多いため、建築物の建て替え等適切な時期に解消を推進する
- 公共交通網の充実による快適に暮らせる地域づくりの推進
⇒コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんきー」、北鉄バスとの連携やパークアンドライドの推進を図る
- 空き家、低未利用地の適正管理及び有効活用による快適で暮らしやすいまちなか居住の推進
⇒市域の中でも東部地域は特に空き家が多いため、適切な管理及び有効活用を図る

東部地域



イメージ図面配置予定

凡例

■	都市機能集積地区
■■	歴史的街並み形成地区
■■■	住宅地区
■■■■	商業業務地区
■■■■■	工業業務地区
■■■■■■	主な公園・緑地
■■■■■■■	その他の公園・緑地など
●	主要施設
●●●●	緑のある主な道路
□□□□	河川沿いの遊歩道
◆◆◆◆	地区計画区域
◆◆◆◆◆	連携軸
◆◆◆◆◆◆	交通結節点
←→	幹線道路



0 200 400 600 800 1000m

3－3 西部地域

(1) まちづくりの課題



アンケート調査より地域住民の声を反映した課題を示しています。

① 市街化の進展への対応

- 土地区画整理事業の実施による市街化が進展している地区であり、地区の特性に応じながら、都市基盤の整備をはじめ、子育てや教育環境及び医療環境の充実など、快適に暮らせる市街地の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 地域内を走る国道8号及び157号、外環状道路道路（海側幹線）沿道を中心として、商業業務施設が複数立地しており、今後も隣接する住宅地等の居住環境の保全を図りながら、適正な土地利用の誘導を図っていく必要があります。
- 郷二丁目地区及び郷町地区においては、周辺土地利用状況と一体となった土地利用を推進していく必要があります。

② 野々市中央公園の機能強化

- 市内において大規模なスポーツの大会等が開催可能な屋内施設がないことから、大会やイベントに活用可能な機能を検討する必要があります。
- 多様な生物が生息する自然環境の保全や市民の憩いとにぎわいの交流空間の創出を図る必要があります。
- 野々市中央公園は防災拠点として位置付けられていることから、防災機能の強化が求められています。

③ 安心して暮らせる生活環境の確保

- 野々市中央公園周辺の病院等の立地を活かしながら、いつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。
- (都)高尾郷線道路や(都)野々市中央公園西線の道路整備や計画的な沿道利用の促進などにより、快適に安心して暮らせる居住環境を維持・確保していく必要があります。

(2) 地域の将来像

■ 地域特性

- ・国道8号、157号が通過する広域交通の要所
- ・幹線道路沿道では比較的規模の大きな商業地や工業地が形成
- ・野々市中央公園との近接性を活かした新たな市街地が整備中
- ・人口増加の傾向が顕著で、年少人口割合も増加
- ・スポーツ・レクリエーション拠点である野々市中央公園が立地

■ 地域づくりの方向性

- ・土地区画整理事業と一体的な都市基盤の整備推進
- ・幹線道路沿道等における適正な土地利用の誘導
- ・新たな市街地にふさわしい生活利便性の向上
- ・野々市中央公園の機能強化等による地域の魅力向上
- ・多様な世代が安全に健康に暮らし続けられる地域づくりの推進

【まちづくりのテーマ】

野々市中央公園を核とした健やかで快適に暮らせる地域づくり

- 多様な機能が共存しながら、適正な土地利用の誘導や計画的な市街地整備等を一体的に進め、より健やかで快適に暮らせる生活利便性の高い地域づくりを目指すものとします。

【まちづくりの基本目標】

基本目標1 野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成

基本目標2 野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保

基本目標3 快適で暮らしやすい生活環境の確保

※基本目標が関連する全体構想における主な部門を○印で示しています。

全体構想部門	土地利用	市街地整備	交通体系	公園・緑地	河川・上下水道	良好な都市環境形成	都市景観形成	安全・安心	情報技術
基本目標1	—	○	—	○	—	○	○	○	—
基本目標2	○	○	—	○	—	—	—	—	—
基本目標3	○	○	○	—	—	—	—	—	—

(3) まちづくりの基本方針

基本目標1：野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成

- 施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの検討を行うとともに、より有効的な施設の活用に向け、近隣の病院や福祉施設との連携について検討を行います。
- 地域住民の交流の場としての利活用のみでなく、多様な市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用できるような施設の検討を行います。
- 防災拠点として機能するよう、避難場所や備蓄倉庫、仮設住宅など防災機能の強化について検討を行います。

【健康拠点の形成】



▲野々市中央公園の拡張整備



▲ののいち椿館

基本目標2：野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保

- 西部中央土地区画整理事業の推進により、計画的な市街地形成を図ります。
- 地区計画等による快適で良好な住宅地の維持・形成を図ります。



▲地区計画等による街並み例



▲施行区域内に立地する南ヶ丘病院

基本目標3：快適で暮らしやすい生活環境の確保

- 郷二丁目地区及び郷町地区においては周辺土地利用状況と一体となった市街地の整備を推進します。
- 外環状道路(海側幹線)の整備促進及び(都)野々市中央公園西線及び(都)高尾郷線の整備推進により、円滑な道路網の構築を図ります。
- 国道8号、157号沿道における適正な商業業務系土地利用の誘導により、生活利便性の向上を図ります。

【幹線道路沿道の土地利用誘導と交通体系の整備推進】



▲国道157号沿道土地利用の誘導
(堀内新交差点と堀内北交差点の
中間地点付近)



▲(都)野々市中央公園西線の整備

地域別将来整備方針図

野々市中央公園を核とした健やかで快適に暮らせる地域づくり

野々市中央公園における
健康・交流・防災拠点の形成

野々市中央公園周辺における
快適で安全な居住環境の確保

快適で暮らしやすい
生活環境の確保

工業地としての土地利用推進

外環状道路
(海側幹線) の整備

周辺区画整理と一体となった
市街地整備推進

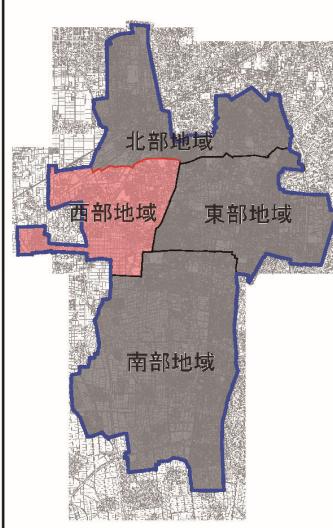
(都) 高尾郷線の整備推進

(都) 野々市中央公園西線の整備推進

土地区画整理事業による
計画的な市街地整備の推進

野々市中央公園の拡張整備など
・広域防災拠点としての機能拡充
・スポーツ施設機能拡充

西部地域



凡 例

■ 住宅地区
■ 商業業務地区
■ 工業業務地区
■ 主な公園・緑地
● その他の公園・緑地など
● 主要施設
●●● 緑のある主な道路
■ 河川沿いの遊歩道
■ 地区計画区域
↔ 幹線道路



0 200 400 600 800 1000m

【西部地域全体の方針】

○ 地区計画による良好な市街地形成
⇒本地域では、地区計画の指定箇所が多く、今後とも地区計画による良好な市街地の形成を図る

○ 商業業務地区における沿道商業地の形成
⇒周辺の住環境に配慮した沿道商業地の形成と沿道の賑わい創出を図る

3－4 南部地域

(1) まちづくりの課題



: アンケート調査より地域住民の声を反映した課題を示しています。

① 市街化の進展への対応

- 市役所周辺地区において、本市の中心都市拠点にふさわしい計画的な施設の立地を誘導していく必要があります。
- (都) 本町新庄線（中央通り）沿道における計画的な土地利用を継続していく必要があります。
- 土地区画整理事業の実施による市街化が進展している地区であり、地区の特性に応じながら、都市基盤の整備をはじめ、子育てや教育環境の充実など、快適に暮らせる市街地の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 人口動態等を鑑みながら、必要に応じ市街化区域隣接地区等における計画的な市街地整備を検討していく必要があります。

② 田園環境、歴史資源の保全・活用

- 多くの市民の憩いの場となっているあらみや公園や南部公園の機能を維持していく必要があります。
- 末松廃寺跡については、北陸地域においても貴重な史跡であり、後世に継承するとともに、身近に歴史を感じられる公園として活用していく必要があります。
- 本市の農業振興及び貴重な自然環境保全の観点で、市街化調整区域に見られる農地の保全を図る必要があります。
- 地域活力を持続するため集落環境を維持・向上していく必要があります。
- 農環境を活かした产学官連携による産業を開拓していく必要があります。

③ 快適に安心して暮らせる生活環境の確保

- 南北方向の道路網を構築するため、未整備区間の都市計画道路を整備していく必要があります。
- より暮らしやすい地域づくりのため、公共交通の利便性を向上していく必要があります。

(2) 地域の将来像

■ 地域特性

- ・市役所周辺及び（都）本町新庄線（中央通り）沿道において新たな中心的市街地が発展
- ・地域内の市街化区域では継続的に人口が増加
- ・市街化調整区域では緑豊かな田園が広がる一方、人口が減少傾向にあり、農業の衰退が懸念
- ・石川県立大学との近接性を活かした新たな市街地が整備中
- ・末松廃寺跡公園、石川県立大学など、歴史と学術の拠点となる施設が立地

■ 地域づくりの方向性

- ・本市の中心都市拠点にふさわしい地域づくりの推進
- ・田園環境、農環境の保全・活用
- ・土地区画整理事業と一体的な都市基盤の整備推進
- ・石川県立大学、末松廃寺跡公園の立地を活かした個性の創出
- ・多様な暮らし方のできる地域づくりの推進

【まちづくりのテーマ】

市役所周辺のにぎわいと田園環境を活かした地域づくり

●にぎわいのある都市と緑豊かな田園地域が調和しながら、住まう場、働く場、楽しむ場及び学ぶ場として機能し、本市の新たな拠点として活力・魅力ある地域づくりを目指すものとします。

【まちづくりの基本目標】

基本目標1 市役所周辺における都市拠点の形成

基本目標2 田園・自然環境及び歴史資源の保全・活用

基本目標3 大学と連携した地域づくりの推進

基本目標4 快適で暮らしやすい生活環境の確保

全体構想部門	土地利用	市街地整備	交通体系	公園・緑地	河川・上下水道	良好な都市環境形成	都市景観形成	安全・安心	情報技術
基本目標1	○	—	—	—	—	○	—	—	○
基本目標2	○	○	—	○	—	○	○	—	—
基本目標3	○	—	—	—	—	—	○	—	—
基本目標4	○	○	○	—	—	—	—	—	○

※基本目標が関連する全体構想における主な部門を○印で示しています。

(3) まちづくりの基本方針

基本目標1：市役所周辺における都市拠点の形成

- 中心都市拠点として位置付けられる市役所周辺においては、行政施設をはじめ介護・福祉施設、子育て施設の集約的配置を図るとともに、(都)本町新庄線（中央通り）沿道における適正な土地利用の誘導によるにぎわいと魅力ある拠点形成を図ります。
- 多くの人が居住する地域として持続的なコミュニティを形成するため、集積する公共施設を活用しながら、多様な世代が交流できる機会の提供を図ります。
- 若い世代の居住を促進するため、都市拠点等における雇用の場の創出を図ります。

基本目標2：田園・自然環境及び歴史資源の保全・活用

- 地域住民をはじめ市民の憩いの場となっているあらみや公園や南部公園の機能維持を図ります。
- 中林地区におけるメモリアルパークのいち（市営墓地）については、園地内の豊かな緑空間を活かし、広く市民や地域住民の憩いの場として活用を図ります。
- 末松廃寺跡公園について、地域の貴重な歴史的資源として再整備を図ります。
- 地域西南部に広がる農地の保全を図ります。
- 農業の振興を図るとともに、田園地域に立地する既存集落においては、地域コミュニティや集落環境の維持・活用を図ります。

【田園・自然環境及び歴史資源の保全・活用】



▲末松廃寺跡公園の再整備



▲農地の保全と活用

基本目標3：大学と連携した地域づくりの推進

- 石川県立大学周辺における学術拠点の形成を図るとともに、大学と連携しながら多様な世代が学び、交流できる機会の提供を図ります。
- 農環境を地域の個性として捉え、石川県立大学が有する高度な技術を活かし連携しながら、6次産業等の振興による地域活性化を目指します。

【石川県立大学と連携した地域づくりの推進】



▲石川県立大学との連携



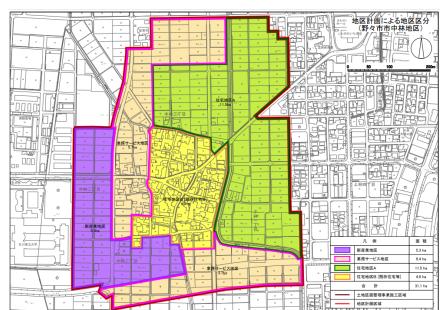
▲6次産業化の事例

(研究機関や企業などが共同で研究・開発した地元農産物を活用した食品の販売)

基本目標4：快適で暮らしやすい生活環境の確保

- 体系的な道路網構築のため、(都) 野々市中央公園西線、三納下林線、堀内上林線における未整備区間の整備を推進します。
- 中林地区においては、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を推進します。
- コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんキー」、北鉄バス、北鉄石川線との連携やパークアンドライドの推進による公共交通網の充実を進め、快適に暮らせる地域づくりを目指します。
- 周辺の住環境に配慮しながら、(都) 本町新庄線（中央通り）沿道における適正な商業業務系土地利用の誘導により、生活利便性の向上を図ります。

【暮らしやすい生活環境の確保】



▲中林地区計画図



▲コミュニティバス「のっティ」

地域別将来整備方針図

市役所周辺のにぎわいと田園環境を活かした地域づくり

市役所周辺における都市拠点の形成

田園環境・自然環境及び歴史資源の保全・活用

大学と連携した地域づくりの推進

快適で暮らしやすい生活環境の確保

(都) 野々市中央公園西線の整備推進

(都) 三納下林線の整備推進

(都) 堀内上林線の整備推進

緑地の活用（市営墓地）

石川県立大学周辺の学術拠点の形成

歴史を学べる場としての活用

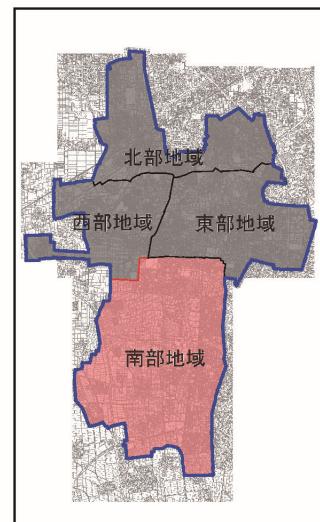
西南部地域の農地保全

【南部地域全体の方針】

- 公共交通網の充実
⇒コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんきー」、北鉄バスとの連携やパークアンドライドの推進を図る
- 商業業務地区における沿道商業地の形成
⇒周辺の住環境に配慮した沿道商業地の形成と沿道の賑わい創出を図る
- 集落環境の維持、活用
⇒既存集落における地域コミュニティや集落環境の維持、活用を図る
※既存集落は で示す

土地区画整理事業による計画的な市街地整備の推進

南部地域



イメージ図面配置予定

凡例

	都市機能集積地区
	住宅地区
	商業業務地区
	工業業務地区
	農業振興地区
	主な公園・緑地
	その他の公園・緑地など
	主要施設
	緑のある主な道路
	河川沿いの遊歩道
	地区計画区域
	交通結節点
	幹線道路



0 200 400 600 800 1000m

第7章 実現にむけて

1. 協働のまちづくり

(1) 情報の公開

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などにあたっては、市の広報紙やホームページなどを通じて情報公開するほか、ICT サービス（「結ネット」）の利用促進により市民への公表と周知を図ります。

(2) 市民の参画の推進

施策や事業の実施においては、計画の策定段階からワークショップや地区懇談会、パブリックコメントの実施、公募委員の登用など、誰もが参加できる環境づくりを推進します。

(3) まちづくり関連手法の活用

良好なまちづくりを進めるために、地区計画や建築協定・緑地協定など、都市計画に関わる制度を活用します。

また、まちづくりの担い手である市民の意識啓発を図るためにも、「都市計画提案制度」の活用を図ります。

(4) 市民のまちづくり活動に対する支援方策の検討

地域のまちづくりを推進していくためには、担い手である人材の育成、まちづくりに対する情報提供、自主的なまちづくり活動への支援など、様々な支援方策を検討します。

(5) 民間活力の有効活用

公共施設等の建設や維持管理等について、民間の資金とノウハウを活用し、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）や PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）の手法の導入や、指定管理者制度による民間活力の導入により、質の高い公共サービスの提供を推進します。

2. 柔軟かつ効率的な都市計画行政の推進

(1) 国や県、近隣市町などと連携したまちづくり

本市だけでは実現できない広域的なプロジェクトや道路・交通ネットワークの形成や河川整備などについては、国や県、近隣市町をはじめとする関係機関との連携・協力により早期の具体化や事業の実施、推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の確立

庁内における横断的な組織の連携や総合的な視点でまちづくりを進める体制を構築し、共通認識のもとに柔軟かつ効率的な事業、施策を推進します。

(3) 計画の見直し

本計画は長期的な計画となっていますが、石川県の都市計画区域マスターplanの見直し（区域区分の見直し）などの上位計画の改訂や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを検討していきます。なお、見直し時期は本計画期間の中間年次に当たる令和 14 年度（2032 年度）を予定しており、本計画と密接に関係する立地適正化計画についてはおおむね 5 年毎に見直しを予定しています。

将来都市整備方針の大幅な変更や、本計画策定段階では想定できなかったような状況が発生することも想定されます。そのため、策定後の状況変化を受けて部分的改訂の検討を必要に応じて行います。

